

公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 17 年 12 月

公認会計士・監査審査会

本冊子の記載内容について

本冊子は、平成 16 事務年度における公認会計士・監査審査会の活動状況について記載しています。

事務年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までですが、公認会計士・監査審査会は平成 16 年 4 月 1 日に設置されたため、本冊子では平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 6 月 30 日までの活動状況について記載することとしています。

なお、記載内容の一部として、閲覧上の便宜を図るために、公認会計士・監査審査会が設置される前の情報を載せており、また、速やかに最新の情報をお伝えする趣旨から、平成 17 年 7 月 1 日以降の情報を載せております。

目 次

はじめに.....	1
I 総論	
第1章 公認会計士・監査審査会.....	5
1. 公認会計士・監査審査会とは.....	5
2. 業務の概要.....	5
(1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議.....	5
(2) 公認会計士試験の実施.....	7
(3) 監査業務の状況調査に対する審査及び検査.....	7
3. 組織.....	10
4. 活動実績の概要.....	10
《トピック》シンボルマークの制定.....	13
II 各論	
第2章 監査業務の状況調査に対する審査及び検査.....	14
1. 審査及び検査とは.....	14
(1) 審査の概要.....	14
(2) 検査の概要.....	15
(3) 励告.....	15
2. 本事務年度の実績.....	16
(1) 審査基本方針等の策定.....	16
(2) 協会の品質管理レビューの実態把握及び提言の取りまとめ.....	23
(3) 本事務年度の審査及び検査.....	28
(4) 審査及び検査の結果の取りまとめ.....	33
《トピック》情報提供窓口の設置.....	34
第3章 調査審議.....	35
1. 調査審議とは.....	35
2. 本事務年度の調査審議.....	36
第4章 公認会計士試験の実施.....	41
1. 公認会計士試験とは.....	41
2. 公認会計士試験制度.....	41
(1) 現行公認会計士試験の概要.....	41

(2) 公認会計士法の改正	42
(3) 新公認会計士試験の概要	44
3. 現行公認会計士試験の実施状況	46
(1) 平成 16 年試験	46
(2) 平成 17 年試験	48
4. 新公認会計士試験の実施に係る検討等	48
(1) 新試験小委員会における検討の状況	48
(2) 新公認会計士試験システム	50
《トピック》 講演活動	52
 第5章 諸外国の関係機関との協力	53
1. 多国間における協力	53
(1) 第1回監査人監督者会議	53
(2) 第2回監査人監督者会議	53
2. その他意見交換等	54
(1) 米国 P C A O Bへの訪問	54
(2) その他	54
《トピック》 ホームページの作成	55

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料	
1－1 公認会計士法の改正の概要	61
—公認会計士・監査審査会発足の経緯—	
1－2 公認会計士・監査審査会運営規程	64
1－3 公認会計士・監査審査会の実績（議事概要）	68
2 審査及び検査関連資料	
2－1 監査の信頼性確保のために	72
—審査基本方針等—	
2－2 品質管理レビューの一層の機能向上に向けて（概要）	79
—日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言—	
3 公認会計士試験実施関連資料	
3－1 公認会計士試験の実施状況（平成元年以降）	87
3－2 公認会計士試験合格者調等	
3－2－1 平成16年公認会計士試験 第1次試験合格者調	88
3－2－2 平成16年公認会計士試験 第2次試験短答式試験合格者調	93
3－2－3 平成16年公認会計士試験 第2次試験合格者調	99
3－2－4 平成16年公認会計士試験 第3次試験口述受験者調	105
3－2－5 平成16年公認会計士試験 第3次試験合格者調	112
3－2－6 平成17年公認会計士試験 第1次試験合格者調	119
3－2－7 平成17年公認会計士試験 第2次試験短答式試験合格者調	124
3－3 新公認会計士試験の実施事項（集約版）	130

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成15年5月に改正された公認会計士法に基づき、平成16年4月1日に、従前の「公認会計士審査会」を改組・拡充して金融庁に設置された新しい行政機関です。審査会は、監査事務所の会計監査の質を高め、投資者である国民の利益、すなわち公益を保護することを重要な使命としています。本報告書は、審査会の活動状況について、設立から平成17年6月までの取組みを中心に取りまとめたもので、審査会として初めての活動状況の報告となります（今後年次報告として、毎事務年度発行します）。

審査会は、これまで「公認会計士審査会」が担っていた

- (1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
- (2) 公認会計士試験の実施

に加え、新たな業務として

- (3) 日本公認会計士協会が実施する監査又は証明業務の状況調査の審査及び検査

を担当しています。

この3つの業務について、本報告書の報告対象期間中の活動の要点を紹介します。

- (1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議に関しては、平成16年12月及び17年1月に2件実施しています。
- (2) 公認会計士試験の実施に関しては、公認会計士としての質を確保しつつ、多様な人材を輩出することを目的として、平成18年から新しい試験制度が始まるため、審査会は現行の試験を厳正に実施するとともに、新試験の準備作業に取り組んでいます。
- (3) 新しい業務である日本公認会計士協会が実施する監査又は証明業務の状況調査の審査及び検査については、審査会は日本公認会計士協会による品質管理レビューに対する審査及び検査を通じて、監査事務所の品質管理の確保に取り組んでいます。

この点に関して、審査会は、審査及び検査を通じて日本公認会計士協会による品質管理レビューをより適切かつ有効に機能させるため、平成17年2月に「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて—日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言—」を公表しました。この提言に対し、協会は積極的に改善協力をに行ってています。また、平成16年度の品質管理レビューの対象となった監査事務所の全てについて審

査を行い、必要と認めた場合には監査事務所等に対して検査を実施しています。

審査会は、設立当初より業務運営の透明性の確保を目指すとともに、行政機関として国民に対する説明責任を果たすため、これまで審査会の組織・活動状況に関し、パンフレットの作成・配布、ホームページの開設など、正確な情報を適時に提供するように努めています。このような観点から、品質管理レビューの審査及び検査を進める過程で把握した監査の品質管理上の問題点等については、この活動状況の報告とは別に、可能な範囲で公表し、その実態を明らかにしていきたいと考えています。

審査会は、このたび明らかとなった会計不正事件に関連し、企業の財務情報の信頼性の確保のため重大な役割を担うべき公認会計士が起訴されるなど、会計監査に対する投資者の信頼を揺るがしかねない事態が生じていると考えています。このような情勢に鑑み、審査会は、会計監査に対する信頼を回復することが公益の保護のため喫緊の課題であると認識し、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向をも踏まえ、

- (1) 4大監査法人に対し、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。その際、改善すべきものが認められれば、所要の措置を講じる
- (2) 検査で指摘された事項の改善状況について、各法人に対しフォローアップを行い、1年以内に改善が進捗しない場合には、所要の措置を講じる
- (3) 4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表する

ことを内容とする「4大監査法人に対する早急な検査等の措置」を平成17年10月25日に公表しました。

審査会は、監査の信頼性確保のためにこれらの措置を着実に推進するとともに、今後とも、課せられた使命を誠実に実行することにより、監査の質と実効性のより一層の向上を図り、我が国の資本市場の公正性と透明性を高めることで、投資者、債権者などからの信頼の向上に資するよう努めてまいりたいと考えています。

平成 17 年 10 月 25 日
金融庁
公認会計士・監査審査会

適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について

公認会計士監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、監査の信頼を揺るがしかねない事態が生じているとの認識の下、厳正な会計監査の確保等を通じた適正なディスクロージャーの確保に向け、以下の方策を推進するものとする。

1 4 大監査法人に対する早急な検査等の措置

昨今の会計監査を巡る情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して下記のとおり早急な検査等の措置を講じることとし、会計監査に対する信頼確保に資するよう努める。

- (1) 公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して監査の品質管理の観点から、現に実施中のものを含め、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。監査の品質管理について改善すべきものが認められた場合、所要の措置を講じる。
- (2) 審査会は4大監査法人の改善状況についてフォローアップを行い、必要に応じて検査を実施する。4大監査法人における監査の品質管理の改善が1年以内に進捗しない等の場合、審査会は所要の措置を講じる。
- (3) 審査会は、審査及び検査の進捗状況に応じて、監査事務所を通じた監査の品質管理の全般的な実態を隨時取りまとめ、公表することとしている。
4大監査法人についても、その検査等が一巡した段階で、4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表する。

2 公認会計士に係るローテーションルールの見直し

監査人の独立性確保と監査法人における監査の品質管理の徹底を図る観点から、現行継続監査期間 7 年、インターバル 2 年となっているローテーションルールについて、4 大監査法人の主任会計士においては、今後、継続監査期間 5 年、インターバル 5 年へと見直しを図るためのルール整備を日本公認会計士協会に要請する。

3 品質管理基準の策定等

監査契約の締結から監査計画の策定、監査業務の実施、審査、監査報告書の発行に至る各段階において、監査の品質管理の強化を図る観点から、現在企業会計審議会で検討を進めている品質管理基準について、速やかに策定・公表を行う。これを受けた各監査法人においては、来年 3 月までに品質管理体制の整備を行うこととなる。

また、会計監査に際して、企業や企業環境についての十分な理解に基づき、虚偽記載の発生するリスクを的確に分析し、そのリスクの態様に応じて適切な監査手法が監査人により選択されていくよう、監査基準の改訂を併せて実施する。

4 開示企業における財務報告に係る内部統制の整備

開示企業における財務報告に係る内部統制の充実を図る観点から、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士による監査のあり方について、企業会計審議会における基準等の検討作業を加速するとともに、これを踏まえて評価及び監査に関する制度面での整備についても検討を進める。

(以上)

I 総論

第1章 公認会計士・監査審査会

1. 公認会計士・監査審査会とは

近年、会計と監査の複雑化・多様化・国際化が進むなか、世界的に監査の信頼性を疑わせる事件が発生し、国際的に監査の公正性と信頼性が強く求められている。我が国においても資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査制度の充実・強化を目的とし、平成15年5月に公認会計士法が改正され、従前の「公認会計士審査会」が改組・拡充され、「公認会計士・監査審査会」が平成16年4月に設置された（公認会計士法改正に基づく「公認会計士・監査審査会」発足の経緯は資料編を参照）。

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、会長1名、常勤委員1名及び非常勤委員8名で構成される合議制の機関として金融庁に置かれている。会長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使する。

【図1 公認会計士・監査審査会の設立・業務】

2. 業務の概要

審査会は、改組前の公認会計士審査会が担っていた

- (1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
- (2) 公認会計士試験の実施

に加え、

(3) 日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による監査又は証明業務（以下「監査業務」という。）の状況調査に対する審査及び検査を行っている。

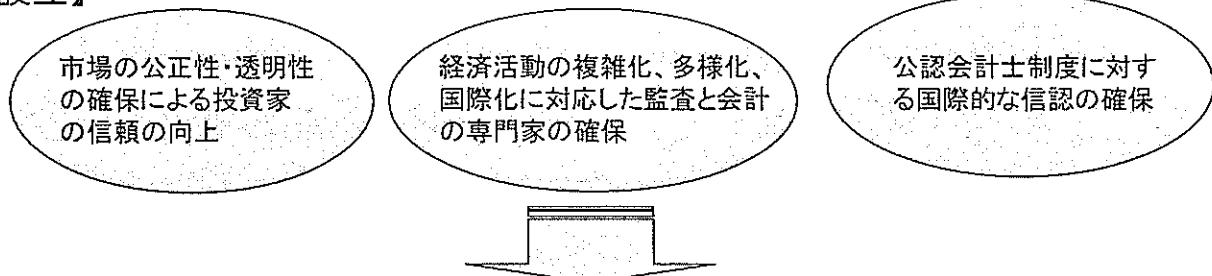
審査会は、与えられた職責を誠実に全うし、我が国における監査の質の確保と実効性の向上を図り、我が国資本市場の公正性・透明性の確保による投資者の信頼性の向上及び債権者の保護に努めている。

(1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

公認会計士又は監査法人が、監査業務に関して虚偽又は不当な証明を行った場合や公認会計士法令に違反した場合等において、金融庁長官は

図1 公認会計士・監査審査会の設立・業務

【設立】



平成14年12月金融審議会公認会計士制度部会報告

「公認会計士監査制度の充実・強化」がまとめられる

- ・公認会計士の使命・職責の明確化
- ・公認会計士等の独立性の確保
- ・監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化
- ・公認会計士試験制度の見直し 等

平成15年5月

公認会計士法改正

これまでの公認会計士審査会を改組・拡充

平成16年4月

公認会計士・監査審査会の設立

【業務】

従前の公認会計士審査会

- (1) 公認会計士等に対する懲戒処分や監査法人に対する処分に関する調査審議
- (2) 公認会計士試験の実施

平成16年4月からの公認会計士・監査審査会

(1)(2)に加え
新たに…

- (3) 日本公認会計士協会による監査業務の状況調査に対する審査及び検査

懲戒処分等を行うことができる。

処分に関する決定を含む主な手続は、金融庁において行われるが、公認会計士法上、金融庁長官が懲戒処分を決定するに際しては、審査会の意見を聴かなければならないとされている。審査会は、金融庁長官から懲戒処分等に関して意見を求められた場合、調査審議を行い、金融庁長官に対して意見を表明する。

【図2 調査審議の概要】

(2) 公認会計士試験の実施

審査会は従前の公認会計士審査会と同様、公認会計士法に基づき、公認会計士試験の施行に関して必要な事項を定めて試験を実施している。

改正公認会計士法に基づいて、新しい公認会計士試験制度が、平成18年1月1日から施行されることになっており、審査会は、新しい制度下の公認会計士試験の試験日程、合格基準等の策定のほか、必要な事項を定めた試験の実施に係る実施要領等の作成等の準備を進めている。

【図3 公認会計士試験の実施の概要】

(3) 監査業務の状況調査に対する審査及び検査

審査会は、公認会計士法に基づき協会から監査業務の状況調査の報告を受け審査を行い、必要に応じて検査を行う。

審査会は、協会が行っている監査の品質管理の状況調査（以下「品質管理レビュー」という。品質管理レビューの概要については、第2章参照。）の結果報告を受け、法令諸基準等の遵守状況などについて審査を行う。審査に当たって必要があれば、協会や監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

また、審査の結果、必要があると認める場合には、協会、監査事務所、さらには監査事務所の業務に關係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

審査又は検査結果に基づき、必要がある場合には、公認会計士又は監査法人の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告を行う。

【図4 審査及び検査の概要】

図2 調査審議の概要

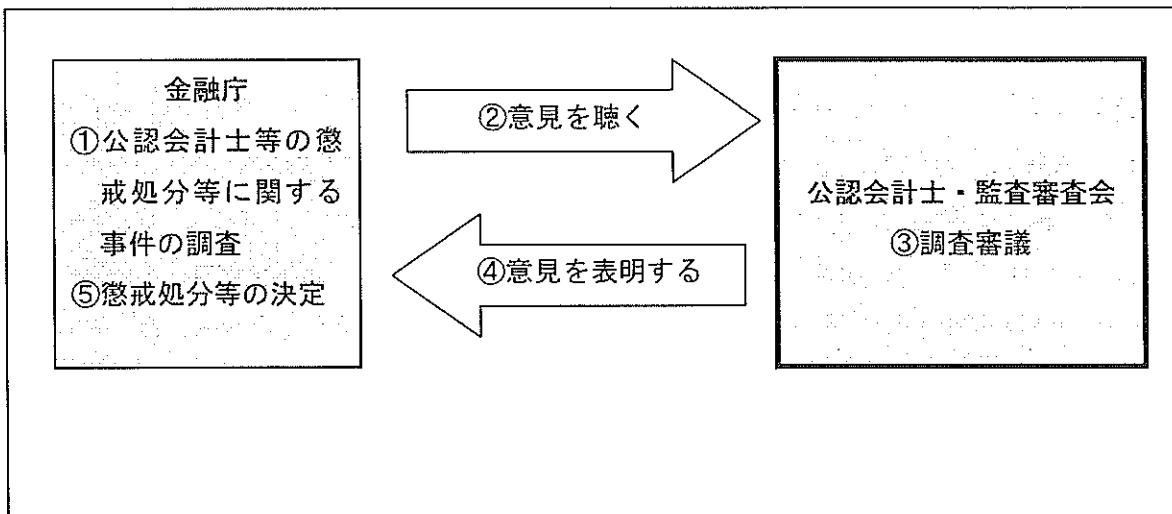


図3 公認会計士試験の実施の概要

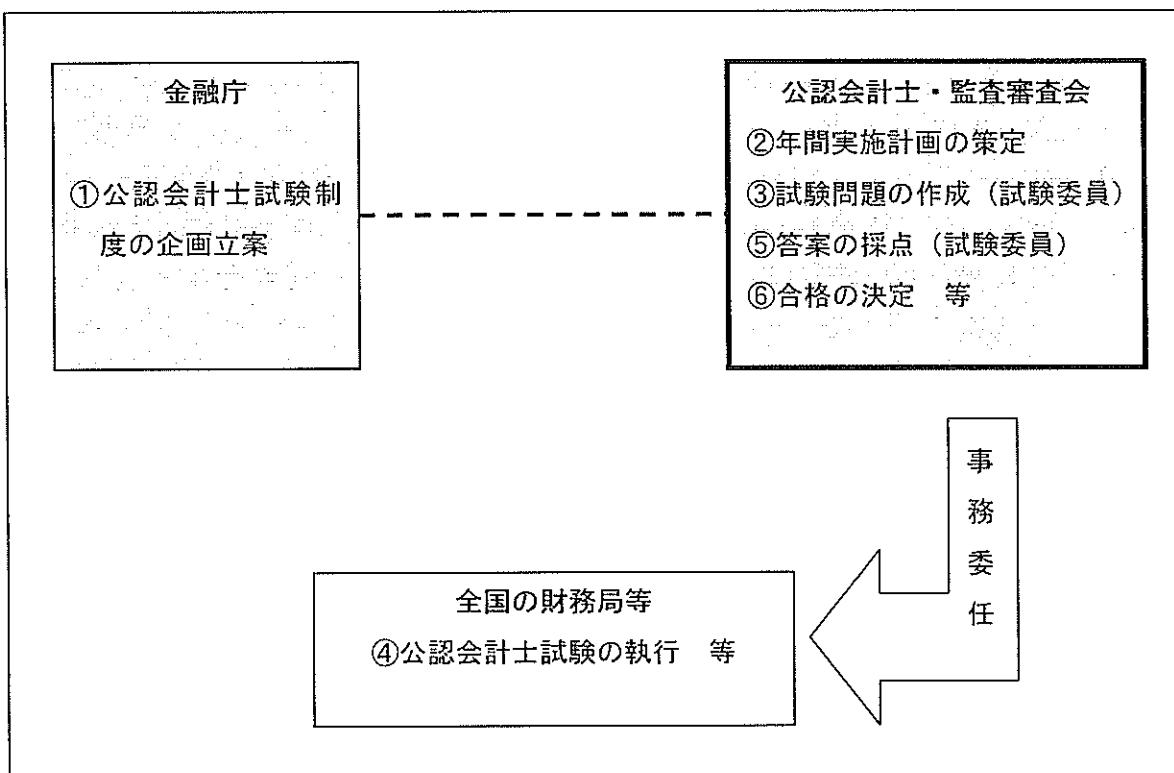
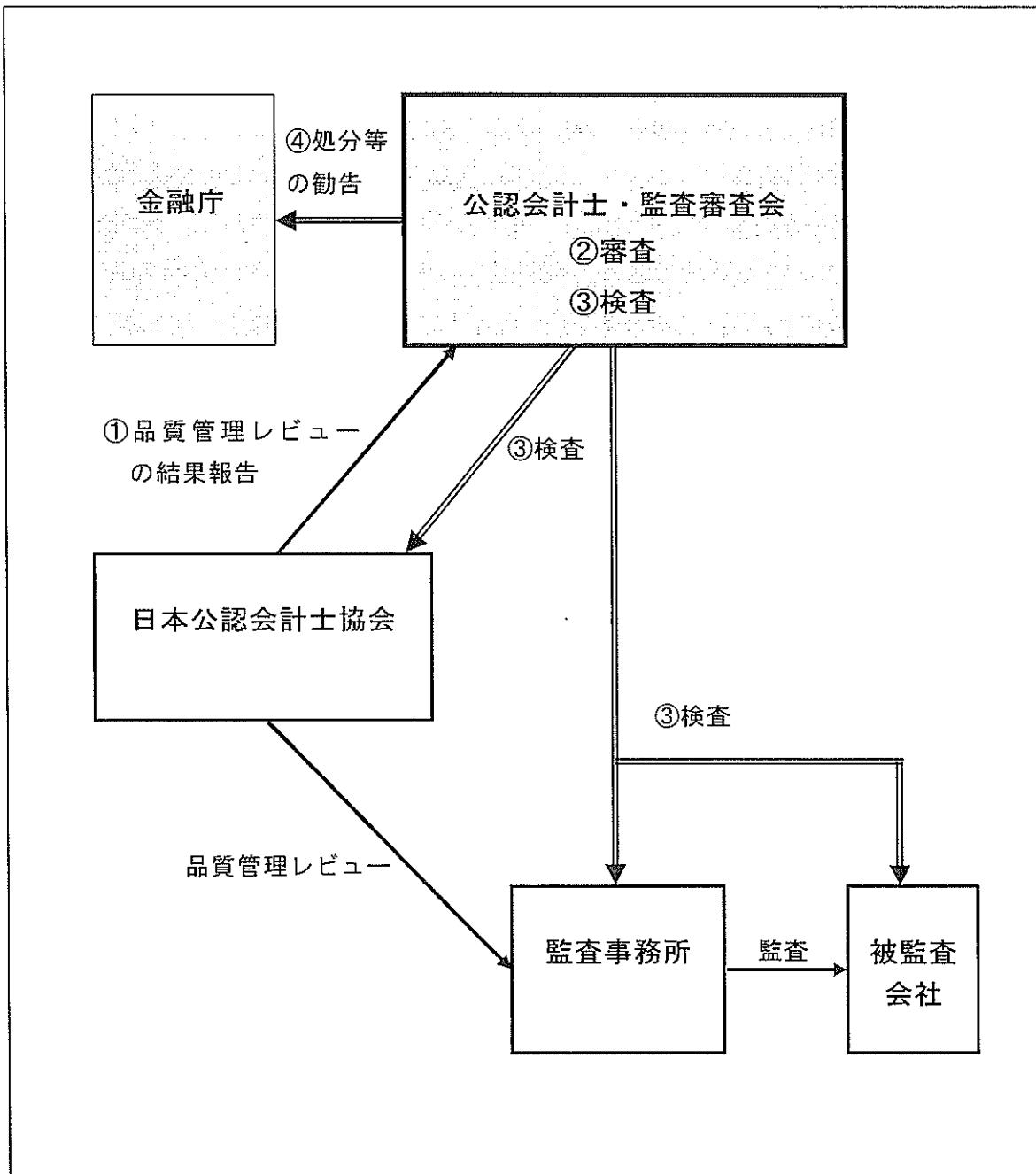


図4 審査及び検査の概要



3. 組織

審査会は、会長及び9名の委員によって組織される合議制の行政機関である。会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとなっている。会長は常勤とされており、委員のうち1名は常勤とすることができる。

会長及び委員は独立してその職権を行うこととされ、審査会により心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行が認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されないこととされ、職権の行使及び身分について高い独立性を持った組織となっている。

審査会には、その事務を処理するために事務局が置かれており、公認会計士に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験に係る事務を担当する総務試験室と、協会による監査業務の状況調査の審査及び検査を行う審査検査室からなっている。事務局は平成17年6月末現在で、事務局長1名、総務試験室11名及び審査検査室29名の41名となっている。

【図5 公認会計士・監査審査会組織図】

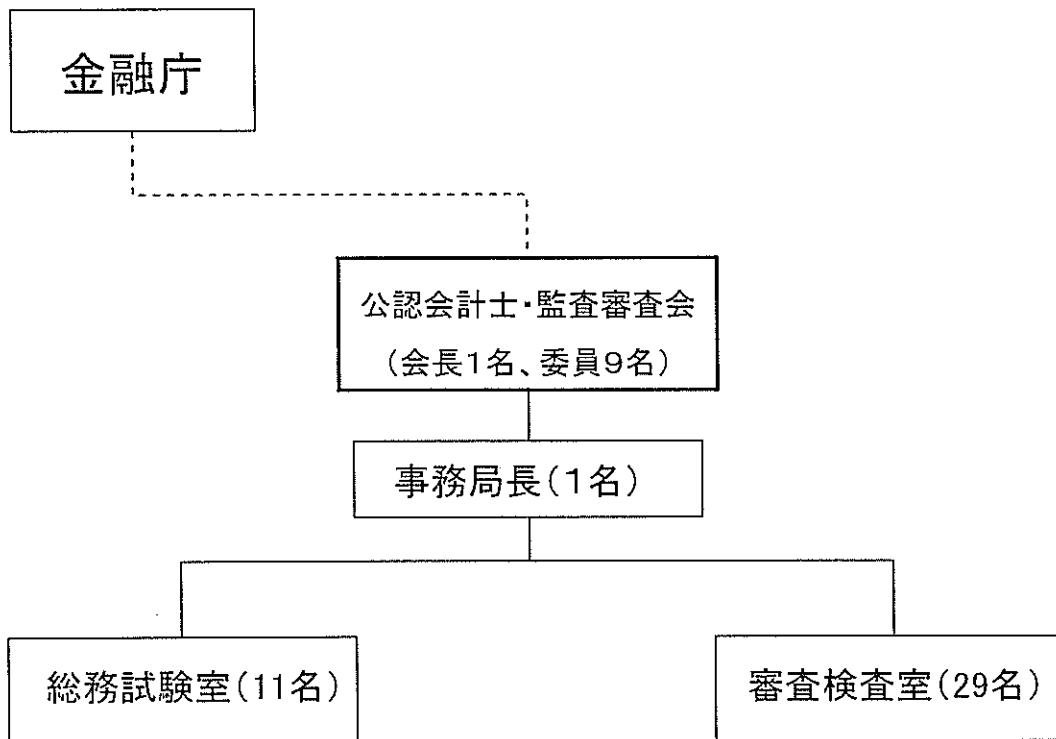
4. 活動実績の概要

審査会は、平成16年4月から平成16事務年度末（平成17年6月末）までに計32回開催された。

主な活動実績の概要としては、第8回審査会（平成16年6月29日開催）において、「監査の信頼性確保のために—審査基本方針等—」を策定、公表し、当該方針に基づき、協会による監査業務の状況調査の審査及び検査を実施した。このほか、改正公認会計士法の施行前に、協会の自主規制として行われた、平成11年度から平成15年度までの品質管理レビューについて実態の把握に努めた。その実態把握の結果は、第21回審査会（平成17年2月8日開催）において、「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて—日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言」として取りまとめ、平成17年2月9日に公表したところである。

また、公認会計士等に対する懲戒処分等については、2件の事案について第18回審査会（平成16年12月14日開催）及び第20回審査会（平成17年1月20日開催）において調査審議を行い、金融庁長官に対し意見を表明した。

図5 公認会計士・監査審査会組織図 [平成17年6月末現在]



- ・公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議に係る事務
- ・公認会計士試験の実施に係る事務
- ・監査業務の状況調査に対する審査及び検査

公認会計士試験については、平成 16 年及び平成 17 年公認会計士試験を実施するとともに、平成 18 年以降行われる新公認会計士試験の実施に向けた準備を進めており、第 2 回審査会（平成 16 年 4 月 20 日開催）から第 32 回審査会（平成 17 年 6 月 28 日開催）に至るまで試験の実施に関する事項が審議され、試験委員の推薦、各試験合格者の決定などが行われている。

第 21 回審査会（平成 17 年 2 月 8 日開催）においては、新公認会計士試験実施検討小委員会の検討事項の報告を受け、平成 17 年 2 月 10 日に、「新公認会計士試験の実施について」の公表を行っている（審議の実績については資料編を参照）。

トピック

シンボルマークの制定

平成 16 年 7 月 13 日の審査会でシンボルマークが制定されました。

【目的】

広く国民の理解を得ることの一助になると考へて考案されました。
ホームページ、名刺、用箋、封筒等に使用されています。



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

《色》

<カラー印刷の場合>

文字 (CPAAOB) の部分：右端を濃いブルーとしたグラデーション
楕円の部分 : スカイブルー

<白黒印刷の場合>

文字 (CPAAOB) の部分 : 黒
楕円の部分 : グレー

【マークの趣旨】

- ①中央の青い丸が資本市場を表し、CPAAOB（公認会計士・監査審査会）が新しい風を吹き込むというイメージです。
- ②CPAAOBが新しい風を吹き込むことによって、資本市場の透明性が段々と高まっていくというイメージを、青い丸の右側を透明にすることで表現しています。

II 各論

第2章 監査業務の状況調査に対する審査及び検査

1. 審査及び検査とは

審査会は、公認会計士法に基づき、協会が行っている監査業務の状況調査（品質管理レビュー）に関して報告を受け、その調査報告の審査を行い、必要に応じて検査を実施している。

（参考）協会の品質管理レビューの概要

協会が行う品質管理レビューは、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けるものとされ、協会による自主規制として平成11年4月から実施されている。

具体的には、公認会計士法をはじめとする法令、監査基準及び協会の会則・規則並びに監査事務所の内部規程等のうち監査の品質に関する規定への準拠状況を事後的にレビューすることである。

品質管理レビューの対象及び頻度については、「公開会社の監査を担当している監査事務所」を対象とし、原則として3年に一度レビューしている。なお、平成17年度からは、「大企業等の監査を担当している監査事務所」に対象を拡大し、いわゆる4大監査法人については2年に一度レビューすることとしている。

（1）審査の概要

審査会は協会から監査業務の状況調査に関する報告を受けて、その調査報告の審査を行う。

審査の過程において、①監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応、②監査業務への継続監視と品質管理レビューの一層の機能向上との基本的考え方の下に、主として(i)協会について品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかを確認するとともに、(ii)監査事務所についてその監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査は、協会の品質管理レビューの調査報告について行うが、協会の適正な運営を確保するため必要があると認める場合には、協会に対し、公認会計士法に基づいて報告又は資料の提出を求める。また、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、監査事務所に対して、

公認会計士法に基づいて報告又は資料の提出を求める。

(2) 検査の概要

審査の結果、協会の適正な運営を確保するため必要があると認める場合には、協会に対し、公認会計士法に基づいて検査を行う。また、公益又は投資者保護のため必要かつ適當と認める場合には、監査事務所に対して、さらに監査事務所の業務に關係のある場所（被監査会社等）に対して、公認会計士法に基づいて検査を行う。

検査を終了したときは、審査会において審議の上、検査の対象先である協会又は監査事務所に対して検査結果を通知する。

(3) 劝告

審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、審査会は公認会計士法に基づいて監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

(参考) 法令上の根拠

協会の監査業務の状況調査並びに審査会の審査及び検査に関する法令上の根拠は次のとおりである。

(1) 協会の監査業務の状況調査の実施・報告

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ① 監査業務の状況調査の実施 | 公認会計士法第46条の9の2第1項 |
| ② 監査業務の状況調査の結果の審査会への報告 | 公認会計士法第46条の9の2第2項 |

(2) 協会等に対する報告・資料の徴求

- | | |
|----------|------------------|
| ① 対協会 | 公認会計士法第46条の12第1項 |
| ② 対監査事務所 | 公認会計士法第49条の3第1項 |

(3) 協会等に対する検査

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 対協会 | 公認会計士法第46条の12第1項 |
| ② 対監査事務所 | 公認会計士法第49条の3第2項 |
| ③ 対被監査会社等 | 公認会計士法第49条の3第2項 |

上記の公認会計士法の規定による権限は、いずれも同法第49条の4第2項の規定により内閣総理大臣（金融庁長官）から審査会へ委任されている。ただし、その権限は協会の行う監査業務の状況調査の報告に関して行われるものに限られている。

また、勧告については、公認会計士法第41条の2に規定されている。

- 【図6 協会の品質管理レビューと審査及び検査の関係】
【図7 公認会計士・監査審査会の審査・検査手続】
【図8 審査及び検査の事例】

2. 本事務年度の実績

(1) 審査基本方針等の策定

① 「監査の信頼性確保のために一審査基本方針等一」の策定

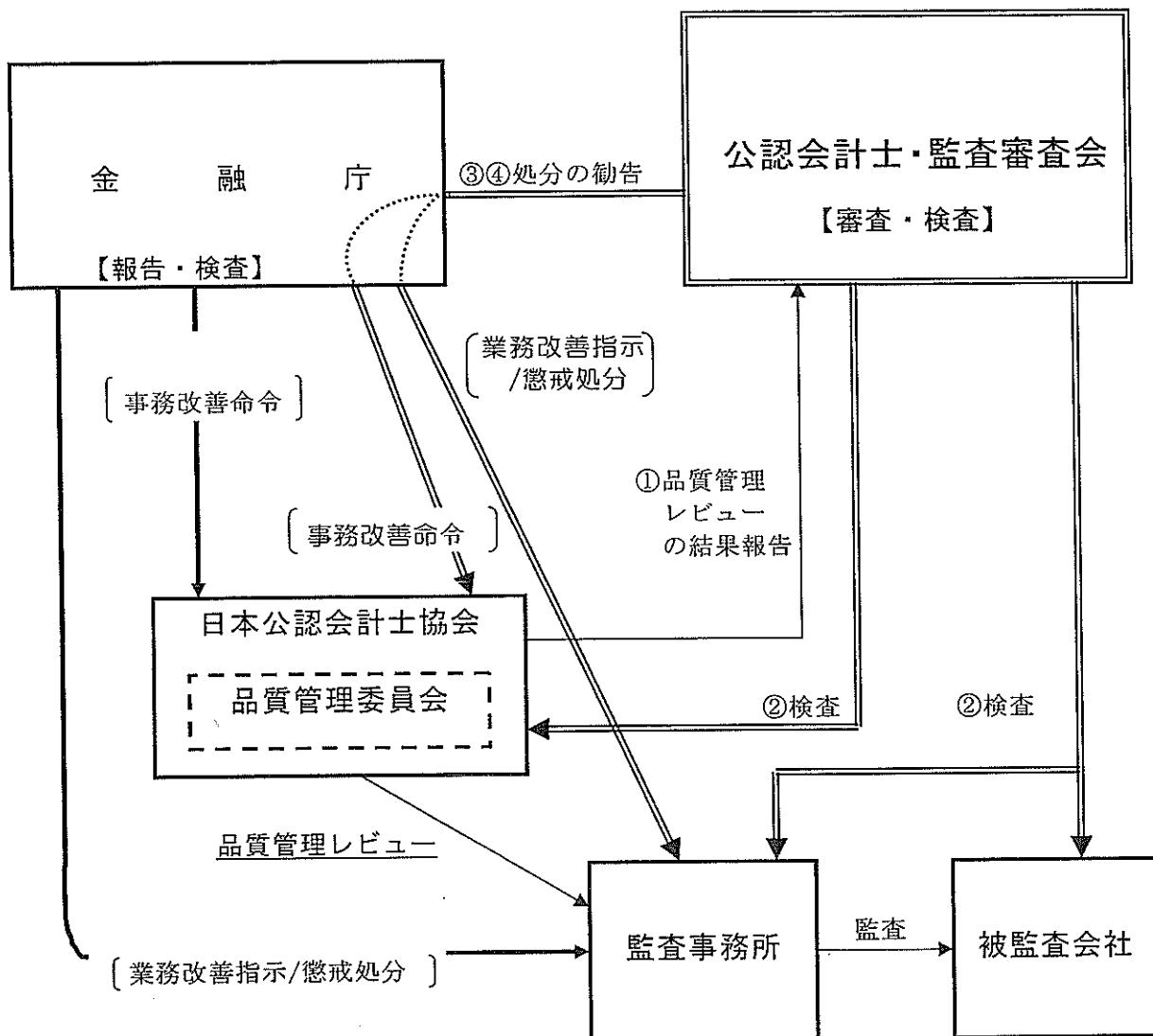
審査会は、平成16事務年度（平成16年7月1日から平成17年6月30日まで）の審査及び検査を実施するに当たり、審査会運営規程に基づき、第8回審査会（平成16年6月29日開催）において「監査の信頼性確保のために一審査基本方針等一」（以下「審査基本方針等」という。）を策定、公表した。

なお、審査基本方針等の策定に当たっては、第4回審査会（平成16年5月25日開催）から第8回審査会まで計5回審議を行った。

審査基本方針等においては、

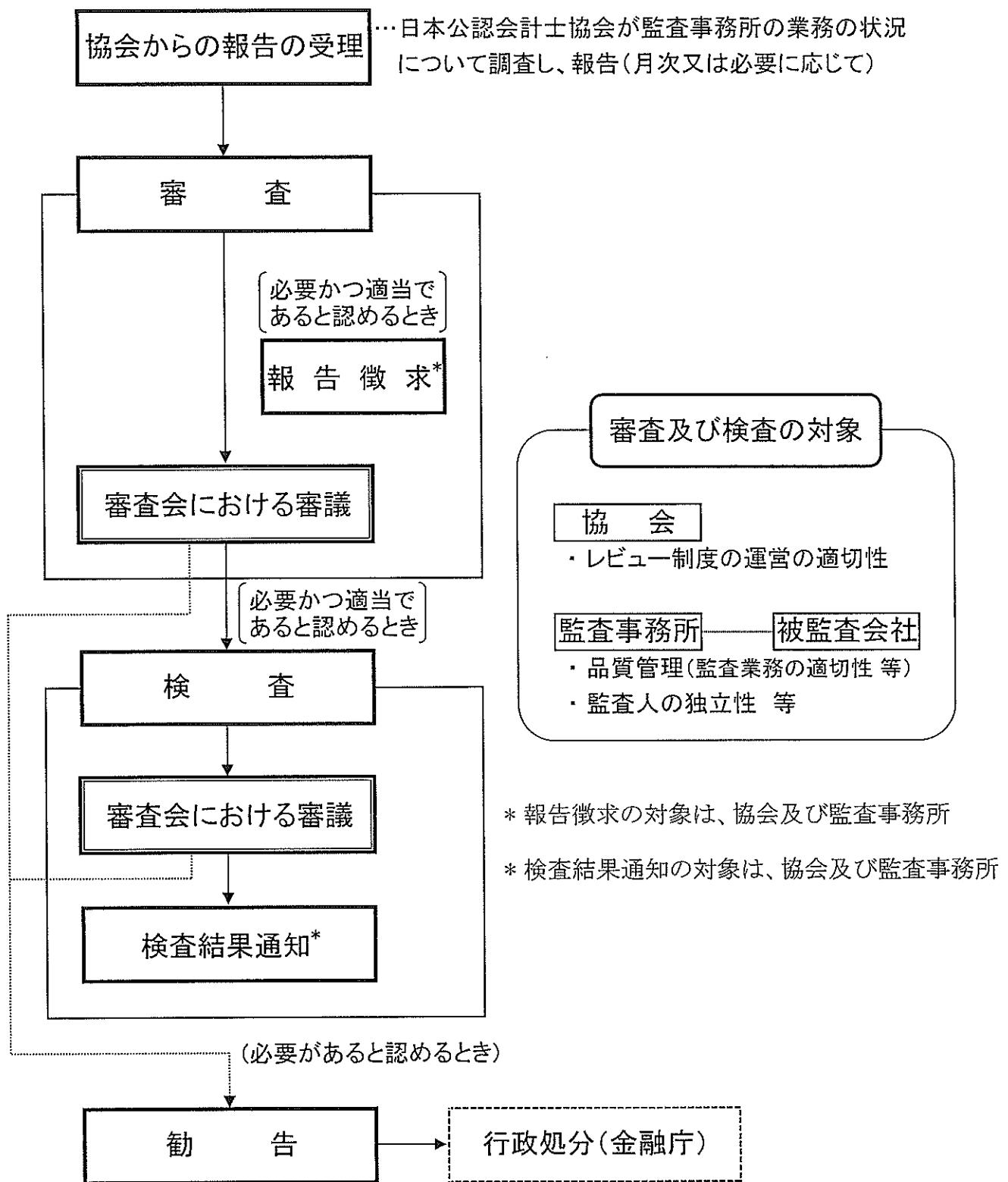
- ・ 改正公認会計士法の趣旨に則り、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、国際的な潮流をも勘案しつつ、審査及び検査を実施する
- ・ その際には、協会の品質管理レビュー等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の視点という公益的立場に立って、監査の質の確保と実効性の向上を積極的に図っていく
- ・ 個別監査意見そのものの適否の判断を直接主眼とするのではなく、品質管理レビューの一層の機能向上を促していくことを基本として、協会の自治統制機能を通じた監査業務の充実・強化を図ることとした。

図6 協会の品質管理レビューと審査会の審査及び検査の関係



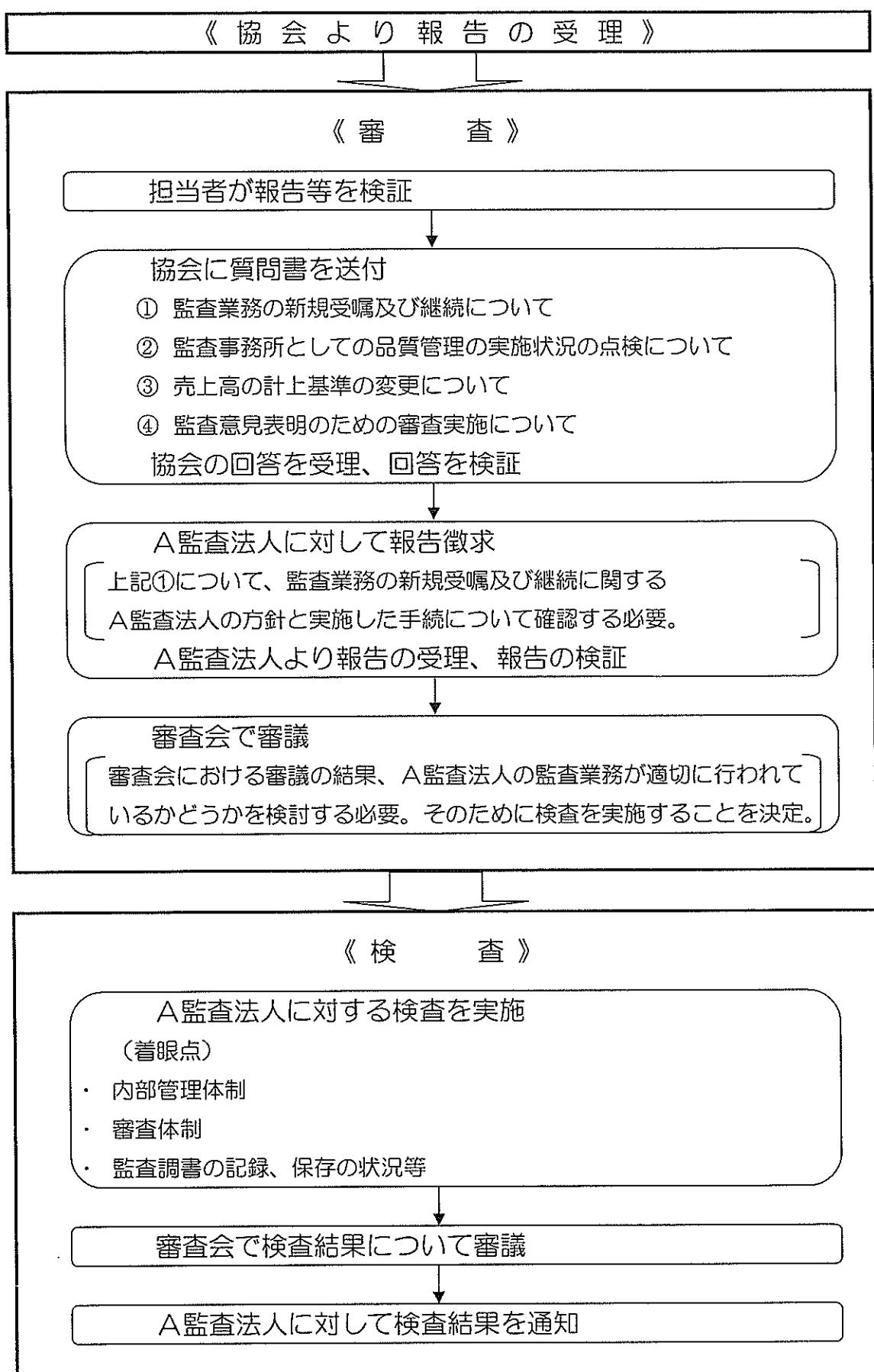
- ① 日本公認会計士協会が品質管理レビューの結果を審査会に報告する。
 - ② 審査会は、品質管理レビューの結果の報告等について検討する。この過程で、必要に応じ監査事務所、被監査会社及び日本公認会計士協会に対して立入検査を行う。
 - ③ 検討の結果、監査事務所等において法令又は品質管理基準に準拠していない事案が明らかになった場合は、審査会は、金融庁長官に対して業務改善の指示又は必要に応じて懲戒処分を行うことを勧告する。
 - ④ 公認会計士協会において、品質管理レビューが適切に行われていないことが明らかになった場合は、審査会は、金融庁長官に対して公認会計士協会に対する事務改善命令を行うことを勧告する。

図7 公認会計士・監査審査会の審査・検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

図8 審査及び検査の事例（モデルケース A監査法人）



- ② ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について
イ 平成 16 年秋以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことを受け、金融庁は、平成 16 年 11 月 16 日及び同年 12 月 24 日の 2 回にわたり、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」（第一弾及び第二弾）を取りまとめた。これらの対応策では、開示会社、公認会計士、証券取引所など市場関係者が現状を重く受け止め、ディスクロージャー制度の信頼性の確保に向け、それぞれの立場から、最大限の対応を行っていくこととされた。
- 審査会としては次のような対応策を審査及び検査において実施することとした。

【対応策第一弾（平成 16 年 11 月 16 日発表）】

2. 公認会計士等に対する監督

- (2) 公認会計士・監査審査会において、①個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、②長期間監査を継続している監査人について、独立性、品質管理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリングを実施する。このため、これらの項目に重点を置いた品質管理レビューの実施を日本公認会計士協会に要請する。

【対応策第二弾（平成 16 年 12 月 24 日発表）】

4. 公認会計士等に対する監督

- (1) 会計監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、審査体制、業務管理体制など監査法人の内部統制に重点を置いた公認会計士・監査審査会によるモニタリング及び立入検査を実施する。
また、公認会計士・監査審査会は、引き続き、①個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、②長期間監査を継続している監査人について、独立性、品質管理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリングを実施する。

- 審査会は、これらの対応策に基づき、協会に対して対応策（第一弾）で示された項目に重点を置いた品質管理レビューを実施するよう要請（平成 16 年 11 月 17 日）を行い、協会は、この要請を受け、同年 12 月 20 日に対応策を次のとおり取りまとめた。

(イ) 個人会計士が行う監査の品質管理

下記事項の実施により監査の品質管理上の問題について把握する。

- ・ 品質管理レビュー対象会社の選定に当たり大規模公開会社であることも考慮する
- ・ 品質管理レビューを実施した結果、重大な問題があった場合は次の品質管理レビューまでの期間を短縮する
- ・ 直前に実施した品質管理レビューにおける改善勧告事項の改善状況をフォローし早期の改善を促す

(ロ) 長期間監査を継続している監査人

次の方策を実施する。

- ・ 品質管理レビューの実施に当たり、監査責任者としての継続関与年数を把握し、品質管理レビュー対象会社の選定に当たって考慮する
- ・ 監査事務所が行う利害関係の確認項目に、倫理規則注解及び倫理規則の独立性の解説に示されている所要の項目が含まれているか確かめる

③ 審査基本方針等の見直し

審査基本方針等では、事務年度毎に内容を見直し、必要に応じ改正を行うこととしているため、平成17事務年度を迎えるに当たり、審査及び検査の遂行状況や各国の監査人監督機関の連携の進展等を踏まえ、審査基本方針等の見直しを行った。第30回審査会（平成17年6月7日開催）及び第31回審査会（平成17年6月14日開催）において審議した上で、平成17年6月14日付で所要の改正を行い、公表した。改正の概要は以下のとおりである。

イ 審査の枠組み

必要な場合には、品質管理レビューの報告に関し監査事務所からも報告・資料を直接徴求する場合があることを改めて記載した（当該権限については、審査会は新組織発足当初から法令上の権限として有しているものの、発足間もないことから改めて対外的に周知）。

【審査基本方針等から抜粋】

1. 審査基本方針

(2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連

する報告・資料について徴求を行い、また必要な場合には監査事務所からも所要の報告・資料について徴求を行うとともに、様々な情報を活用し、これらの内容に基づき、主に以下について審査を行うものとする。

□ 継続的審査活動と重点審査項目

平成 16 事務年度の審査及び検査の状況や平成 16 年 11 月に金融庁が発表したディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応策等を踏まえた事項を追加した。

【審査基本方針等から抜粋】

2. 審査基本計画

(1) 継続的審査活動と重点審査事項

- ③ 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無
- ④ 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

ハ 当面の各事務年度における更なる取組み

平成 16 事務年度において、品質管理レビューの実態把握及び提言を取りまとめたことについて付記した。

また、平成 17 事務年度において、監査の品質管理に関する企業会計審議会の動向について注視するとともに、審査会としての対応を検討していくことについて記載した。

【審査基本方針等から抜粋】

2. 審査基本計画

(2) 当面の各事務年度における更なる取組み

【平成 16 事務年度（17 年 6 月まで）】

（略）

（注） 品質管理レビューの実態把握及び提言については、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。

【平成 17 事務年度（18 年 6 月まで）】

（略）

また、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた財務報告に係る内部統制の有効性等や、監査の品質管理の向上等に関する企業会計審議会における審議動向について注視していくとともに、審査会としての対応を検討していく。

（2）協会の品質管理レビューの実態把握及び提言の取りまとめ

① 経緯

イ 審査会は、設立初年度である平成 16 事務年度においては、改正公認会計士法の施行前に協会が実施してきた品質管理レビューに対して深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について検討・評価を行うこととした。具体的には、平成 11 年度から平成 15 年度に協会が自主的に行ってきました品質管理レビューの資料をもとに実態把握の作業を行った。この実態把握に際しては、これまでの協会による品質管理レビューが、制度発足の意義・目的が達成できるように整備運用されているか、公正性・中立性・有効性の観点から改善すべき点はないか、といった視点を基本として作業を行った。

ロ 第 21 回審査会（平成 17 年 2 月 8 日開催）において、この実態把握の作業結果を取りまとめ、「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて—日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言—」として、平成 17 年 2 月 9 日に日本公認会計士協会に手交し、同時に公表した。

なお、この実態把握及び提言の取りまとめに当たっては、第 14 回審査会（平成 16 年 11 月 2 日開催）において論点整理の審議を行い、その後第 15 回審査会から第 21 回審査会にかけて、報告書案の審議を計 6 回行った。

② 実態把握及び提言の概要

イ 実態把握及び提言についての報告書の内容は、第一部及び第二部により構成され、

(イ) 「第一部 協会が実施している品質管理レビュー制度」においては、品質管理レビュー制度の発足経緯、協会における実施体制、制度の目的、

(ロ) 「第二部 品質管理レビューの実態分析と提言」においては、本

件実態分析の際の基本的な視点、品質管理レビューの現況及び成果、品質管理レビューの機能向上のための課題、等を主な内容としている。

□ 特に、第二部の品質管理レビューの機能向上のための課題においては、監査業務の状況調査が法的に位置づけられたことに鑑み、品質管理レビューの一層の機能向上を図るために改善が必要と考えられる事項について、次のような具体的提言を行い、協会による適切な対応を要請するものとした。

【品質管理レビューに係る制度・組織】

- (イ) レビューチームの人員の増員強化
- (ロ) 品質管理レビューの結果に対する品質管理委員会の判断形成過程の明確化等
- (ハ) 監査意見形成のための監査証拠に関する品質管理レビューにおける適切な確認
- (ニ) 品質管理レビューの結果等の対外的な公表方法の見直し

【品質管理レビューに係る基準・手続】

- (イ) 品質管理レビュー報告書等における判断基準の明確化
- (ロ) 監査意見の審査の体制整備に係る品質管理レビューの適切な実施と是正措置

【品質管理レビューの運用・実施】

- (イ) 監査会計規範に対する準拠性の問題に係る適切な判断
- (ロ) リスク・アプローチに基づく監査に関し、監査計画書のほか適用監査手続等も品質管理レビューで検証する等の厳正な運用
- (ハ) 個々の監査業務の品質管理レビューに係る被監査会社の適切な選定
- (ニ) 監査意見の形成過程が明瞭でない場合等のレビュープロセスの記録の明確化
- (ホ) 監査意見の事後審査に対する適切な対応についての関係諸機関との検討
- (ヘ) 改善勧告事項に対するフォローアップ機能の強化のための組織的な取組み

【監査人の独立性に関する事項】

- (イ) 改正公認会計士法等を踏まえた監査人の身分的独立性の確保のためのレビュー手続等の見直し

(ロ) 監査報酬に係る監査人の外観的独立性の確保のためのレビュー手続等の見直し

【品質管理レビューに関する体制整備】

監査業務審査会から品質管理委員会への適切な情報提供など連携のあり方の検討

③ 実態把握及び提言に対する協会の対応

協会は、実態把握及び提言に対して自主規制機関としてこれを真摯に受け止め、監査の品質管理レビュー制度の充実に積極的に取り組むこととしている。

具体的には、次のような対応策及び検討事項が取りまとめられ、平成17年2月18日に公表された。

公認会計士・監査審査会報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて
－日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言－」
に対する対応について（概要）

【品質管理レビューに係る制度・組織】

(イ) レビューアーを倍増し、レビュ一体制を一段と強化。

（平成 16 年度レビューアーは 10 名）

(ロ) 品質管理委員会での判断形成過程について、審査記録や議事録の記載の明確化を図る。

(ハ) 品質管理レビューの過程で監査意見形成上重大な疑義が生じた場合、監査業務審査会（個別事案の監査意見の妥当性を審査する）等での調査の結果、品質管理レビュー手続に改善を施す事項があれば積極的に取り入れていく。また

レビューにおいて、監査事務所から入手する資料の充実を図ると共に、監査事務所に対して必要十分な手続の実施を求めていく。

(二) 品質管理レビュー結果の具体的な統計的情報等の公表のあり方については、利害関係者の不要な誤解を招くことがないよう十分に配慮し、今後検討していく。

【品質管理レビューに係る基準・手続】

(イ) レビュー報告書の結論の形成等における画一的な判断基準を設けることについては、実務上個々のケースごとに判断せざるをえない事項が多いため容易ではないが、事実関係や判断基準の文書化に努め、事例を集積していく中で検討していく。

(ロ) 審査体制に関しては、個人事務所においても年々改善されてきているが、品質管理レビューを通じて、さらにその整備を促進していきたい。なお、監査・保証実務委員会では「監査意見表明のための委託審査要領」を改正し公表する予定であり、研修会の開催等により、会員に周知徹底する予定である。

【品質管理レビューの運用・実施】

(イ) 監査会計規範の準拠違反の疑いのある事項が発見され、それが監査の品質管理の方針や手続と関係している場合には、限定事項付の結論を表明し、また監査の品質管理の方針や手続に問題がありかつ重要な監査会計規範への準拠違反が発見された場合には、否定的結論を表明し、その事実を品質管理レビュー報告書に記載する。

(ロ) リスク・アプローチに基づく監査計画の作成及び監査手続について、文書化等に不備があれば指摘事項とし、論理的に一貫性のある監査計画の策定及

び当該計画に基づく監査の実施となるように指導して、監査の質の向上を求めていく。

- (ハ) 個々の監査業務のレビューに係る被監査会社の適切な選定において、監査時間数や監査報酬等は監査人の独立性に影響する重要な情報であるので、これらを被監査会社の選定要素の一つとして織り込む必要がある。
- (二) 品質管理レビューにおいて、監査人が重要性や監査範囲の制約等を考慮して判断した過程を調書に記録していることを確かめているが、更に徹底させていく。またレビュー基準で求めているレビュー手続がレビュー調書に十分記載されているかどうか検討していく。
- (ホ) 改訂監査基準における問題点（監査の終了をどのように捉えるか等について特定の時点を示していない）については、関係諸機関と協議し、適切な対応をとる。
- (ヘ) 改善勧告事項に対するフォローアップは適宜実施することが必要と考えている。監査事務所に赴いた実地調査については、今後、品質管理実施状況の報告書を回収し分析した結果に基づいて、その必要性を判断していく。

【監査人の独立性に関する事項】

- (イ) 今回、公認会計士法の改正により独立性の基準が厳格化されたことから、監査事務所に対しては、公認会計士法への対応について注意を喚起している。また改正法に対応する監査人の独立性確保に関して、どのように対応しているかを確かめるレビュー手続をレビューツール（品質管理レビューの際に使用される質問書等）に具体化する。
- (ロ) 経済的独立性に関する自主規制である倫理規則の遵守についてのチェックは従来から取り組んできたところであるが、改正公認会計士法に対応する監査人の独立性確保に関してどのように対応しているかを確かめるレビュー手続をレビューツールに具体化する。

【品質管理レビューに関連する体制整備】

監査業務審査会の調査で明らかになった共通的な事項や新聞情報等外部から収集した情報で、品質管理レビューにおいても有用と考えられるものについては監査業務審査会からの情報の提供を受けることとし、有効に活用する。

(3) 本事務年度の審査及び検査

① 審査

イ 基本方針

審査会は、平成 16 年 6 月に策定した審査基本方針等に基づき、「監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」、「監査業務への継続監視と品質管理レビューの一層の機能向上」を基本とし、次のような事項に重点を置いて、協会からの報告を基にその内容を継続的に審査することとしている。

(イ) 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認

(ロ) 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ（リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等）

(ハ) 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無

(ニ) 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

さらに、品質管理レビューの一層の機能向上を図る見地から、平成 16 事務年度における更なる取組みとして、協会によるこれまでの品質管理レビューについて深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について検討・評価を行うこととしている。

□ 審査の実施状況

(イ) 審査の対象

平成 16 事務年度の審査の対象は、協会が平成 16 年度に実施した監査業務の状況調査（品質管理レビュー）である。

（参考）品質管理レビューの報告（月次報告書）の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する回答書
- ・ 品質管理レビュー調書（品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を作成するために収集・作成した一連の資料）

(ロ) 協会による品質管理レビュー

平成 16 年度の協会による品質管理レビューは、公開会社の監査業務を行っている監査事務所を対象としており、監査法人 38、公認会計士 56 の計 94 監査事務所に対して実施された。

上記の他、2監査事務所に対して限定的なレビューが実施された。

上記の品質管理レビューの結論として作成され、監査事務所に交付された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内訳は次のとおりである。

《品質管理レビュー報告書》 (監査事務所数)

区分	限定事項のない 結論		限定事項付き 結論		否定的結論		計
監査法人	22	58%	16	42%	—	—	38
公認会計士	38	68%	18	32%	—	—	56
合計	60	64%	34	36%	—	—	94

(注)「限定事項」とは、「監査の品質管理（監査基準委員会報告書第12号）」等に適合していない重要な事項をいう。

《改善勧告書》 (監査事務所数)

区分	改善勧告事項				計
	なし（未交付）		あり		
監査法人	—	—	38	100%	38
公認会計士	3	5%	53	95%	56
計	3	3%	91	97%	94

多くの監査事務所に対して改善勧告事項が指摘されているが、審査会では、改善勧告事項に対するフォローアップ機能の強化のための組織的な取組みを協会に対して求めており、協会では品質管理レビュー制度の充実に積極的に取り組むこととしている。

品質管理レビューに関する月次報告書の審査会への提出状況は次のとおりである。

《審査会への月次報告書の提出状況》

報告書提出年月	16年10月	11月	12月	17年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
報告対象監査事務所数	3	5	5	10	11	16	35	7	0	2	94

(八) 審査会の審査状況

審査会の審査では、協会からの調査報告を分析し、必要に応じて協会又は監査事務所に対して報告徴求等を行い、検証のうえ審議を行っている。

審査の観点は次のとおりである。

- ・ 協会は、レビュー手続等の諸規程に則って品質管理レビューを実施しているか
- ・ 監査事務所は、法令諸基準等に従い監査業務を適切に実施するため、監査事務所としての品質管理の方針と手続を定めているか
- ・ 個々の監査業務が、事務所としての品質管理の方針と手続を遵守して実施されているか

審査の過程では、協会に対し必要に応じて質問を行うこととしており、平成 16 事務年度の審査においては、ほぼ全ての品質管理レビュー対象監査事務所に関して質問を実施している。

また、平成 16 年度の品質管理レビュー対象である 94 監査事務所及び限定的なレビュー対象である 2 監査事務所の計 96 監査事務所に対しての報告徴求の実施状況は以下のとおりである。

なお、協会に対しての報告徴求は 3 回実施している。

《報告徴求の実施状況》

(平成 17 年 11 月 28 日現在)

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴求	96	62	64. 6%
監査法人に対するもの	38	24	63. 2%
公認会計士に対するもの	58	38	65. 5%

上記の報告徴求のうち、審査会が特に確認する必要があるとした特定の法令諸基準等の遵守状況を審査するため、複数の監査事務所に同一の報告徴求を実施している。

平成 16 事務年度の審査においては、「確認（監査基準委員会報告書第 19 号）」の遵守状況について報告徴求を実施した。

(注) 「確認」とは、財務諸表項目に関する情報について、監査人が会社の取引先

等の第三者に対して文書により問い合わせを行い、その回答を直接入手し評価する監査手続である。

《「確認」の遵守に係る報告徵求の実施状況》

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徵求	96	40	41.7%
監査法人に対するもの	38	15	39.5%
公認会計士に対するもの	58	25	43.1%

審査会は、審議において、

- i. 監査事務所への検査の実施
 - ii. 行政処分その他の措置について金融庁長官へ勧告
 - iii. 現時点においては、検査又は勧告を行わない（協会に対する改善要請等を行うものを含む）
- のいずれの対応が適切なのかを判断する。

平成 16 年度の品質管理レビュー対象である 94 監査事務所及び限定的なレビュー対象である 2 監査事務所の計 96 監査事務所の審議状況は以下のとおりである。（平成 17 年 11 月 28 日現在）

審議状況	監査事務所数
i. 監査事務所への検査の実施を決したもの	6
ii. 行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告を決したもの	0
iii. 現時点においては、検査又は勧告を行わないもの（協会に対する改善要請等を行ったものを含む）	80
iv. 現在、事務局で精査中であり、今後審査会に処理方針を諮る予定のもの	10
計	96

審査の過程において、品質管理レビューの実効性の向上の観点から、より一層厳格に実施すべき事項や更なる対応が必要であると認められた事項については、協会に対して改善を要請している。

また、レビュー対象とされている個別監査業務の審査の過程において認められた有価証券報告書等の記載誤り及び不備については、訂正報告書が提出されている。

区分	具体例
○協会に対する改善要請	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所における品質管理の実施状況の点検に関する事項 ・共同事務所に係るレビュー手続の整備等に関する事項 ・レビュー報告書の結論や改善勧告の記載内容の統一化に関する事項 ・監査法人における審査体制に関する事項 ・厳格なフォローアップの実施の要請 ・品質管理レビューの追加実施の要請 <p>など</p>
○審査の過程において認められた有価証券報告書等の記載誤り等 (訂正報告書提出済)	<ul style="list-style-type: none"> ・税効果会計やデリバティブ取引の注記に係る記載不備 ・一株当たり利益の記載誤り ・関係会社の状況に係る記載不備 ・連結財務諸表と個別財務諸表との間における金額の不整合 ・退職給付会計の注記に係る記載不備 ・有価証券関係の注記に係る記載誤り <p>など</p>

② 検査

イ 基本方針

検査は、審査基本方針等に基づき、品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査事務所における監査業務の適切性についての審査結果を踏まえ、下記のとおり、必要かつ適當と認めるときに実施することとしている。

(イ) 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合(主に対協会)

(ロ) 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要が認められる場合

められる場合（主に対監査事務所）

- (ハ) 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合（主に対被監査会社）
- (ニ) 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- (ホ) 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

□ 実施状況

上記の基本方針に基づき、平成 16 事務年度において審査会は、協会及び 2 監査事務所に対して検査を実施した。

（注）協会は、審査会の検査結果に対する改善措置の内容を公表している（平成 17 年 6 月 24 日）。

（4）審査及び検査の結果の取りまとめ

審査及び検査を通じて、監査事務所の品質管理等に関して改善すべき点、また協会の品質管理レビューに関して改善すべき点の集積が進んでおり、審査会は、今後、これらを取りまとめ、公表することとしている。

トピック

情報提供窓口の設置

公認会計士、監査法人等に関する情報（審査及び検査関係）のほか、広く、意見・情報を募る目的で平成16年10月12日にホームページに情報受付窓口を設置したところ、84件（平成17年6月末現在）の情報が寄せられました。

情報提供窓口に寄せられた情報数

年月	16/10	16/11	16/12	17/1	17/2	17/3	17/4	17/5	17/6	計
件数	5	4	4	5	6	7	4	9	40	84
公認会計士試験関係	5	4	3	2	3	5	2	5	36	65
審査及び検査関係	0	0	0	0	0	0	1	1	4	6
その他	0	0	1	3	3	2	1	3	0	13

審査及び検査関係の情報が多く寄せられるよう、情報提供窓口の設置目的の明確化等を通じ、その旨を周知していきたいと考えています。

第3章 調査審議

1. 調査審議とは

調査審議とは、審査会において、金融庁長官から公認会計士等（注1）の懲戒処分等（注2）に関して意見を求められた場合、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明することをいう。（注3）（注4）

懲戒処分等は、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合、また監査法人の運営が著しく不当と認められる場合等に課されるもので、公認会計士、外国公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分として、戒告、2年以内の業務の停止、登録の抹消があり、監査法人に対する処分として、戒告、2年以内の業務の全部又は一部の停止、解散を命ずる処分がある。（注5）

注1)「公認会計士等」とは、公認会計士、外国公認会計士、会計士補及び監査法人をいう。

注2)「懲戒処分等」とは、公認会計士、外国公認会計士及び会計士補に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分をいう。

注3) 金融庁長官は、公認会計士等の処分事由に該当する事実について報告があったときは、事件について必要な調査をすることとされている。また、金融庁長官において処分事由に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることとされており、懲戒処分等に関する事件の調査権限（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告徴求、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等の権限）は、金融庁長官にある。

注4) 審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合には、審査会による調査審議は不要とされている。

注5) 改正公認会計士法の施行日前にした行為については、なお従前の例によることとされ、改正前の規定が適用される。業務停止期間でいえば「1年以内」となる。

2. 本事務年度の調査審議

平成 16 事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は 2 件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

事案 1

第 18 回審査会（平成 16 年 12 月 14 日開催）において、学校法人東北文化学園大学に係る計算書類等の監査証明を行った新日本監査法人及び当該監査証明に係る業務執行社員である公認会計士 1 名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 16 年 12 月 17 日に対象監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

1. 学校法人東北文化学園大学（宮城県仙台市）に係る私立学校法に基づく財産目録監査（平成 9 年 8 月）及び私立学校振興助成法に基づく監査（平成 11 年度～平成 13 年度）に関し、当該監査証明を行った新日本監査法人（平成 13 年 7 月の名称変更前は、監査法人太田昭和センチュリー。平成 12 年 4 月の合併前は、センチュリー監査法人）及び当該監査証明に係る業務執行社員であった公認会計士に対し、本日（平成 16 年 12 月 17 日）、以下の懲戒処分等を行った。

- | | |
|----------|---|
| ○新日本監査法人 | 戒告処分 |
| ○公認会計士 | 平成 16 年 12 月 26 日から平成 17 年 6 月 25 日までの 6 か月の業務の停止 |

2. なお、新日本監査法人に対しては、公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営について、対応策等に係る報告を求めることとする。

《事案の概要》

1. 平成 11 年 4 月に開設された当該大学は、架空の寄附等を偽装することにより学校法人の負債を隠蔽等した財産目録を添付して文部省（当時）に認可申請し、認可を受けている。

また、平成 11 年度以降の各会計年度において、多額の負債を除外した会計帳簿を別途作成し、これに基づき作成した計算書類を日本私立学校振興・共済事業団に提出し、私立学校振興助成法に基づく補助金を受給した。

2. 当該監査法人の行った当該大学に係る私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく監査証明について、当庁の調査の結果、以下の問題点が認められた。

(1) 私立学校法に基づく設置認可申請に係る財産目録監査（平成 9 年 8 月）

○ 現物寄附に係る確認手続の問題

設置財源に占める寄附の割合が極めて高いにもかかわらず、

- ・ 現物寄附に係る確認を領収書等ではなく見積書等で実施し、大学がリース取引で取得したものとの事実に気がつかなかった。
- ・ 車両など登録等が行われる物品について、車検証等の登録名義の変更を確認せず、架空寄附に気がつかなかった。

○ 土地売却益の妥当性の検証手続の問題

取得後半年で取得価額の 2 倍以上の金額で売却している土地取引について、売買価格の妥当性や相手先などの追加的検証を行わず、本取引に係る売却収入の財産目録への計上を容認することとなった。

(2) 私立学校振興助成法監査（平成 11 年度～平成 13 年度）

○ 預金口座の残高等確認手続の問題

残高確認等のための取引先銀行に対する確認状の投函を大学側に依頼し、また、大学側から提示された預金通帳のコピーでのみ確認したため、確認状やコピーの改ざんを許すこととなった。

○ 税務関係書類の確認手続の問題

大学は、租税特別措置法の規定に基づき、借入債務が計上された計算書類を税務当局に提出していたが、関与社員は、同法の規定を承知しておらず、2 種類の計算

書類が作成されていたことを把握できなかった。

○ 監査意見表明に当たっての審査の問題

平成 11 年度は、監査実務指針に違反して審査を受けずに監査意見を表明した。

また、平成 12 年度以降においても、要注意点について深度ある審査が行われたとは認められない。

(3) 業務管理体制の問題

- ① 監査手続の内容が十分に判断できないなど監査調書作成の不備が認められる。
- ② 平成 9 年度の計算書類に係る監査調書を合併後の事務所移転の際等に紛失した。
- ③ 意見対立等により監査契約が中途解除された場合に、監査契約について本部審査等を受けることが求められているが、関与社員は審査等を受けず、また、監査法人もそうした事実を把握できる体制になっていない。

3. 以上のことから、当該監査法人は、公認会計士法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 67 号）による改正前の公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項 第 2 号及び第 3 号に規定する「社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明したとき」及び「監査法人の業務の運営が著しく不当と認められるとき」に該当すると認められる。

また、当該監査証明に係る業務執行社員であった当該関与公認会計士は、同じく公認会計士法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 67 号）による改正前の公認会計士法第 30 条第 3 項において準用する同条第 2 項に規定する「相当の注意を怠り、重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明した場合」に該当すると認められる。

事案2

第20回審査会（平成17年1月20日開催）において、株式会社あしぎんフィナンシャルグループ及び株式会社足利銀行に係る監査証明を行った中央青山監査法人に対する処分に関する調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成17年1月25日に対象監査法人に対して処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

1. 株式会社あしぎんフィナンシャルグループ及び株式会社足利銀行に係る監査証明（平成15年3月期決算及び平成15年9月中間決算）に関し、公認会計士法に基づく調査を行った結果、当該監査証明を行った中央青山監査法人について、①地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備、②監査調書作成等に係る業務管理体制の不備が認められた。
2. このことは、公認会計士法に規定する「監査法人の運営が著しく不当と認められるとき」に該当すると認められ、本日（平成17年1月25日）、中央青山監査法人に対し、戒告処分を行った。
3. なお、中央青山監査法人に対しては、公認会計士法第49条の3第1項の規定に基づき、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営について、対応策等に係る報告を求ることとする。

《事案の概要》

（1）地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備

平成15年3月期決算について、①貸倒引当・償却の妥当性の検証が、監査リスクの高いものとして監査計画上、重点項目とされていた、また、②監査法人が監査を行っている全国の地銀、第二地銀等の監査や金融検査の状況が監査法人本部において集約可能であった等にもかかわらず、監査意見表明に

当たっての審査は地区審議会で終了し、本部審議会に付議されていない。また、審査の過程でどのような判断の下にそのような処理が行われたかを示す十分な記録が残されていない。

監査法人本部は、監査法人が監査を行っている全国の地銀・第二地銀の監査や金融検査の状況等を知り得る立場にあり、監査法人本部において事案を的確に管理し、集約した情報を関連した地方事務所に伝達し、適切な指示を行いうなり本部審議会で検討していれば、平成15年3月期における貸倒引当・償却に係るいくつかの監査上の問題点につき、より深度ある監査を行うことが可能であったものと認められる。

以上のこととは、監査基準で定められている「監査の質の管理」に抵触するものと認められる。

(2) 監査調書作成等に係る業務管理体制の不備

平成15年3月期及び平成15年9月中間決算について、監査証明業務を執行した関与公認会計士が作成した監査調書には、監査の内容、判断の過程や結果が十分に記載されていないなどの不備が認められる。このことは、監査基準で定められている「監査調書の記録保存」に抵触すると認められ、監査法人はそうした状態を看過していたものであり、監査法人の業務管理体制には不備があるものと認められる。

第4章 公認会計士試験の実施

1. 公認会計士試験とは

公認会計士試験とは、公認会計士法の定めるところに従い、公認会計士になろうとする者に必要な学識や応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、審査会が実施する国家試験である。

公認会計士としての業務を営むためには、公認会計士となる資格を有しなければならず、公認会計士となる資格を得るためにには、公認会計士試験に合格することが主たる要件となる。

公認会計士となる資格を有した者は、協会に備える公認会計士名簿に登録すれば公認会計士となることができ、監査業務のほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応じることを業とすることができます。

2. 公認会計士試験制度

公認会計士法の改正に伴い、現行の試験制度は平成17年の実施までとなつており、平成18年から新試験制度が実施される。

(1) 現行公認会計士試験の概要

現行試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の3段階5回の試験体系で実施されている。

第1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するか否かの判定を行うことを目的として、筆記の方法により4科目について行われる。

第2次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するか否かの判定を行うことを目的とし、短答式(マークシート方式)及び論文式による筆記の方法により実施している。第2次試験の合格者は、「会計士補」の名称を使用して、公認会計士が行う財務書類の監査業務を補助することができるほか、財務書類の調製や財務に関する監査・立案及び財務に関する相談といった業務を行うことができる。

第3次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するか否かの判定を行うことを目的とし、第2次試験に合格し、3年以上の実務経験(業務補助等(注1)及び実務補習(注2))を履修した者を対象に、筆記及び口述の方法により実施している。第3次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。

注1) 業務補助等とは、「業務補助」及び「実務従事」をいう。「業務補助」とは、監査業務について公認会計士又は監査法人を補助することをいう。「実務従事」とは、監査業務以外で財務に関する監査、分析その他の実務で政令に定めるものに従事することをいう。

注2) 実務補習とは、金融庁長官の指定若しくは認定した指導公認会計士の事務所、実務補習団体又は実務補習機関において、公認会計士となるのに必要な技能を修習するため、会計士補等が受ける財務書類の監査又は証明の実務についての補習をいう。

【図9 現行公認会計士試験制度】

(2) 公認会計士法の改正（試験制度改正の趣旨）

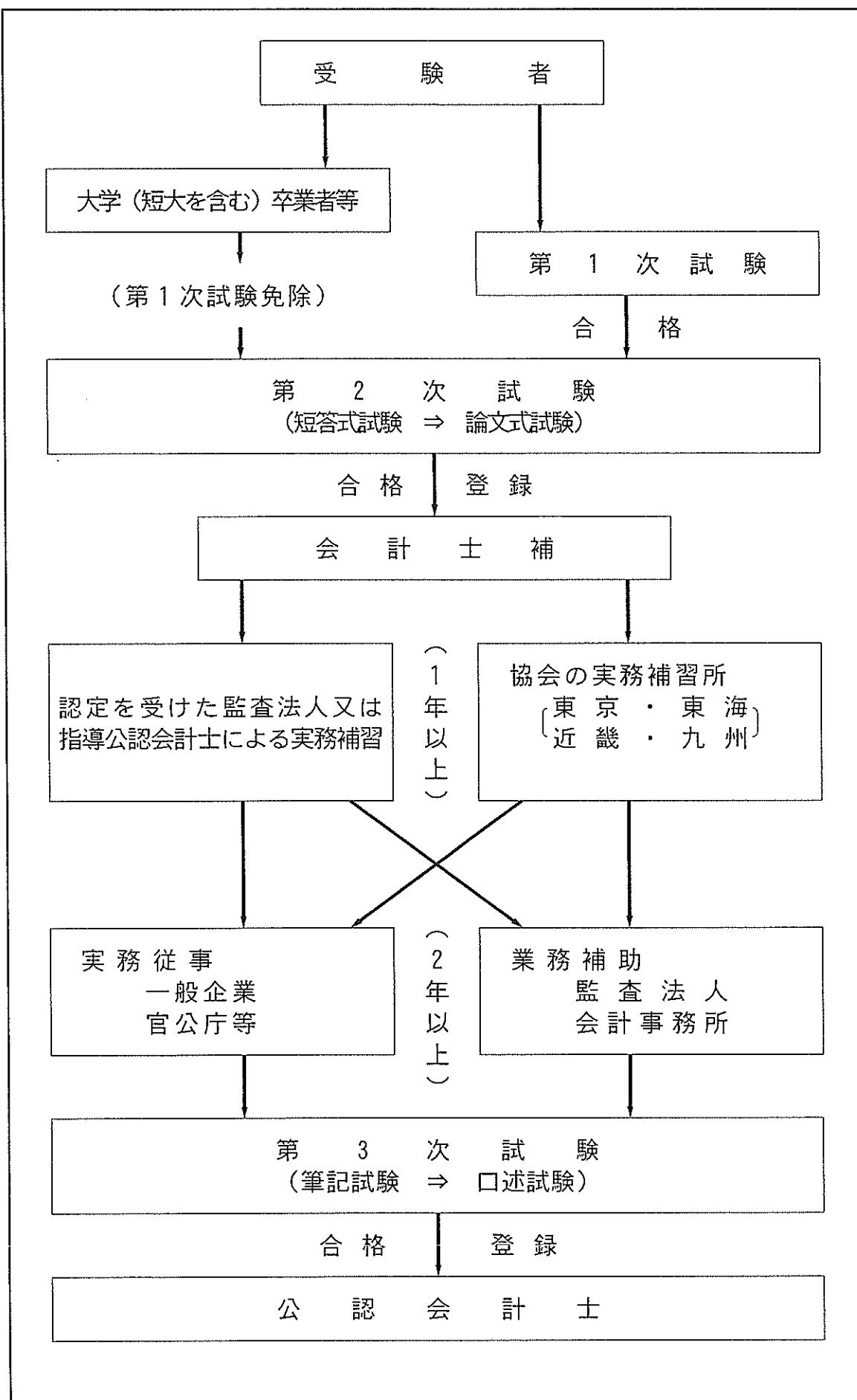
平成12年6月の公認会計士審査会（当時）において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年より公認会計士制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、公認会計士制度のあり方についてグローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われ、1年間に渡る審議の末、次のような結論を得た。

- ① 公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不斷の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきである。
- ② 量的に拡大するとともに質的な向上が求められている監査業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、更には、企業などにおける専門的な実務の担い手として、重要な役割を担うことが一層求められている。
- ③ このような期待に応えるためには、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより、一定の資質を有する多様な人材を我が国の経済社会において、今後とも確保していくことが求められる。

その後、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、公認会計士試験制度の大幅な見直しが行われた。

具体的には、現行の試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の

図 9 現行公認会計士試験制度の仕組み等



一部免除の拡大、実務経験の位置付けの変更などを内容とする見直しが行われ、新たな制度による公認会計士試験が平成18年から実施されることとされた。

(3) 新公認会計士試験の概要

公認会計士試験制度は、平成15年5月の改正公認会計士法において見直しが行われ、以下のとおりとなっている。

- ① 現行の3段階5回の試験体系（第1次試験、第2次試験（短答式試験及び論文式試験）、第3次試験（筆記試験及び口述試験））を1段階2回（短答式試験及び論文式試験）の試験体系に改組
- ② 試験科目を短答式試験4科目（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）及び論文式試験5科目（会計学、監査論、企業法、租税法、選択科目（経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目））へ変更
なお、現行の第2次試験の試験科目は、短答式試験が会計学及び商法、論文式試験が会計学（簿記、財務諸表論、原価計算、監査論）、商法及び選択科目（経営学、経済学、民法のうち2科目）である。
- ③ 一定の要件を満たす実務経験者、専門職大学院修了者等に対する試験の一部免除を拡大
- ④ 短答式試験合格者に対する爾後2年間の短答式試験免除の導入
- ⑤ 論文式試験の科目合格による爾後2年間の当該科目免除の導入

【図10 新たな公認会計士試験制度等のしくみ】

なお、公認会計士法上、公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを的確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いなければならないこととされた。

(参考) 改正公認会計士法により、以下のような経過措置が設けられている。

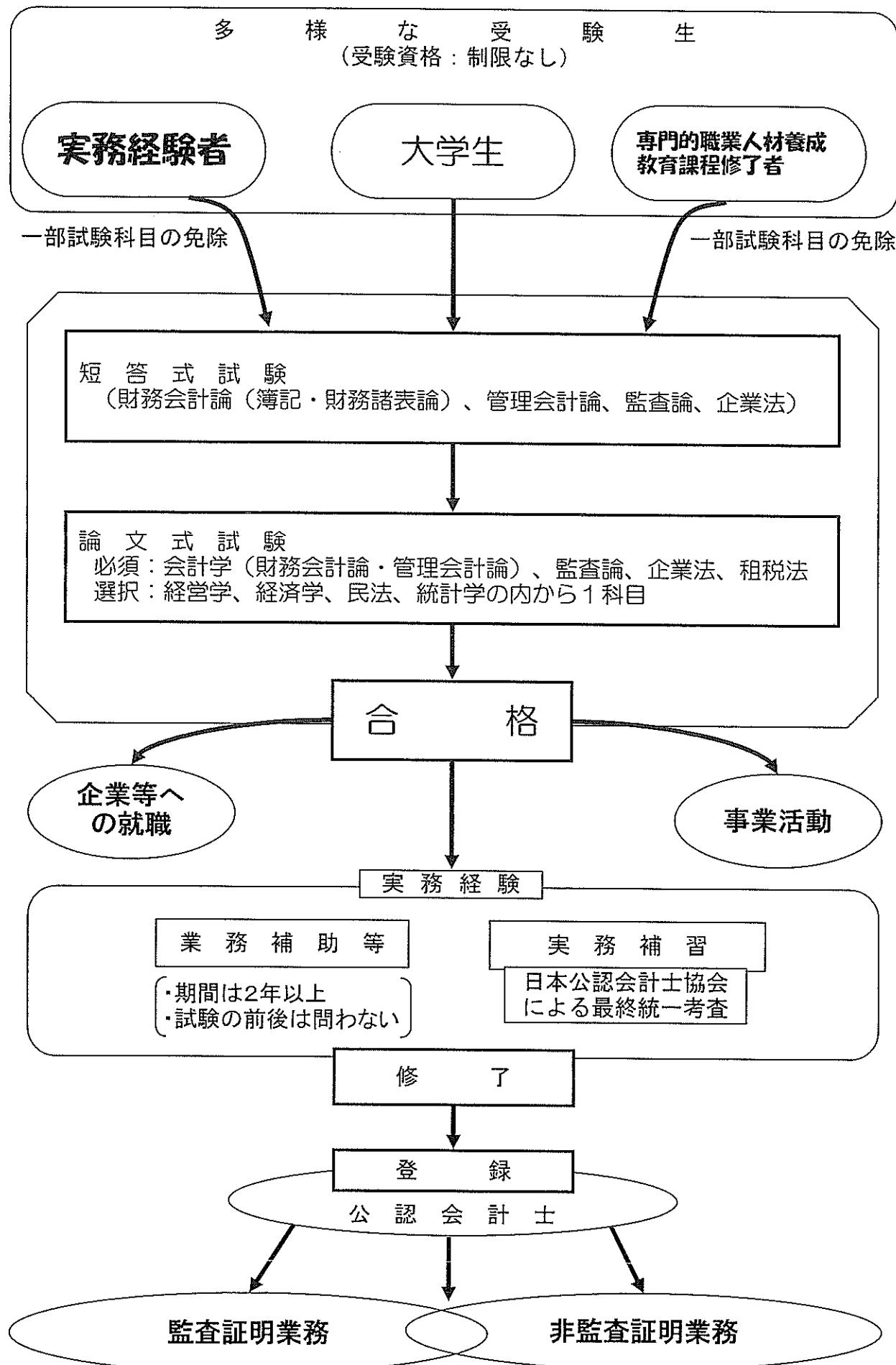
・会計士補に関する経過措置

今回の改正では、平成18年1月1日から会計士補制度は廃止されるが、その際に現に会計士補である者及び会計士補となる資格を有する者は、改正公認会計士法施行後も「会計士補」として引き続き業務を行うことができる。

・第2次試験合格者に関する経過措置

今回の改正では、現行の第2次試験合格者は、新公認会計士試験の短答式試験に合格した者とみなされ、その申請により論文式試験の会計学、企業法及び選択科目が免除されることになる。したがって、論文式試験は、監査論と租税法を受験すればよい

図10 新たな公認会計士試験制度等のしくみ



こととなっている。

また、現行の第2次試験合格者で業務補助等や実務補習が未修了であっても、平成18年から新試験を受験することができる。

・その他の経過措置

上記の経過措置のほか、公認会計士の資格、旧司法試験合格者等に関する措置、業務補助等の期間及び実務補習に関する措置などが設けられている。

3. 現行公認会計士試験の実施状況

(1) 平成16年試験

① 第1次試験

平成16年第1次試験は、従前の公認会計士審査会の下で実施された試験である。第1次試験は、平成16年1月13日に全国の財務局等所在地で実施され、受験申込者数147名中、56名が欠席し、答案提出者は91名となり、初めて100人台を下回る結果となった。

試験の結果、91名中13名が合格し、第2次試験の受験資格が与えられた。

注) 第1次試験の受験申込者数は、平成2年から平成6年までの間は、700人から800人台で推移していたが、平成7年に254人まで急減し、その後は200人台で推移し、平成12年から平成16年までは100人台で推移している。

平成7年の大幅な減少は、大学設置基準の改正に伴う公認会計士法施行令の改正により、大学在学中から受験が可能となったことなどが要因として挙げられている。

② 第2次試験

イ 短答式試験

公認会計士審査会を改組・拡充して設けられた公認会計士・監査審査会の下で実施された第2次試験の短答式試験は、平成16年5月30日に全国の財務局等所在地で行われ、受験願書提出者数は16,310名となった。前年の14,978名に比べ1,332名の増加(8.9%増)となった。受験願書提出者数16,310名のうち、短答式試験の免除者41名、欠席者756名を除いた受験者は15,513名と、前年に比べ1,225名増加した。同年6月25日の合格発表では合格者3,237名と、前年に比べ136名減少した。

□ 論文式試験

平成 16 年 8 月 24 日、25 日、26 日に全国の財務局等所在地で行われ、3,237 名が受験し、1,378 名が合格した。合格者数は、前年に比べ 116 名増加（9.2% 増）して過去最高となり、初めて 1,300 名を超える結果となった。

合格者の年齢別では、最高年齢が 50 歳、最低年齢は 20 歳で、25 歳以上 30 歳未満が 578 名（構成比 41.9%）と最も多く、続いて、25 歳未満の 574 名（構成比 41.7%）となっており、30 歳未満が全体の 83.6% を占めている。合格者の平均年齢は、26.0 歳（前年と同じ）。また、女性の合格者は対前年比 55 名増の 261 名（構成比 18.9%）であり、過去最高の合格者数となった。合格者の学歴は、大学卒業者が 1,105 名（構成比 80.3%）と最も多く、続いて大学在学中の者が 236 名（構成比 17.1%）となっている。合格者の職業では、「無職」の者が 1,099 名で全体の 79.7% を占めており、続いて、大学生など「学生」の 249 名（構成比 18.1%）となっている。

③ 第 3 次試験

イ 筆記試験

平成 16 年 11 月 4 日及び 5 日の 2 日間、全国の財務局等所在地で行われ、受験願書提出者数は 1,428 名であり、前年の 1,294 名に比べ 134 名の増加（10.4% 増）となった。

筆記試験の結果、1,005 名を口述試験受験資格者（筆記試験合格者）として決定し、平成 16 年の口述試験受験資格者は、前年に比べ 142 名の増加となった。

□ 口述試験

平成 17 年 1 月 17 日から同年 3 月 8 日までの 36 日間（土、日、祝日を除く）に渡り、審査会事務局がある東京都で実施した。筆記試験合格者 1,005 名に筆記試験免除者 5 名を加えた 1,010 名について口述試験を実施し、934 名を合格者として決定した。合格者の職業別では、監査法人勤務者が 875 名（構成比 93.8%）、銀行員・会社員が 31 名と、監査法人勤務者が 9 割以上を占めている。また、合格者中の最高年齢は 46 歳、最低年齢は 24 歳、平均年齢は 29.9 歳という結果であった。

(2) 平成 17 年試験

① 第 1 次試験

平成 17 年第 1 次試験は、平成 17 年 1 月 11 日に全国の財務局等所在地で実施され、受験申込者数 68 名中、26 名が欠席し、答案提出者は 42 名であった。

試験の結果、42 名中 10 名が合格し、第 2 次試験の受験資格が与えられた。

② 第 2 次試験（短答式試験）

平成 17 年の短答式試験は、平成 17 年 5 月 29 日に全国の財務局等所在地で実施され、受験願書提出者は、15,322 名で、前年の 16,310 名に比べ、988 名の減少となった。このうち、短答式試験の免除者が 38 名、欠席者が 871 名いたことから、受験者は 14,413 名となっており、前年に比べ 1,100 名減少した。同年 6 月 24 日の合格発表では合格者 3,510 名と、前年に比べ 273 名増加した。

なお、平成 7 年に短答式試験が導入されてから、これまでに実施された短答式試験の合格者はいずれも 3,000 名を超えている。

4. 新公認会計士試験の実施に係る検討等

(1) 新試験小委員会における検討の状況

① 新公認会計士試験実施に係る準備委員会

公認会計士審査会の下に設置された新公認会計士試験実施に係る準備委員会において、新たな公認会計士試験の具体的実施内容が検討され、平成 15 年 12 月 25 日に「改正公認会計士法における公認会計士試験の実施について」が公表された。

② 新公認会計士試験実施検討小委員会

イ 設置

上記の報告を受け、新公認会計士試験の実施に向けて更なる具体的な内容を検討するため、平成 16 年 5 月 18 日の審査会（平成 16 年 4 月より「公認会計士・監査審査会」へ改組）において、新公認会計士試験実施検討小委員会を設置することが承認され、同年 6 月 16 日に審査会委員 4 名を含む 11 名の委員が選任された。

□ 審議経過

平成 16 年 7 月 27 日に第 1 回の会合を開催し、平成 17 年 5 月 23 日まで計 8 回の会合により、試験日程、試験時間、問題数、配点、試験科目の出題範囲、合格基準等について検討した。

小委員会ではこれらの検討結果を、平成 17 年 2 月 8 日に審査会の承認を経て、同年 2 月 10 日に「出題範囲の要旨」などを含めた「新公認会計士試験の実施について」として公表した。その際、会社法案の国会審議等の動向から引き続き検討するとされた企業法の出題範囲の要旨等については同年 6 月 28 日の審査会の承認を経て、同年 7 月 27 日に公表した。

③ 具体的な内容

イ 試験日程

短答式試験については、各試験科目の試験時間、他の国家試験の試験日程等を考慮し、毎年 5 月末の日曜日及び 6 月初の日曜日の 2 日間の日程で行うこととした。

論文式試験については、短答式試験の合格者が論文式試験の準備期間を十分に確保できるよう 8 月中旬に 3 日間の日程で行うこととした。

□ 試験時間

新試験においては、単なる知識の記憶に留まらない、論理構成の力、判断力、応用力が養われているかどうかを判定する試験とするため、試験時間を延長した。具体的には、1 問あたりの試験時間はこれまでよりも多く確保することとし、短答式試験の試験時間は、財務会計論を 180 分、管理会計論、監査論及び企業法を各 90 分とし、論文式試験の試験時間は、会計学を 300 分、監査論、企業法、租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）を各 120 分とした。これにより、短答式試験では、単純平均で 1 問当たりの時間が約 3 分 30 秒から 4 分 30 秒になった。

ハ 問題数

短答式試験については、できるだけ幅広く多くの基本的な問題を出題するとの観点から、財務会計論を 40 問、管理会計論、監査論及び企業法を各 20 問とした。

論文式試験については、会計学を大問 5 問、監査論、企業法、

租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）を大問2問とし、大問には小問等を設けることができるものとした。

二 配点

短答式試験の配点については、財務会計論を200点、管理会計論、監査論及び企業法を各100点とし、各問5点を基本とするが、各問の配点に差を設けることができるものとした。なお、配点に差を設けたときは、問題文に明示することとした。

論文式試験の配点については、公認会計士になろうとする者にとって基本となる試験科目である会計学を重視し、会計学の配点のウェイトを高めることが適切であるとの観点から、会計学を300点、監査論、企業法、租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）を各100点とした。なお、大問1問につき50点を基本とするが、例えば、1科目において60点と40点の大問を各1問出題するなど、現行試験と異なり大問各問の配点に差を設けることができるものとし、大問各問の配点を問題文に明示することとした。

木 試験科目の範囲

各試験科目の範囲については、受験者が受験勉強を行う際の目安となるよう出題範囲をより明確化し、出題の予見可能性を高めることを目的として、新公認会計士試験実施検討小委員会の下に設置された6つの検討グループ（①財務会計論、②管理会計論・経営学、③監査論、④企業法・民法、⑤経済学・統計学、⑥租税法）において検討され、「出題範囲の要旨」として取りまとめられた（「出題範囲の要旨」の内容については、資料編を参照）。

また、新たに試験科目となる租税法及び統計学については、試験問題の難易度等の目安となるよう、サンプル問題を作成した。

ヘ 繼続して検討する事項

試験に関する情報提供及び合否判定の方法・基準については引き続き検討することとした。

（2）新公認会計士試験システム

① 新公認会計士試験制度に対応したシステムの構築

公認会計士試験においては、採点処理及び結果通知書発行等の業

務を電算システムを利用し処理しているが、新試験制度の施行に伴う試験免除の拡大、受験者数の増加による業務量の増大に対応するため、また、受験者に対する情報提供の充実等による行政サービスの向上のため、新たなコンピュータ・システムの導入を図ることとしている。

現在、この公認会計士試験システム（コンピュータ・システム）について、新試験の執行に必要不可欠な機能（願書受付、答案採点、得点調整機能等）の優先的な開発等、平成18年の新公認会計士試験の実施に向けて開発を進めている。

② 府省共通最適化計画への参画

政府は、各府省で行われている国家試験業務などの個別業務について、共通の業務システムの構築を目指している。そのための最適化計画の策的を目的として関係府省連絡会議が設置されており、審査会も参加している。

トピック

講演活動

審査会の活動の周知及び解説のため、以下の講演を行ないました。

平成 16 年 8 月 31 日（火） テーマ：「公認会計士・監査審査会の活動方針について」
主 催：財団法人産業経理協会

平成 17 年 5 月 14 日（土） テーマ：「監査の信頼性の向上をめざして」
主 催：北海道大学他

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 多国間における協力（監査人監督者会議への出席）

（1）第1回監査人監督者会議

平成16年9月27日に米国ワシントンにおいて、金融安定化フォーラム（F S F）主催による監査人監督者の国際会議が開催され、審査会からは会長が参加した。

第1回国際会議は、世界各国の監査人監督機関の長が初めて一同に会したもので、各国の監査人監督機関の創設に至る経緯や組織形態、各国の審査及び検査の進捗状況などを紹介しあったほか、国際協力の必要性等について話し合いが行われた。

会議には、日本のほか、オーストラリア、カナダ、フランス、イタリア、ドイツ、シンガポール、英国、米国の計9カ国が出席した。

（2）第2回監査人監督者会議

平成17年3月24日に米国ワシントンで第2回監査人監督者会議が開催され、審査会会长が出席した。

第2回国議は米国P C A O B（公開企業会計監督委員会）の主催によるもので、日本のほか、米国（議長）、オーストラリア、*ブラジル、カナダ、*チリ、フランス、ドイツ、*アイルランド、イタリア、*メキシコ、*オランダ、シンガポール、*スイス、英國（*は、初参加国）の計15カ国が出席したほか、欧州委員会（E C）、金融安定化フォーラム（F S F）、証券監督者国際機構（I O S C O）、世界銀行といった各機関から代表者が出席するなど、前回会議から比べ大きな規模で行われた。

本会議では、6カ国が初参加するなど監査人監督機関の設立が国際的な広がりを見せているなかで、各国における監査人監督機関の動向や今後の課題、国際協力のあり方等を議題にして活発な意見交換が行われた。

第3回国議は、平成17年10月に英國財務報告評議会（F R C）の主催により、英國で開催される予定となった。

2. その他意見交換等

(1) 米国P C A O Bへの訪問

審査会から会長、総務試験室長等が米国P C A O Bを複数回訪問し、意見交換、情報交換を行なった。

(2) その他

- ① 以下のとおり表敬訪問を受けた。

平成17年3月28日 デビット・ライト
歐州委員会金融サービス
政策・金融市場局長
トマス・ネッケ
駐日歐州委員会
一等書記官

- ② 審査会を含む我が国の監査人監督制度等の研修を実施した。

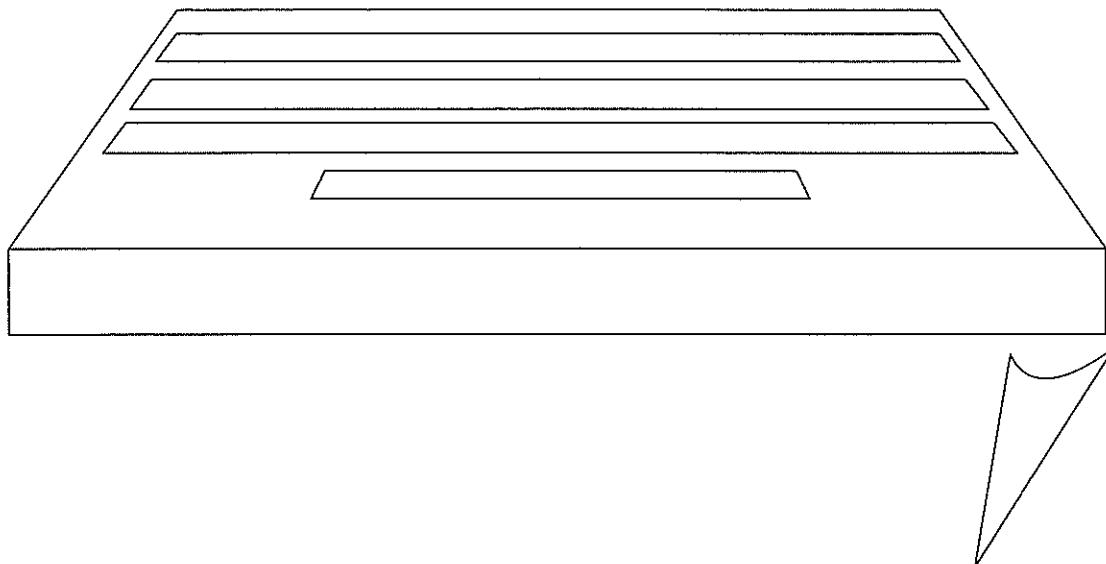
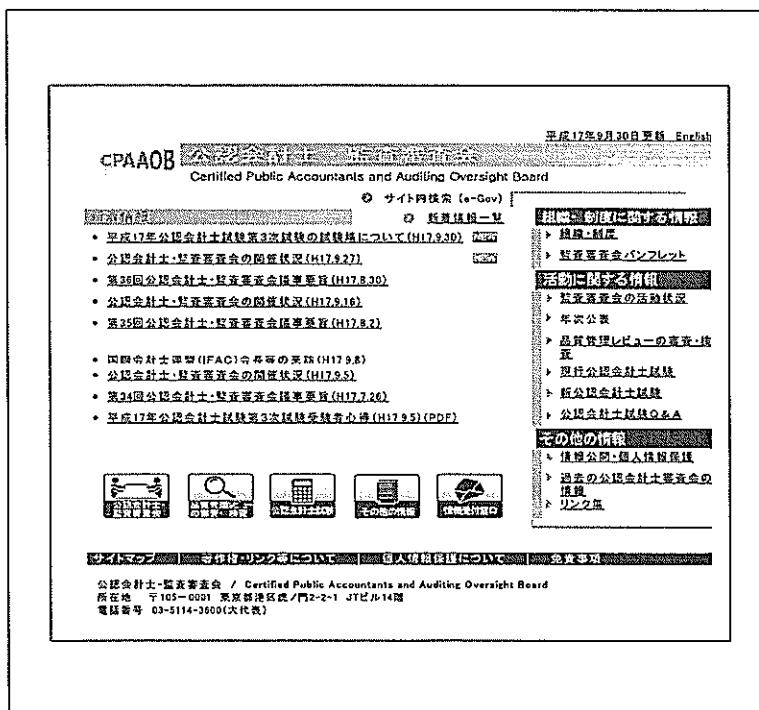
平成16年 9月 アジア資本市場東京セミナーへの参加
10月 タイ国政府職員に対する研修

トピック

ホームページの作成

審査会の活動を広く周知するために平成16年4月1よりホームページを設置し、平成17年6月22日に全面改訂を行いました。トップページのレイアウトを変更し、情報にアクセスし易くしました。

(<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)



資 料 編

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料	
1－1 公認会計士法の改正の概要	61
—公認会計士・監査審査会発足の経緯—	
1－2 公認会計士・監査審査会運営規程	62
1－3 公認会計士・監査審査会の実績（議事概要）	68
2 審査及び検査関連資料	
2－1 監査の信頼性確保のために	72
—審査基本方針等—	
2－2 品質管理レビューの一層の機能向上に向けて（概要）	79
—日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言—	
3 公認会計士試験実施関連資料	
3－1 公認会計士試験の実施状況（平成元年以降）	87
3－2 公認会計士試験合格者調等	
3－2－1 平成16年公認会計士試験 第1次試験合格者調	88
3－2－2 平成16年公認会計士試験 第2次試験短答式試験合格者調	93
3－2－3 平成16年公認会計士試験 第2次試験合格者調	99
3－2－4 平成16年公認会計士試験 第3次試験口述受験者調	105
3－2－5 平成16年公認会計士試験 第3次試験合格者調	112
3－2－6 平成17年公認会計士試験 第1次試験合格者調	119
3－2－7 平成17年公認会計士試験 第2次試験短答式試験合格者調	124
3－3 新公認会計士試験の実施事項（集約版）	130

公認会計士法の改正の概要 —— 公認会計士・監査審査会発足の経緯 ——

平成12年6月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- (1) 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
 - (2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
 - (3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公正性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
 - (4) 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること
- などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

上記の経緯により、平成 16 年 4 月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和 23 年まで遡る。

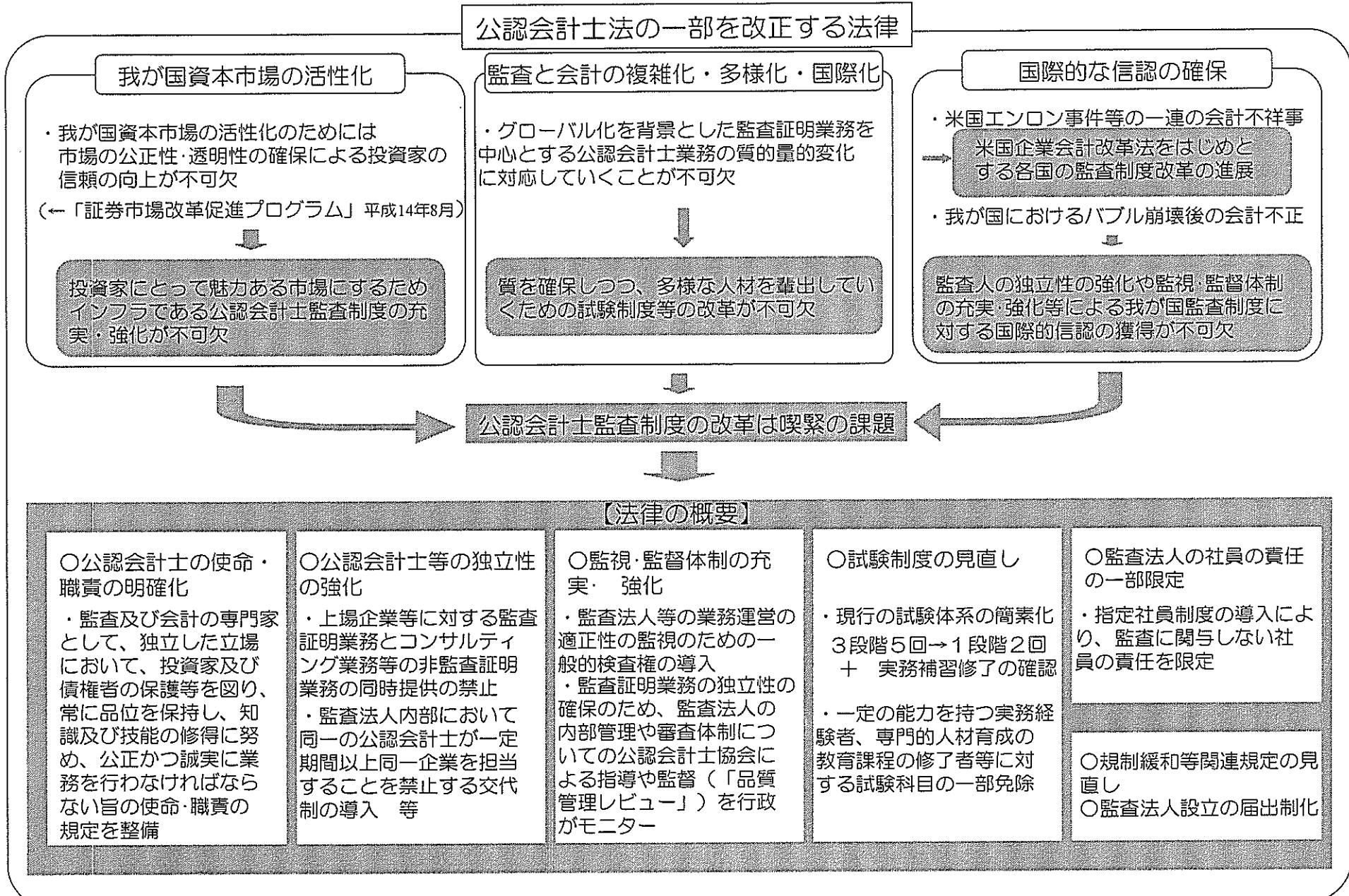
まず、昭和 23 年 8 月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年 6 月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年 4 月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和 27 年 8 月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに大蔵大臣の諮問機関として「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、「公認会計士審査会」は金融庁に置かされることとなり、公認会計士監査に関する調査審議については、同じく金融庁に置かれることとなった金融審議会に移管された。

平成 16 年 4 月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」を改組・拡充して設けられた「公認会計士・監査審査会」の名称は、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士や監査法人の行う監査業務に対する「事後監視」を担うことを組織の名称として明確化したものである。



1－2

公認会計士・監査審査会は、公認会計士・監査審査会令（平成12年6月7日政令第265号）第2条の規定に基づき、公認会計士・監査審査会運営規程を次のように定める。

公認会計士・監査審査会運営規程

目次

第1章 総則

第2章 会議

第3章 調査審議

第4章 試験

第5章 審査

第6章 検査

第7章 励告

第8章 専決

第9章 雜則

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の議事の手続その他審査会の運営に関しては、別に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

2 試験事務においては、公認会計士になろうとする者に必要な学識等の判定を行うため厳正を行い、審査及び検査においては、監査の質の確保と実効性の向上を図ることを旨として、客観的・専門的知見から行うものとする。

第2章 会議

(開会)

第2条 会議は、原則として月2回程度開くこととするほか、必要に応じて開くものとする。

2 会議は、公認会計士・監査審査会会长（以下「会長」という。）が招集する。

3 会長は、会議の議長となり、会議を運営する。

(会議への出席)

第3条 審査会は、事務局の職員を会議に出席させて、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、会議において関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の非公開)

第4条 会議は、これを公開しない。

(議事録)

第5条 審査会は、会議について、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議の概要
- 五 議決事項
- 六 その他必要と認める事項

(小委員会)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長がこれを指名し、審査会が承認する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名し、審査会が承認する。
- 4 議事運営その他小委員会に関し必要な事項は、各小委員長が定める。

第3章 調査審議

(意見表明)

第7条 公認会計士法（以下「法」という。）第32条第5項に基づき、金融庁長官より意見を求められた場合には、書面をもって意見の表明を行なうものとする。

第4章 試験

(試験実施に係る細目)

第8条 公認会計士試験に関する実施計画等必要な細目は、審査会が別に定めるところによる。

第5章 審査

(審査基本方針及び計画の策定)

第9条 審査会は、日本公認会計士協会が法第46条の9の2の規定に基づいて行う会員の法第2条第1項の業務の状況の調査の結果に関する審査にかかる基本方針

を策定するものとする。

- 2 審査会は、前項の審査の計画を策定するものとする。

(審査)

第10条 前条第1項の審査にかかる事務について、事務局は、定期的に処理状況を審査会に報告するものとする。

- 2 前項の事務において重大な事実が把握された場合には、事務局は、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。
- 3 審査会は、審査結果に基づき、立入検査の要否等、必要な対応を決定するものとする。

第6章 検査

(検査基本方針及び計画の策定)

第11条 審査会は、検査にかかる基本方針を策定するものとする。

- 2 審査会は、審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、日本公認会計士協会、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所（以下「被検査事務所等」という。）のうち検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項、検査期間及び主任検査官その他当該検査の実施項目を定める検査実施計画を策定するものとする。

(検査の報告)

第12条 主任検査官は、立入検査を終了後、必要に応じ検査結果の概要を審査会に報告するものとする。

- 2 主任検査官は、検査を終了するときは、検査結果を審査会に報告しなければならない。
- 3 主任検査官は、特に重大な事実を把握した場合には、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

(検査結果の通知)

第13条 審査会は、検査を終了したときは、検査結果を当該被検査事務所等に通知するものとする。

第7章 効告

(行政処分等の効告)

第14条 審査会は、行政処分その他の措置について金融庁長官に対して効告するときは、書面をもって行うものとする。

第8章 専決

(専決)

第15条 審査会は、審査会の事務処理のうち、次の各号に掲げる事項について、事務局長の専決とさせることができる。

- 一 公告に関する事項のうち軽微なもの。
- 二 広報に関する事項（年次報告書の公表を除く。）
- 三 公認会計士試験の実施に関する事項のうち軽微なもの
- 四 報告徵求に関する事項

第9章 雜則

(公表)

第16条 審査会は、毎事務年度終了後、当該事務年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

(情報の収集等)

第17条 審査会は、事務処理に必要な各般の情報の収集、整理及び分析を行い、その情報の適切な活用を図るよう努めるものとする。

2 審査会は、審査及び検査の各事務を処理した場合において必要があると認めるとときは、その各事務処理の結果が行政運営に適切に反映されるよう、関係行政機関に所要の連絡を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月20日から実施する。

公認会計士・監査審査会の実績

(平成17年6月末現在)

回	開催日	主な議題
1	H16.4.1	(1) 公認会計士・監査審査会の業務について (2) 公認会計士・監査審査会委員の職務・身分について (3) 公認会計士・監査審査会の開催について (4) 公認会計士・監査審査会の会議の公開等について (5) 公認会計士試験第2次試験の主任委員の指名について
2	H16.4.20	(1) 公認会計士・監査審査会運営規程等について (2) 公認会計士試験について ① 公認会計士試験試験問題調整小委員会の設置等について ② 公認会計士試験の実施にかかる状況について (3) モニタリングに関する事項について (4) 懲戒処分の現状について
3	H16.5.18	(1) 公認会計士・監査審査会運営規程について (2) 公認会計士試験試験委員選任小委員会等の設置について (3) 品質管理レビューについてのヒアリング
4	H16.5.25	(1) 公認会計士試験について ① 公認会計士試験試験委員選任小委員会委員について ② 公認会計士試験第2次試験(短答式)の実施について (2) 公認会計士等の懲戒処分に関するヒアリング (3) 自由討論(審査の基本方針の策定について)
5	H16.6.1	(1) モニタリングに係る審査基本方針及び審査基本計画について (2) 政策評価について
6	H16.6.8	(1) 品質管理レビューの月次報告について (2) 審査基本方針及び審査基本計画について
7	H16.6.16	(1) 公認会計士試験について ①新公認会計士試験実施検討小委員会委員について ②第2次試験短答式試験の合格者の決定について (2) 審査基本方針及び審査基本計画等について
8	H16.6.29	(1) 審査基本方針及び審査基本計画等の策定について (2) 公認会計士試験第3次試験の主任委員等の指名等について (3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の考え方について

回	開催日	主な議題
9	H16.7.13	(1) 公認会計士試験について ①公認会計士試験第3次試験試験委員について ②公認会計士試験第1次試験を免除する者について (2) 政策評価(事業評価)について (3) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について (4) ロゴマークについて
10	H16.8.3	(1) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②平成15年度年次報告書の概要について
11	H16.8.31	(1) 公認会計士試験第1次試験の試験委員等について (2) 品質管理レビューの実態把握等について
12	H16.9.17	(1) 平成17年 公認会計士試験の年間実施計画について (2) PCAOB検査の概要について (3) 品質管理レビューの月次報告等について
13	H16.10.12	(1) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握作業について (2) 監査人監督機関の第1回国際会議等について (3) 議事及び議決の方法について
14	H16.11.2	(1) 公認会計士試験について ①平成16年第2次試験の合格者の決定について ②平成17年第2次試験の試験委員等について (2) 議事及び議決の方法について (3) 品質管理レビューの実態把握の状況について
15	H16.11.16	(1) 平成17年公認会計士試験第2次試験の試験委員等について (2) ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について (3) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
16	H16.11.30	(1) 品質管理レビューの実態把握について
17	H16.12.7	(1) 公認会計士試験試験問題調整小委員会委員について (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
18	H16.12.14	(1) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について

回	開催日	主な議題
19	H16.12.21	(1) 公認会計士試験第3次試験口述試験受験資格者の決定について (2) ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について (3) モニタリングの状況報告について
20	H17.1.20	(1) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
21	H17.2.8	(1) 新公認会計士試験実施検討小委員会の検討事項の報告について (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの実態把握について ②モニタリングに係る報告について (3) 来年度のレビュー計画及び審査について(自由討論)
22	H17.2.22	(1) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングに係る報告について
23	H17.3.8	(1) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの実態把握及び提言に対する対応について ②品質管理レビューの月次報告について ③モニタリングについて
24	H17.3.17	(1) 公認会計士試験について ①平成16年第3次試験の合格者等の決定について ②平成17年第1次試験の合格者の決定について
25	H17.4.5	(1) 監査人監督者国際会議について (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
26	H17.4.19	(1) モニタリングについて
27	H17.5.17	(1) 公認会計士試験第2次試験(短答式)の実施について (2) モニタリングについて
28	H17.5.24	(1) 審査会の活動状況の公表(方針)について (2) モニタリングについて
29	H17.5.31	(1) 政策評価について (2) モニタリングについて
30	H17.6.7	(1) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査基本方針等の見直しについて ③モニタリングについて

回	開催日	主な議題
31	H17.6.14	<p>(1) 公認会計士試験について</p> <p>①第2次試験短答式試験の合格者の決定について ②第3次試験の主任委員等の指名について ③新公認会計士試験の年間スケジュール(試案)について</p> <p>(2) モニタリングについて</p> <p>①審査基本方針等の見直しについて ②モニタリングについて</p>
32	H17.6.28	<p>(1) 公認会計士試験について</p> <p>①第3次試験試験委員について ②新公認会計士試験の実施に関する検討事項の報告について</p> <p>(2) モニタリングについて</p>

—審査基本方針等—

〔公認会計士・監査審査会
平成16年6月29日
改正平成17年6月14日〕

公認会計士法は、公認会計士が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨を規定している。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の行う財務諸表の監査業務の改善進歩を図る活動を行っているが、改正公認会計士法の施行により、協会がこれまで行ってきた監査の質を向上させるための監査事務所に対する調査活動は法的にも位置づけられ、その報告が義務づけられた。協会の調査活動の信頼性の一層の向上のため、公益的見地から公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）がこれを審査し、必要に応じて検査する（以下「モニタリング」という。）機能も法的制度として導入された。

審査会が実施するモニタリングは、協会からの報告に基づき、協会による監査事務所における監査業務に対する調査制度が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるとときに監査事務所等に立入検査を行うものである。審査会は、その結果に基づき、必要があると認めるときは金融庁長官に対して勧告を行うことができる。その意味で、審査会の実施するモニタリングは、金融庁による公認会計士等に対する監督機能や協会の発揮する自治統制機能と相俟って、全体としてわが国の監査の質の確保と実効性の向上を図る制度的仕組みの主要な核をなすものである。

審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、改正公認会計士法の趣旨に則り、証券監督者国際機構（IOSCO）の「監査人の監督に関する原則」等の国際的な潮流をも勘案し、監査人監督機関の国際会議に参加するとともに、海外の関係監督当局との緊密な協力関係を積極的に構築していくことも視野に入れつつ、以下のような視点及び目標を基本として、モニタリングを実施することとする。

【視点】

審査会が実施するモニタリングにおいては、現在、協会が上記調査活動として実施している「品質管理レビュー」等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の

視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に發揮して、監査の質の確保と実効性の向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応するとともに、年次活動報告を発行するなど、内外に対する適切な情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別監査意見そのものの適否の判断を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とすることにより、協会の効果的な自治統制機能を通じて、監査事務所における監査業務の充実・強化を図ることを目標とする。

審査会は、モニタリングの実施に当たって、以上のような観点を踏まえ、次のように「審査基本方針及び審査基本計画」及び「検査基本方針」を定める。なお、社会経済情勢の変化、審査・検査手法の向上等を踏まえ、これらの方針等について、事務年度毎に見直しを行い、必要に応じ適宜改正を行うものとする。

I. 審査基本方針及び審査基本計画

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

新たに審査会によるモニタリング制度が導入された目的に鑑み、また、制度導入当初であることを踏まえ、限られた行政的資源のもとでこの機能を効果的に果たしていくために、当面以下のような考え方を重視することとする。

① 監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応

監査の質の確保と実効性の向上への期待に積極的に対応するために、協会からの報告のみにとらわれず様々な情報を活用して、特に大きな問題点の的確な把握や実効性ある改善が確保され得るようなアプローチを確立していくこととする。その際、特にわが国経済に大きな影響を与える上場企業等に対する監査業務に係る品質管理の状況が遅滞なく的確に把握できるようなアプローチを模索し、確立する。

② 監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上

協会からの報告に基づき継続的に審査活動を進めていくことに加え、協会による品質管理レビュー自体の信頼性、実効性を高め、審査の結果が適切に反映されるような仕組みが確実に構築されることを目指すとともに、信頼性の高い品質管理が監査業務に浸透するよう努めていく。

(2) 審査の枠組み

① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徵求を行い、また必要な場合には監査事務所からも所要の報告・資料について徵求を行うとともに、様々な情報を活用し、これらの内容に基づき、主に以下について審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。
- ③ その他必要に応じ、審査会の任務を踏まえ、監査業務全体の質の確保と実効性の向上に資すると考えられる措置が認められた場合には、これを助言・提言等の形で関係者等に対し表明する。

2. 審査基本計画

(1) 継続的審査活動と重点審査事項

上記の審査基本方針に基づき、次のような事項に重点を置いて、協会からの報告を基にその内容を継続的に審査する。その際、協会の自治統制機能を評価するとともに、特定の法令等諸基準の遵守状況を横断的に審査する新たな手法の可能性についても検討を行う。

- ① 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認
- ② 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ（リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等）
- ③ 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無
- ④ 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

(2) 当面の各事務年度における更なる取組み

上記の継続的な審査活動に加え、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を図る見地から、当面各事務年度毎に次のような取組みを行う。

【平成 16 事務年度（17 年 6 月まで）】

協会によるこれまでの品質管理レビュー（基本的スタンス、実施体制、実施方法等）について、深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行う。その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、当年度のできるだけ早い時期に、協会による品質管理レビューの一層の信頼性向上と効果的な遂行のための条件整備・手法改善等に関し、公益的立場から助言・提言等を行うとともに、必要に応じて勧告を行う。

(注) 品質管理レビューの実態把握及び提言については、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成17年2月8日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月17日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。

【平成17事務年度（18年6月まで）】

初年度の取組みを踏まえて改善・実施される協会による品質管理レビューを前提にした審査を行う。その際、初年度の取組みに対する評価・見直しを行い、重点審査事項により留意した対応や審査会と協会との実務的な役割分担・連携関係を明確化することも含め、その取組みについて一層の改善・向上を図るための方策を検討し、審査の枠組みを強化する。

また、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた財務報告に係る内部統制の有効性等や、監査の品質管理の向上等に関する企業会計審議会における審議動向について注視していくとともに、審査会としての対応を検討していく。

【平成18事務年度（19年6月まで）以降】

協会による品質管理レビューが、相当程度機能向上していることを基本として、協会による品質管理レビューと審査会による審査活動による相乗効果により、一層の監査の質の確保と実効性の向上を目指す。

II. 検査基本方針

審査会の検査は、協会からの報告に対して「審査基本方針及び審査基本計画」に基づき行われる審査結果を踏まえて、必要に応じ次のように実施する。

1. 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- (1) 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかについての審査結果に基づき、必要があると認めるときに協会等に立入検査を行う。
- (2) 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかについての審査結果に基づき、必要かつ適当と認めるときに監査業務に関し監査事務所に立入検査を行う。
- (3) 上記(2)の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を適切に把握する必要があると認める場合には被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果、審査会は個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

2. 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- (1) 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合等（主に対協会）
- (2) 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要が認められる場合等（主に対監査事務所）
- (3) 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合等（主に対被監査会社等）

- (4) 法令等諸基準の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- (5) 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

3. 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、運営規程に従い、検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項等、検査の実施項目を定める検査実施計画を策定し、検査を終了したときは、被検査事務所等に対して検査結果の通知を行う等適切な手続をとるものとする。

2-2 品質管理レビューの一層の機能向上に向けて（概要）

— 日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言 —

はじめに

公認会計士・監査審査会は、わが国の監査の質の確保と実効性の向上に資するため、平成16年6月に策定・公表した「監査の信頼性確保のために一審査基本方針等」に基づき、日本公認会計士協会がこれまで行ってきた品質管理レビューについて、その一層の機能向上を図る見地から、深度ある実態把握を行ったが、ここにその結果を報告書として明らかにすることとした。審査会としては、協会において本提言を受け止め、法的に位置付けられた現行の品質管理レビューに可能な限り早期に反映されることを強く望む。

第一部 日本公認会計士協会が実施している品質管理レビュー制度

1. 制度発足の経緯

- (1) バブル崩壊後急激に悪化した日本経済の下で、大規模金融機関の破綻の表面化や企業活動の変化等もあり、公認会計士による適正な監査の実施と投資者及び債権者への信頼性ある財務情報の提供の充実が求められた。平成9年4月に大蔵省の公認会計士審査会による「会計士監査の充実に向けての提言」等を踏まえ、協会は、事後の審査制度の調査を実施のうえ検討した結果、平成11年4月に協会の自主規制としての品質管理レビュー制度を開始した。
- (2) その後、近年における我が国の不良債権問題や米国の不正会計事件を受け、公認会計士監査制度における監視・監督の強化の必要性が認識されるに至り、平成14年12月、金融審議会公認会計士制度部会による「公認会計士監査制度の充実・強化」が報告された。これを背景に、平成15年5月、公認会計士法の改正が行われ、品質管理レビュー制度は法的に位置付けられ、審査会のモニタリングの対象となった。

2. 品質管理レビュー制度の概略（略）【別添参照】

- (1) 品質管理レビューの実施体制
- (2) 品質管理レビュー制度の目的
- (3) 品質管理レビューとは

第二部 品質管理レビューの実態分析と提言

1. 基本的な視点

- (1) 審査会が新たに設立された趣旨を勘案
 - ① 公平性・中立性・有効性の観点からの品質管理レビューの改善点を見出す。
 - ② 既存の枠組みにとらわれず、信頼性ある財務情報の提供という公益的立場に立つ。
- (2) 品質管理レビュー制度が発足することとなった意義を勘案
 - ① 品質管理レビュー制度が発足の意義・目的を達成できるように整備・運用されているか。

- ② 監査会計規範への準拠状況に対して品質管理レビューが適切に行われているか。
- ③ 國際的な潮流を考慮して、品質管理についての監査事務所の体制整備に関し、品質管理レビューがなされているか。

2. 品質管理レビューの現況及び成果

(1) 品質管理レビューの現況

① 品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューは、平成 11 年度から 12 年度までに、330 の監査事務所、平成 13 年度から 15 年度までに、304 の監査事務所に対し実施されており、その実施にあたっては、重点実施項目を設け、新たな会計監査手法の早期浸透、過去の品質管理レビューでの改善指摘事項の早期改善等を求ることとしている。

② レビュー報告書及び改善勧告書

レビュー報告書により品質管理レビューの結論としての意見（無限定意見、限定意見又は否定的意見）を表明し、平成 13 年度から 15 年度においては約 8 割の監査事務所に対して限定意見を表明。品質管理レビューにおいては、監査の品質管理の方針と手続の整備及び運用状況の評価の過程で監査会計規範に対する準拠違反が発生していた懸念がある事項を発見した場合には、当該発見事項の存在を改善勧告事項として指摘し改善勧告書を発行する。

③ 限定意見及び改善勧告事項の状況

改善勧告事項の主な項目毎に指摘件数が多かった内容は、リスク・アプローチに基づく監査については実証手続の決定、会計上の見積りの監査については繰延税金資産、監査意見表明の審査機能については審査制度等となっている。

(2) 品質管理レビューの成果

協会は、品質管理レビューにおける発見事項等を契機として、監査事務所の監査の品質管理の向上のため、監査実務の参考となる多数の実務指針を策定・公表するとともに、関連する研修会を実施し会員への周知・徹底を図ってきた。品質管理レビューは、自主規制機関が行う制度としての位置付けながら、わが国の監査事務所における監査の品質管理に対する重要性の認識の醸成に対しては、一定の役割を果たした。

3. 品質管理レビューの機能向上のための課題

審査会としては、実態把握の結果、これまで協会が行ってきた品質管理レビューについては、一定の成果が得られたと評価する。しかし、品質管理レビューが法的に位置付けられたことを勘案し、また、監査の質の確保と実効性を向上させるためには、その一層の機能向上が必要であり、以下の事項について改善が必要であると認められる。

(1) 品質管理レビューに係る制度・組織

① レビューチーム

品質管理レビュー制度による品質管理基準の準拠状況のレビューと是正措置によって、適正かつ厳正な指導が行われることが重要であり、今後の品質管理レビューを実施する体制強化が不可欠であることから、レビューチームの人員の増員強化を今後継続して図ることが必要である。

② 品質管理に係る協会機関の機能発揮

品質管理委員会の審査記録や議事録の中には、監査会計規範の準拠違反に係る審査について議論の経過等が記載されていなかったもの等が見受けられた。品質管理委員会は、その判断の形成過程については、委員会議事録や審査記録及びレビュー調書に明瞭に記録することが、レビュー報告書の客観性及び妥当性の確保及び審査会における品質管理レビュー手続のプロセス及びその結果のモニタリングの観点から必要である。

また、品質管理審議会の活動内容につき、その活動を充実・活性化させ、また、透明性を高めるための見直しが必要である。

③ 品質管理レビュー制度の基本的な姿勢

品質管理レビューにおいて、意見形成過程が十分かつ合理的な裏付けに基づくものであるかを事後にチェックすることについて消極的と見受けられる事例が見られた。品質管理レビューにおいて、監査証拠の収集状況、収集された監査証拠と監査人が当該証拠からどのようなプロセスを経て意見、判断、評価等を導き出したかを確認し、結論が当該監査証拠から論理的に導き出されることに高い蓋然性があるかを確認することが必要である。

④ 品質管理レビュー制度の情報開示

品質管理レビューの活動報告は、被監査会社や投資家に対しては、JICPA ジャーナル（月刊協会機関誌。市販）に掲載された概要以外にはほとんど情報提供がなされていない。品質管理レビューについては、社会への積極的な情報提供活動がなされることが必要と考えられることから、レビュー結果等についての適切な対外的公表の方法の方針を見直すことが必要である。

(2) 品質管理レビューに係る基準・手続

① レビュー報告書等における判断基準の統一性

品質管理レビューは、協会会則、品質管理レビュー基準等に則して実施されることとなっているが、品質管理基準及び監査会計規範への準拠性、監査事務所の入手した監査証拠の十分性及び適切性等につき、判断基準が必ずしも明確にされていない。監査事務所の入手した監査証拠の十分性及び適切性、品質管理レビュー報告書の結論の形成等において、レビュー手続上の判断基準を明示的に示すことが必要である。

② 監査事務所における審査体制

依然として審査体制を整備していない監査事務所の存在する状況が今回の作業で明らかになった。監査の品質を維持・向上との観点からは、監査事務所はその組織形態にかかわりなく監査証明業務に対する審査体制の整備が不可欠である。今後も協会による品質管理レビュー制度による品質管理基準の準拠状況のレビュー実施と是正措置によって、すべての

監査業務が審査を受け、その信頼性を確保することが必要である。

(3) 品質管理レビューの運用・実施

① 監査会計規範への準拠性

品質管理レビュー制度上、レビューアー自らが監査上の判断を裏付ける証拠の合理性の確認や個々の会計事象に対する処理の妥当性について判断することは求めないとされている。監査人による監査会計慣行の適用の判断及びその判断の拠り所となった監査証拠の合理性について、品質管理レビューにおいて、監査証拠の収集状況、収集された監査証拠と監査人が当該証拠からどのようなプロセスを経て意見、判断、評価等を導き出したかを確認し、監査会計規範に対する準拠性に係る判断を行うこと等が必要である。

② リスク・アプローチに基づく監査計画及び監査手続

品質管理レビューにおいて、リスク・アプローチに基づく監査計画書の不備とされた事案には、余りにも経済効率性を重視しすぎた不適切なリスク・アプローチの適用により入手された監査証拠の能力の水準に疑問のある監査業務等といった様々な事例が確認された。品質管理レビューの実施においては、監査計画書の不備による影響（実施した監査手続の適切性等）等についても厳正に対処し、必要とされる改善勧告を行う必要がある。

③ 個々の監査業務に係る被監査会社の選定方法

大手4監査法人に係るレビュー対象の監査業務の個別的選定については、品質管理レビュー手続の規定に基づき行うこととされているが、監査チームの監査実施体制及び監査報酬が監査事務所の経営に与える影響等の要因や監査人の交代に基づく監査業務は選定されていなかった。

レビュー対象とする監査業務から、監査法人としての監査の品質管理に係る一般的な結論が導かれることとなるため、レビュー対象となる監査業務の選定手続は非常に重要であり、上記のような観点等から、レビュー対象会社を選定することが可能となるよう、所要の措置をとる必要があると考えられる。

④ 意見形成過程に係るレビュー手続の実施

改善勧告の対象となった事案には、監査手続の確実な実施により必要十分な監査証拠が入手されていたかにつき、レビュー調書の記録では不明確であった事例や、監査意見の形成過程における監査手続の未了等の事例が確認された。監査意見の形成過程での当該検討の実施が監査調書上で確認できない場合には、監査会計規範上の重大な問題として、レビューアーのレビュープロセスをレビュー調書に明確に記録する必要がある。

⑤ 事後審査への対処

監査作業が終了していない段階での日付が監査報告書作成日付とされた疑惑のあるもの、審査の実施は監査報告書作成日付後約2週間後であったもの等、審査の実施時点から遡及した監査報告書日付を付して監査報告書が作成されるケースには多様な事例が見られるようになり、監査実務には一層の混乱が生じている状況が確認された。意見表明に先立つ審査の実施体制の公益性及び重要性に鑑み、協会をはじめとする関係諸機関において、適切な対応

を早急に検討することが必要と考える。

⑥ 改善勧告事項に対するフォローアップ

品質管理レビューの導入から数年経過した現在においても、「リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項」など、以前に改善勧告事項とされたものと同一の項目が、改善状況不十分として再度指摘されているのが実情である。改善勧告事項に対する改善措置の状況を事後に確認するフォローアップの機能を一層強化するために、フォローアップの状況を確認するための組織的な取組みが必要である。

(4) 監査人の独立性に関する事項

① 監査人の身分的独立性

監査人の身分的独立性を保持するための法令あるいは協会の倫理規則等における規定に關して、品質管理レビューでは、これらに係る監査事務所の方針と手続の整備及び運用状況についてのレビュー手続等が明示されていないなど、独立性の評価のための手続は不十分となっている。公益性の観点からは、監査人の独立性を確保するために、その監視・監督の仕組みを品質管理レビューの中に明示的に構築することが必要であり、早急にレビュー手続及びレビュートールを見直すことが必要である。

② 監査人の経済的独立性

品質管理レビュー手続では、監査人の独立性に懸念を生じさせるような状況にある場合には、当然、当該監査報酬額が適正であるかは品質管理レビューの対象になるものとされている。特定の被監査会社等から継続的に受ける報酬が監査事務所の総報酬の大部分を占める場合には、外観的独立性を損ねる可能性があると考えられる。

倫理規則及び品質管理レビュー手續が定める監査報酬に係る外観的独立性の状況について具体的にレビューするための手続を、レビュートールに具体化する必要があると考えられる。

(5) 品質管理レビューに関連する体制整備

協会は、会員の監査業務に関して、監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査し、必要と認めたときは会長の承認を得て会員に勧告又は指示することを職務とする監査業務審査会を設置している。調査の結果、より深度のある調査が必要な場合等には、監査・綱紀事案検討会にその措置が委ねられ、さらに綱紀委員会による調査対象となった場合には、当該監査業務については品質管理委員会のレビュー対象から原則として除外されることとされている。

個々の監査の失敗の問題や不祥事が認識された監査事例はどのような品質管理の状況から発生したものであったのかなど、監査業務審査会から品質管理委員会に対して有益かつ適切な情報提供を行うことも必要であると考えられることから、両者の実効性ある連携のあり方について、検討が行われることが必要である。

おわりに（略）

（以 上）

品質管理レビュー制度の概略

(1) 品質管理レビューの実施体制

レビュー制度の実施運営は、品質管理委員会、レビューチーム及び品質管理審議会により行われる（参考参照）。

品質管理委員会は、協会長を委員会の会長とし、会長が会員の中から委嘱する者により構成され、品質管理レビュー基準等の立案、レビューチームへの指示、監査事務所における品質管理上の問題点の検討・調査、品質管理レビューの状況についての品質管理審議会への報告等を主な機能とする。なお、レビュー結果は同委員会内に設けられる複数の作業部会により審査される。

レビューチームは、監査事務所の品質管理を担当した経験のある会員、10年以上の監査業務の経験を有する会員から、協会の専任従事者として任命されたレビューアーにより構成される。

品質管理審議会は、会員以外の学識経験者5名と協会長の指名する会員1名の計6名で組織する第三者機関である。

(2) 品質管理レビュー制度の目的

協会は、監査事務所が行う監査の品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じて改善勧告を行うとともに、当該勧告に対する改善状況の報告を監査事務所より受け、これらにより公認会計士による監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保する（協会会則第87条第1項、第88条第1項）。

(3) 品質管理レビューとは

品質管理レビューとは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況や、その管理体制、すなわち監査の品質管理基準への準拠状況を協会がレビュー（チェック）するものである。

監査の品質管理とは、公認会計士法等の諸法令、監査基準及び協会会則・規則・実務指針等のほか、監査事務所としての監査業務の品質管理に係る内部規程に準拠して監査が適切に実施されていることを確認するために、監査事務所及び監査従事者が継続的に行う監査の管理活動である（監査基準報告書第12号「監査の品質管理」第2項）。

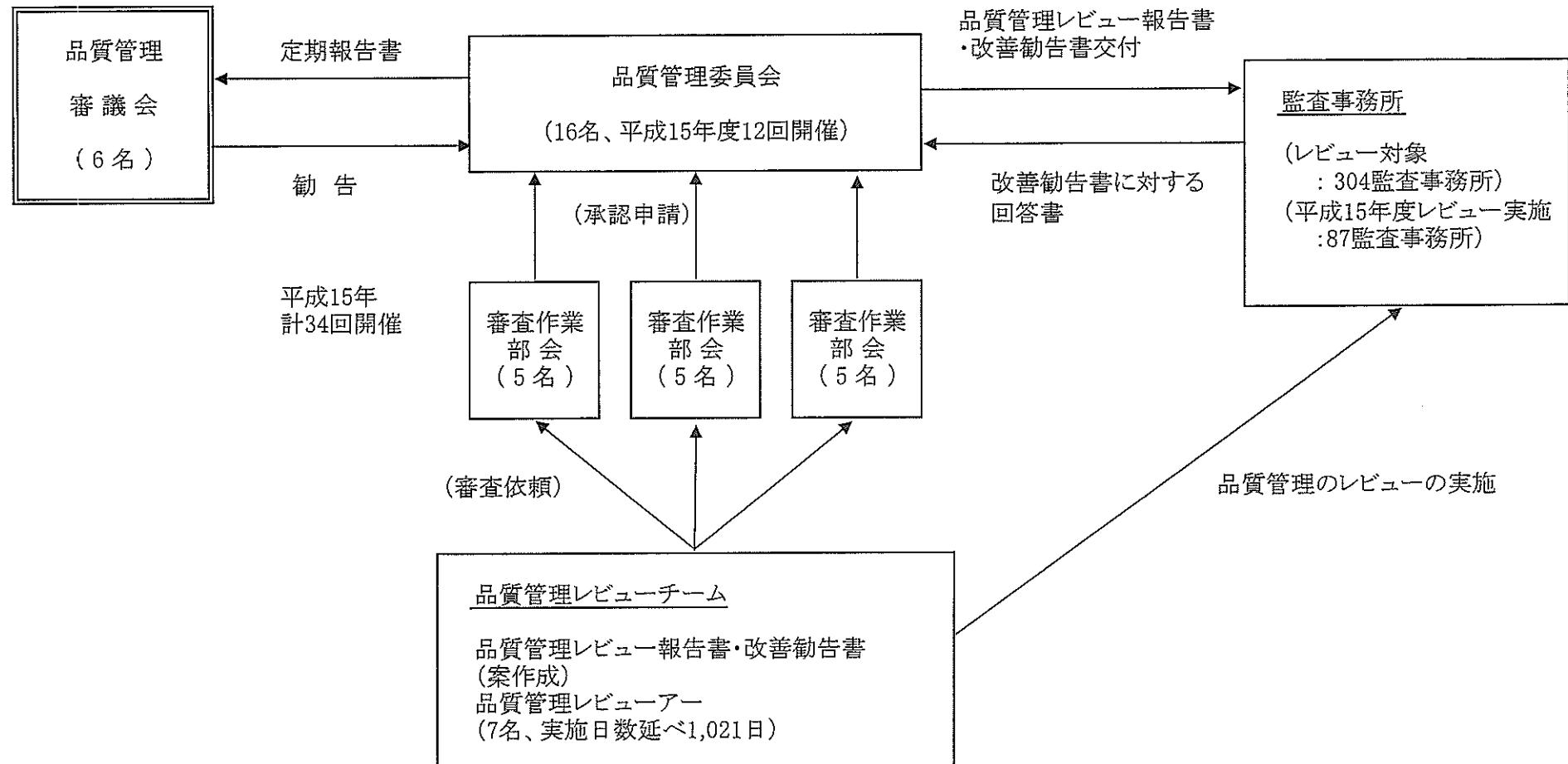
監査の品質管理には「監査事務所としての品質管理」と「個々の監査業務の品質管理」がある。監査事務所としての品質管理は、個々の監査業務の品質管理を担保するものであり、この両者の品質管理が相俟って、監査の品質管理が確保される。

また、品質管理レビューにおいては、監査事務所が監査業務の遂行に当たって準拠すべき法令、諸規則、諸基準等の規範を、集合的に「監査会計規範」とし、その準拠状況を評価する。

（注）なお、品質管理レビューの具体的な運用に当たっては、協会会則、品質管理レビューに係る実施・報告の基準等を定めた「品質管理レビュー基準」、品質管理レビューの実施に必要な手続を定めた「品質管理レビュー手続」、さらに上記手続を補完する所定の質問書等である「レビューツール」（レビュー調書として最終編繕される。）等に即して実施されることとなっている。

(参考)

品質管理レビューの実施体制(平成15年度)

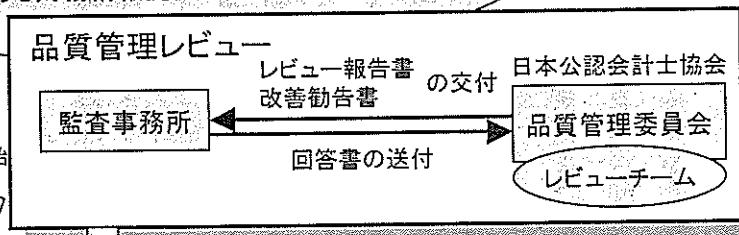


品質管理レビューの一層の機能向上に向けて

- 日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言 -

第一部 品質管理レビュー制度

大規模金融機関の破綻、企業活動の変化等を受けた、公認会計士による適正な監査の実施と投資者・債権者への信頼性ある財務情報提供の充実の必要性



（成果）監査事務所における監査の品質管理に対する重要性の認識の醸成

平成11年4月
開始

公認会計士監査制度における
監視・監督の強化の必要性

平成16年4月発足

公認会計士・監査審査会

基本的な視点

- (1) 審査会の設立趣旨
・公平性・中立性・有効性の観点
・信頼性ある財務情報の提供という公益的立場に立脚
- (2) 品質管理レビュー制度の発足意義
・制度発足の意義・目的達成のための整備・運用
・監査会計規範への準拠状況の評価
・国際的な潮流を考慮した品質管理に係る体制整備

第二部 品質管理レビューの実態分析と提言

品質管理レビューの機能向上のための提言

【制度・組織】

- ①レビューチーム
→人員の増員強化
- ②品質管理に係る協会機関の機能発揮
→品質管理委員会の判断形成過程の明確化等
- ③品質管理レビュー制度の基本的な姿勢
→監査意見形成のための監査証拠に関する適切な確認
- ④品質管理レビューに係る情報開示
→レビュー結果等の対外的公表方法の見直し

【基準・手続】

- ①レビュー報告書等における判断基準の統一性
→レビュー手続上の判断基準の明確化
- ②監査事務所における審査体制
→監査意見の審査の体制整備に係るレビューの適切な実施と是正措置

【運用・実施】

- ①監査会計規範への準拠性
→監査会計規範に対する準拠性の問題に係る適切な判断
- ②リスク・アプローチに基づく監査計画及び監査手続
→監査計画書のほか適用監査手続も検証する等の厳正な運用
- ③個々の監査業務に係る被監査会社の選定方法
→レビュー手続に沿った適切な被監査会社の選定
- ④意見形成過程に係るレビュー手続の実施
→監査意見の形成過程が明瞭でない場合におけるレビュープロセスのレビュー調書への記録の明確化
- ⑤事後審査への対応
→監査意見の事後審査への対応に係る関係諸機関との検討
- ⑥改善勧告事項に対するフォローアップ
→機能強化のための組織的な取組みの必要性

【監査人の独立性】

- ①監査人の身分的独立性
→身分的独立性確保のためのレビュー手続等の見直し
- ②監査人の経済的独立性
→監査報酬に係る外観的独立性確保のためのレビュー手続等の見直し

【関連体制の整備】

監査業務審査会から品管委員会への適切な情報提供など連携のあり方の検討

公認会計士試験の実施状況（平成元年以降）

(単位：人、%)

区分 年別	第一次試験			第二次試験			第三次試験		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
平元 (1)	638	155	24.3	5,735	596	10.4	188	81	43.1
2 (1)	770	208	27.0	6,449	634	9.8	244	127	52.0
3 (1)	732	151	20.6	7,157	638	8.9	217	122	56.2
4 (1)	840	107	12.7	8,102	798	9.8	244	125	51.2
5 (1)	838	143	17.1	9,538	717	7.5	361	184	51.0
6 (1)	716	80	11.2	10,391	772	7.4	428	205	47.9
7 (1)	254	48	18.9	10,414	722	6.9	452	228	50.4
8	266	45	16.9	10,183	672	6.6	1,103	690	62.6
9	249	34	13.7	10,033	673	6.7	1,063	614	57.8
10	227	27	11.9	10,006	672	6.7	1,150	651	56.6
11	221	34	15.4	10,265	786	7.7	1,154	654	56.7
12	141	28	19.9	11,058	838	7.6	1,143	679	59.4
13	119	19	16.0	12,073	961	8.0	1,154	710	61.5
14	150	30	20.0	13,389	1,148	8.6	1,225	755	61.6
15	166	20	12.0	14,978	1,262	8.4	1,294	802	62.0
16	147	13	8.8	16,310	1,378	8.4	1,428	934	65.4
17	68	10	14.7	15,322					
合 計	29,421	4,478	15.2	321,580	23,122	7.2	52,150	17,615	33.8

(注) 合計欄の数字は公認会計士試験が開始された昭和24年からの累計である。

平成16年公認会計士試験

第 1 次 試 験

合 格 者 調

1. 年別合格者調

区分	受験者数	合格者数	合格率
	人	人	%
昭和24～30年	4,436	466	10.5
31～40	6,360	684	10.8
41～50	6,000	1,254	20.9
51～60	4,397	614	14.0
61	496	84	16.9
62	588	119	20.2
63	602	105	17.4
平成元	638	155	24.3
2	770	208	27.0
3	732	151	20.6
4	840	107	12.7
5	838	143	17.1
6	716	80	11.2
7	254	48	18.9
8	266	45	16.9
9	249	34	13.7
10	227	27	11.9
11	221	34	15.4
12	141	28	19.9
13	119	19	16.0
14	150	30	20.0
15	166	20	12.0
16	147	13	8.8
合計	29,353	4,468	15.2

合格者中

最高年齢37歳 最低年齢18歳 平均年齢24.2歳 女性2人

平成16年1次試験

2. 年齢別合格者調

区分	受験者数	合格者数	合格率%	構成比%
25歳未満	79人	8人	10.1%	61.5%
25歳以上30歳未満	28	4	14.3	30.8
30 " 35 "	19	0	0.0	0.0
35 " 40 "	13	1	7.7	7.7
40 " 45 "	4	0	0.0	0.0
45 " 50 "	2	0	0.0	0.0
50歳以上	2	0	0.0	0.0
合 計	147	13	8.8	100.0

(注) 年令は合格発表日現在である。

平成16年1次試験

3. 職業別合格者調

区分	受験者数	合格者数	合格率	構成比
税理士	0人	0人	0.0%	0.0%
会計事務所等勤務	0	0	0.0	0.0
公務員 公共企業体等職員	5	0	0.0	0.0
会社員	21	0	0.0	0.0
教員 ※学生	0	0	0.0	0.0
無職	36	6	16.7	46.2
その他	82	7	8.5	53.8
合計	147	13	8.8	100.0

※ 学生の中には、専門学校生を含んでいる。

平成16年1次試験

4. 財務局別合格者調

区分	受験者数	合格者数	合格率	構成比
北海道	1人	0人	0.0%	0.0%
東北	4人	0人	0.0%	0.0%
関東	69人	10人	14.5%	76.9%
北陸	0人	0人	0.0%	0.0%
東海	18人	1人	5.6%	7.7%
近畿	32人	1人	3.1%	7.7%
中国	3人	0人	0.0%	0.0%
四国	2人	0人	0.0%	0.0%
九州	4人	0人	0.0%	0.0%
福岡	14人	1人	7.1%	7.7%
沖縄	0人	0人	0.0%	0.0%
合計	147人	13人	8.8%	100.0%

平成16年1次試験

平成 16 年 公 認 会 計 士 試 験

第 2 次 試 験

短 答 式 試 験 合 格 者 調

1. 年別合格者調

年別	願書提出者 (A)	論文式試験受験資格者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C/A	C/B
24～29	人 9,229	人 —	人 882	% 9.6	% —
30～39	24,547	—	1,687	6.9	—
40～49	41,444	—	2,714	6.5	—
50～59	46,866	—	3,031	6.5	—
60～63	18,091	—	1,541	8.5	—
平成元	5,735	—	596	10.4	—
2	6,449	—	634	9.8	—
3	7,157	—	638	8.9	—
4	8,102	—	798	9.8	—
5	9,538	—	717	7.5	—
6	10,391	—	772	7.4	—
7	10,414	3,027	722	6.9	23.9
8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
10	10,006	3,395	672	6.7	19.8
11	10,265	3,320	786	7.7	23.7
12	11,058	3,381	838	7.6	24.8
13	12,073	3,336	961	8.0	28.8
14	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
15	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
16	16,310	3,278			
合計	289,948	29,441	21,744	7.5	26.3

(注) 1. 合計欄には平成16年の数値は含まない。

2. 論文式受験資格者中 最高年齢70歳、最低年齢19歳、女性597人

平成16年 2次

2. 年齢別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合 格 割 合	短答式免除申請者	論文式受験資格者	論文式受験者構成比
25歳未満	人 6,876	人 1,369	% 19.9	人 2	人 1,371	% 41.8
25歳以上30歳未満	5,495	1,273	23.2	5	1,278	39.0
30歳以上35歳未満	2,378	457	19.2	9	466	14.2
35歳以上40歳未満	826	108	13.1	9	117	3.6
40歳以上45歳未満	338	15	4.4	8	23	0.7
45歳以上50歳未満	137	9	6.6	3	12	0.4
50歳以上	219	6	2.7	5	11	0.3
合 計	16,269	3,237	19.9	41	3,278	100.0

平成16年2次

3. 学歴別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合 格 割 合	短答式免除申請者	論文式受験資格者	論文式受験者構成比
	人	人	%	人	人	%
大学卒業	12,061	2,661	22.1	40	2,701	82.4
大学在学	3,477	488	14.0	0	488	14.9
短大卒業	175	15	8.6	0	15	0.5
高校卒業	516	66	12.8	1	67	2.0
その他	40	7	17.5	0	7	0.2
合 計	16,269	3,237	19.9	41	3,278	100.0

平成16年2次

4. 職業別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合 格 割 合	短答式免除申請者	論文式受験資格者	論文式受験者構成比
会計事務所員	人 223	人 13	% 5.8	人 1	人 14	% 0.4
税理士	人 49	人 8	% 16.3	人 2	人 10	% 0.3
公務員・ 公共企業体等職員	人 127	人 8	% 6.3	人 2	人 10	% 0.3
銀行・会社員	人 1,059	人 71	% 6.7	人 4	人 75	% 2.3
教員	人 23	人 1	% 4.3	人 10	人 11	% 0.3
学生	人 3,639	人 512	% 14.1	人 1	人 513	% 15.6
無職	人 11,032	人 2,619	% 23.7	人 5	人 2,624	% 80.2
その他	人 117	人 5	% 4.3	人 16	人 21	% 0.6
合計	人 16,269	人 3,237	% 19.9	人 41	人 3,278	% 100.0

平成16年2次

5. 財務局別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合 格 割 合	短答式免除申請者	論文式受験資格者	論文式受験者構成比
	人	人	%	人	人	%
北海道	269	56	20.8	1	57	1.7
東北	299	58	19.4	0	58	1.8
関東	9,979	1,983	19.9	23	2,006	61.2
北陸	255	62	24.3	0	62	1.9
東海	1,070	240	22.4	7	247	7.5
近畿	3,267	607	18.6	6	613	18.7
中国	279	73	26.2	0	73	2.2
四国	151	39	25.8	2	41	1.3
九州	98	14	14.3	2	16	0.5
福岡	575	103	17.9	0	103	3.1
沖縄	27	2	7.4	0	2	0.1
合計	16,269	3,237	19.9	41	3,278	100.0

平成16年2次

平成 16 年 公認会計士 試験

第 2 次 試験

合 格 者 調

1. 年別合格者調

年別	願書提出者 (A)	論文受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C/A	C/B
24～29	9,229	—	882	9.6	—
30～39	24,547	—	1,687	6.9	—
40～49	41,444	—	2,714	6.5	—
50～59	46,866	—	3,031	6.5	—
60～63	18,091	—	1,541	8.5	—
平成元	5,735	—	596	10.4	—
2	6,449	—	634	9.8	—
3	7,157	—	638	8.9	—
4	8,102	—	798	9.8	—
5	9,538	—	717	7.5	—
6	10,391	—	772	7.4	—
7	10,414	3,027	722	6.9	23.9
8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
10	10,006	3,395	672	6.7	19.8
11	10,265	3,320	786	7.7	23.7
12	11,058	3,381	838	7.6	24.8
13	12,073	3,336	961	8.0	28.8
14	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
15	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
16	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
合計	306,258	32,719	23,122	7.5	(27.8)

(注) 1. 平成16年合格者中

最高年齢50歳、最低年齢20歳、平均年齢26.0歳、女性261人
平成16年2次

2. 年齢別合格者調

区分	受験願書提出者数			論文式 受験者数	合 格 者 数	合格者 構成比
	短答式 受験者	短答式 免除申請者	計			
	人	人	人	人	人	%
25歳未満	6,247	2	6,249	1,220	574	41.7
25歳以上30歳未満	5,809	5	5,814	1,361	578	41.9
30歳以上35歳未満	2,577	9	2,586	508	178	12.9
35歳以上40歳未満	902	9	911	141	43	3.1
40歳以上45歳未満	366	8	374	25	3	0.2
45歳以上50歳未満	144	3	147	12	1	0.1
50歳以上	224	5	229	11	1	0.1
合 計	16,269	41	16,310	3,278	1,378	100.0

平成16年2次

3. 学歴別合格者調

区分	受験願書提出者数			論文式受験者数	合格者数	合格者構成比
	短答式受験者	短答式免除申請者	計			
人	人	人	人	人	人	%
大学卒業	12,061	40	12,101	2,701	1,105	80.3
大学在学	3,477	0	3,477	488	236	17.1
短大卒業	175	0	175	15	7	0.5
高校卒業	516	1	517	67	28	2.0
その他	40	0	40	7	2	0.1
合 計	16,269	41	16,310	3,278	1,378	100.0

平成16年2次

4. 職業別合格者調

区分	受験願書提出者数			論文式 受験者数	合 格 者 数	合格者 構成比
	短答式 受験者	短答式 免除申請者	計			
人	人	人	人	人	人	%
会計事務所員	223	1	224	14	7	0.5
税理士	49	2	51	10	3	0.2
公務員・ 公共企業体等職員	127	2	129	10	1	0.1
銀行・会社員	1,059	4	1,063	75	16	1.2
教員	23	10	33	11	0	0.0
学生	3,639	1	3,640	513	249	18.1
無職	11,032	5	11,037	2,624	1,099	79.7
その他	117	16	133	21	3	0.2
合計	16,269	41	16,310	3,278	1,378	100.0

平成16年2次

5. 財務局別合格者調

区分	受験願書提出者数			論文式 受験 者数	合 格 者 数 (B)	合格率 (B/A)	合格者 構成比
	短答式 受験者	短答式 免除 申請者	計 (A)				
北海道	269	1	270	57	28	10.4	2.0
東北	299	0	299	58	28	9.4	2.0
関東	9,979	23	10,002	2,006	817	8.2	59.3
北陸	255	0	255	62	30	11.8	2.2
東海	1,070	7	1,077	247	107	9.9	7.8
近畿	3,267	6	3,273	613	276	8.4	20.0
中国	279	0	279	73	30	10.8	2.2
四国	151	2	153	41	11	7.2	0.8
九州	98	2	100	16	7	7.0	0.5
福岡	575	0	575	103	43	7.5	3.1
沖縄	27	0	27	2	1	3.7	0.1
合計	16,269	41	16,310	3,278	1,378	8.4	100.0

平成16年公認会計士試験

第3次試験

口述受験者調

1. 年別合格者調

年別	願書提出者 (A)	口述受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C/A	C/B
24 ~ 39(1)	人 11,016	人 —	人 1,277	% 11.6	% —
39(2)~58(2)	20,556	9,745	4,952	24.1	50.8
59(1)~ 3(2)	5,097	2,818	2,551	50.0	90.5
4(1)	244	146	125	51.2	85.6
(2)	706	404	354	50.1	87.6
5(1)	361	212	184	51.0	86.8
(2)	785	455	372	47.4	81.8
6(1)	428	245	205	47.9	83.7
(2)	829	469	379	45.7	80.8
7(1)	452	263	228	50.4	86.7
(2)	962	556	499	51.9	89.7
8	1,103	766	690	62.6	90.1
9	1,063	697	614	57.8	88.1
10	1,150	754	651	56.6	86.3
11	1,154	751	654	56.7	87.1
12	1,143	776	679	59.4	87.5
13	1,154	787	710	61.5	90.2
14	1,225	825	755	61.6	91.5
15	1,294	868	802	62.0	92.4
16	1,428	1,010			
合 計	52,150	22,547	16,681	32.9	77.5

(注) 1. 昭和39年(第2回)以降口述試験実施

2. 平成16年口述受験者中

最高年齢52歳、最低年齢23歳、女性195人

平成16年3次

2. 年齢別合格者調

区分	筆記受験者	口述受験資格取得者	取得割合	筆記免除申請者	口述受験者数	口述受験者構成比
	人	人	%	人	人	%
25歳未満	42	40	95.2	0	40	4.0
25歳以上30歳未満	594	497	83.7	0	497	49.2
30歳以上35歳未満	529	359	67.9	4	363	35.9
35歳以上40歳未満	166	85	51.2	1	86	8.5
40歳以上45歳未満	56	18	32.1	0	18	1.8
45歳以上50歳未満	23	5	21.7	0	5	0.5
50歳以上	13	1	7.7	0	1	0.1
合計	1,423	1,005	70.6	5	1,010	100.0

(注) 年齢は合格発表日現在である。

平成16年3次

3. 受験資格別合格者調

区分	筆記受験者	口述受験資格取得者	取得割合	筆記免除申請者	口述受験者数	口述受験者構成比
	人	人	%	人	人	%
第2次試験合格者	1,422	1,005	70.7	5	1,010	100.0
検定合格者	0	0	0.0	0	0	0.0
検定免除者	1	0	0.0	0	0	0.0
合計	1,423	1,005	70.6	5	1,010	100.0

平成16年3次

4. 学歴別合格者調

区分	筆記受験者	口述受験資格取得者	取得割合	筆記免除申請者	口述受験者数	口述受験者構成比
	人	人	%	人	人	%
大学卒業	1,393	988	70.9	4	992	98.2
大学在学	1	1	100.0	0	1	0.1
短大卒業	8	3	37.5	0	3	0.3
高校卒業	17	10	58.8	0	10	1.0
その他	4	3	75.0	1	4	0.4
合計	1,423	1,005	70.6	5	1,010	100.0

(注) 大学在学欄には大学院、大学2部在籍者が含まれる。

平成16年3次

5. 職業別合格者調

区分	筆記受験者	口述受験資格取得者	取得割合	筆記免除申請者	口述受験者数	口述受験者構成比
	人	人	%	人	人	%
監査法人勤務及び会計事務所等勤務	1,293	940	72.7	4	944	93.4
税理士	3	0	0.0	0	0	0.0
公務員・公共企業体等職員	2	2	100.0	0	2	0.2
銀行・会社員	61	33	54.1	1	34	3.4
教員	0	0	0.0	0	0	0.0
学生	1	1	100.0	0	1	0.1
無職	54	25	46.3	0	25	2.5
その他	9	4	44.4	0	4	0.4
合計	1,423	1,005	70.6	5	1,010	100.0

(注) 学生欄は他に職業を有していない者のみカウントしている。

6. 財務局別合格者調

区分	筆記 受験者	口述受 験資格 取得者	取 得 割 合	筆記 免除 申請者	口述 受験 者	口述 受験者 構成比
	人	人	%	人	人	%
北海道	12	9	75.0	0	9	0.9
東北	16	11	68.8	0	11	1.1
関東	1,034	743	71.9	5	748	74.0
北陸	8	5	62.5	0	5	0.5
東海	79	53	67.1	0	53	5.2
近畿	203	143	70.4	0	143	14.2
中国	19	12	63.2	0	12	1.2
四国	11	8	72.7	0	8	0.8
九州	3	1	33.3	0	1	0.1
福岡	36	20	55.6	0	20	2.0
沖縄	2	0	0.0	0	0	0.0
合計	1,423	1,005	70.6	5	1,010	100.0

平成16年3次

平成16年公認会計士試験

第 3 次 試 験

合 格 者 調

1. 年別合格者調

年 別	願書提出者 (A)	口述受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C/A	C/B
24 ~ 39(1)	人 11,016	人 —	人 1,277	% 11.6	% —
39(2)~58(2)	20,556	9,745	4,952	24.1	50.8
59(1)~ 3(2)	5,097	2,818	2,551	50.0	90.5
4(1)	244	146	125	51.2	85.6
(2)	706	404	354	50.1	87.6
5(1)	361	212	184	51.0	86.8
(2)	785	455	372	47.4	81.8
6(1)	428	245	205	47.9	83.7
(2)	829	469	379	45.7	80.8
7(1)	452	263	228	50.4	86.7
(2)	962	556	499	51.9	89.7
8	1,103	766	690	62.6	90.1
9	1,063	697	614	57.8	88.1
10	1,150	754	651	56.6	86.3
11	1,154	751	654	56.7	87.1
12	1,143	776	679	59.4	87.5
13	1,154	787	710	61.5	90.2
14	1,225	825	755	61.6	91.5
15	1,294	868	802	62.0	92.4
16	1,428	1,010	934	65.4	92.5
合 計	52,150	22,547	17,615	33.8	78.1

(注) 1. 昭和39年(第2回)以降口述試験実施

2. 平成16年合格者中

最高年齢46歳、最低年齢24歳、平均年齢29.9歳、女性182人

平成16年3次

2. 年齢別合格者調

区分	受験願書提出者数			口述 受験 者数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆記 免除資格 取扱者数
	筆記 受験者	筆記 免除申請者	計				
25歳未満	21	0	21	20	19	2.0	1
25歳以上30歳未満	588	0	588	493	461	49.4	19
30歳以上35歳未満	546	4	550	384	355	38.0	11
35歳以上40歳未満	172	1	173	87	78	8.4	5
40歳以上45歳未満	60	0	60	20	18	1.9	1
45歳以上50歳未満	22	0	22	5	3	0.3	0
50歳以上	14	0	14	1	0	0.0	0
合 計	1,423	5	1,428	1,010	934	100.0	37

(注) 年齢は合格発表日現在である。

平成16年3次

3. 受験資格別合格者調

区分	受験願書提出者数			口述 受験 者数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆記 免除 資格 取 得 者 数
	筆 記 受験者	筆 記 免除 申請者	計				
人	人	人	人	人	人	%	人
第2次試験合格者	1,422	5	1,427	1,010	934	100.0	37
検定合格者	0	0	0	0	0	0.0	0
検定免除者	1	0	1	0	0	0.0	0
合 計	1,423	5	1,428	1,010	934	100.0	37

平成16年3次

4. 学歴別合格者調

区分	受験願書提出者数			口述 受験 者数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆記 免除資格 取扱者数
	筆記 受験者	筆記 免除申請者	計				
大学卒業	1,393	4	1,397	992	919	98.4	37
大学在学	1	0	1	1	1	0.1	0
短大卒業	8	0	8	3	3	0.3	0
高校卒業	17	0	17	10	9	1.0	0
その他	4	1	5	4	2	0.2	0
合 計	1,423	5	1,428	1,010	934	100.0	37

(注) 大学在学欄には大学院、大学2部在籍者が含まれる。

平成16年3次

5. 職業別合格者調

区分	受験願書提出者数			口述 受験 者数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆記 免除資 格取 得者
	筆記 受験者	筆記 免除 申請者	計				
監査法人勤務及び 会計事務所等勤務	人 1,293	人 4	人 1,297	人 944	人 875	% 93.7	人 35
税 理 士	3	0	3	0	0	0.0	0
公 務 員 · 公共企業体等職員	2	0	2	2	2	0.2	0
銀 行 · 会 社 員	61	1	62	34	31	3.3	1
教 員	0	0	0	0	0	0.0	0
学 生	1	0	1	1	1	0.1	0
無 職	54	0	54	25	21	2.3	1
そ の 他	9	0	9	4	4	0.4	0
合 計	1,423	5	1,428	1,010	934	100.0	37

(注) 学生欄は他に職業を有していない者のみカウントしている。

6. 財務局別合格者調

区分	受験願書提出者数			口述受験者数	合格者数(B)	合格率(B/A)	合格者構成比	筆記免除資格取扱数
	筆記受験者	筆記免除申請者	計(A)					
北海道	12	0	12	9	9	75.0	1.0	0
東北	16	0	16	11	11	68.8	1.2	0
関東	1,034	5	1,039	748	691	66.5	74.0	31
北陸	8	0	8	5	4	50.0	0.4	1
東海	79	0	79	53	50	63.3	5.4	2
近畿	203	0	203	143	132	65.0	14.1	2
中国	19	0	19	12	10	52.6	1.1	1
四国	11	0	11	8	7	63.6	0.7	0
九州	3	0	3	1	1	33.3	0.1	0
福岡	36	0	36	20	19	52.8	2.0	0
沖縄	2	0	2	0	0	0.0	0.0	0
合計	1,423	5	1,428	1,010	934	65.4	100.0	37

平成17年公認会計士試験

第 1 次 試 験

合 格 者 調

1. 年別合格者調

区分	受験者数	合格者数	合格率
	人	人	%
昭和24~30年	4,436	466	10.5
31~40	6,360	684	10.8
41~50	6,000	1,254	20.9
51~60	4,397	614	14.0
61	496	84	16.9
62	588	119	20.2
63	602	105	17.4
平成元	638	155	24.3
2	770	208	27.0
3	732	151	20.6
4	840	107	12.7
5	838	143	17.1
6	716	80	11.2
7	254	48	18.9
8	266	45	16.9
9	249	34	13.7
10	227	27	11.9
11	221	34	15.4
12	141	28	19.9
13	119	19	16.0
14	150	30	20.0
15	166	20	12.0
16	147	13	8.8
17	68	10	14.7
合計	29,421	4,478	15.2

合格者中

最高年齢35歳 最低年齢19歳 平均年齢23.5歳 女性2人

平成17年1次試験

2. 年齢別合格者調

区分	受験者数	合格者数	合格率%	構成比%
25歳未満	人 25	人 6	% 24.0	% 60.0
25歳以上30歳未満	17	3	17.6	30.0
30　"　35　"	11	0	0.0	0.0
35　"　40　"	8	1	12.5	10.0
40　"　45　"	5	0	0.0	0.0
45　"　50　"	1	0	0.0	0.0
50歳以上	1	0	0.0	0.0
合 計	68	10	14.7	100.0

(注) 年齢は合格発表日現在である。

平成17年1次試験

3. 職業別合格者調

区分	受験者数	合格者数	合格率	構成比
税理士	0人	0人	0.0%	0.0%
会計事務所等勤務	0	0	0.0	0.0
公務員 ・ 公共企業体等職員	2	0	0.0	0.0
会社員	11	0	0.0	0.0
教員	0	0	0.0	0.0
※学生	14	6	42.9	60.0
無職	39	4	10.3	40.0
その他	2	0	0.0	0.0
合計	68	10	14.7	100.0

※ 学生の中には、専門学校生を含んでいる。

平成17年1次試験

4. 財務局別合格者調

区分	受験者数	合格者数	合格率	構成比
北海道	1人	0人	0.0%	0.0%
東北	1人	0人	0.0%	0.0%
関東	37人	6人	16.2%	60.0%
北陸	0人	0人	0.0%	0.0%
東海	3人	0人	0.0%	0.0%
近畿	18人	3人	16.7%	30.0%
中国	0人	0人	0.0%	0.0%
四国	1人	0人	0.0%	0.0%
九州	1人	0人	0.0%	0.0%
福岡	5人	1人	20.0%	10.0%
沖縄	1人	0人	0.0%	0.0%
合計	68人	10人	14.7%	100.0%

平成17年1次試験

平成17年公認会計士試験

第 2 次 試 験

短答式試験合格者調

1. 年別合格者調

年別	願書提出者 (A)	論文式試験受験資格者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C/A	C/B
24～29	人 9,229	人 —	人 882	% 9.6	% —
30～39	24,547	—	1,687	6.9	—
40～49	41,444	—	2,714	6.5	—
50～59	46,866	—	3,031	6.5	—
60～63	18,091	—	1,541	8.5	—
平成元	5,735	—	596	10.4	—
2	6,449	—	634	9.8	—
3	7,157	—	638	8.9	—
4	8,102	—	798	9.8	—
5	9,538	—	717	7.5	—
6	10,391	—	772	7.4	—
7	10,414	3,027	722	6.9	23.9
8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
10	10,006	3,395	672	6.7	19.8
11	10,265	3,320	786	7.7	23.7
12	11,058	3,381	838	7.6	24.8
13	12,073	3,336	961	8.0	28.8
14	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
15	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
16	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
17	15,322	3,548			
合計	306,258	32,719	23,122	7.5	27.8

(注) 1. 合計欄には平成17年の数値は含まない。

2. 論文式受験資格者中 最高年齢67歳、最低年齢19歳、女性599人

平成17年2次

2. 年齢別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合格割合	短答式免除申請者	論文式受験資格者	論文式受験者構成比
25歳未満	人 6,218	人 1,444	% 23.2	人 2	人 1,446	% 40.7
25歳以上30歳未満	5,273	1,386	26.3	1	1,387	39.1
30歳以上35歳未満	2,301	507	22.0	8	515	14.5
35歳以上40歳未満	804	124	15.4	11	135	3.8
40歳以上45歳未満	338	34	10.1	9	43	1.2
45歳以上50歳未満	140	10	7.1	3	13	0.4
50歳以上	210	5	2.4	4	9	0.3
合 計	15,284	3,510	23.0	38	3,548	100.0

平成17年2次

3. 学歴別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合 格 割 合	短答式免除申請者	論文式受験資格者	論文式受験者構成比
大学卒業	人	人	%	人	人	%
大学在学	11,560	2,876	24.9	35	2,911	82.0
短大卒業	3,034	514	16.9	0	514	14.5
高校卒業	141	17	12.1	0	17	0.5
その他	526	100	19.0	2	102	2.9
合 計	23	3	13.0	1	4	0.1
	15,284	3,510	23.0	38	3,548	100.0

平成17年2次

4. 職業別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合 格 割 合	短答式免除申請者	論文式受験資格者	論文式受験者構成比
	人	人	%	人	人	%
会計事務所員	220	20	9.1	1	21	0.6
税理士	49	8	16.3	2	10	0.3
公務員・ 公共企業体等職員	112	7	6.3	4	11	0.3
銀行・会社員	1,075	85	7.9	1	86	2.4
教員	17	0	0.0	15	15	0.4
学生	3,336	565	16.9	0	565	15.9
無職	10,366	2,820	27.2	4	2,824	79.6
その他	109	5	4.6	11	16	0.5
合 計	15,284	3,510	23.0	38	3,548	100.0

平成17年2次

5. 財務局別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合 格 割 合	短答式免除申請者	論文式受験資格者	論文式受験者構成比
北海道	257	52	20.2	2	54	1.5
東北	341	75	22.0	0	75	2.1
関東	9,160	2,096	22.9	21	2,117	59.8
北陸	262	66	25.2	2	68	1.9
東海	1,020	258	25.3	2	260	7.3
近畿	3,104	704	22.7	6	710	20.0
中国	255	81	31.8	1	82	2.3
四国	171	47	27.5	0	47	1.3
九州	110	20	18.2	1	21	0.6
福岡	574	104	18.1	3	107	3.0
沖縄	30	7	23.3	0	7	0.2
合計	15,284	3,510	23.0	38	3,548	100.0

平成17年2次

新公認会計士試験の実施事項（集約版）

平成18年から実施される公認会計士試験は、以下のように行うこととする。

1. 短答式試験

(1) 試験日程

毎年5月末の日曜日及び6月初の日曜日の2日間の日程で行う。

(2) 試験時間

財務会計論は180分、管理会計論、監査論及び企業法は各90分とする。

(3) 問題数

財務会計論は40問、管理会計論、監査論及び企業法は各20問とする。

(4) 配点

財務会計論は200点、管理会計論、監査論及び企業法は各100点とする。各問5点を基本とするが、各問の配点に差を設けることができるものとする。配点に差を設けたときは、問題文に明示する。

(5) 解答方式

マークシート方式とする。

2. 論文式試験

(1) 試験日程

毎年8月に3日間の日程で行う。

(2) 試験時間

会計学は300分、監査論、企業法、租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）は各120分とする。

(3) 問題数

会計学は大問5問、監査論、企業法、租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）は大問各2問とする。大問には小問等を設けることができるものとする。

(4) 配点

会計学は300点、監査論、企業法、租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）は各100点とする。大問1問につき50点を基本とするが、例えば、1科目において60点と40点の大問を各1問出題するなど、大問各問の配点に差を設けることができるものとする。大問各問の配点は、問題文に明示する。

3. 試験実施時間及び試験科目

(1) 短答式試験

第1日目	13時00分から	14時30分まで	企業法
	15時30分から	17時00分まで	監査論
第2日目	11時00分から	12時30分まで	管理会計論
	14時00分から	17時00分まで	財務会計論

(2) 論文式試験

第1日目	10時30分から	12時30分まで	監査論
	14時00分から	16時00分まで	租税法
第2日目	10時30分から	12時30分まで	会計学
	14時00分から	17時00分まで	会計学
第3日目	10時30分から	12時30分まで	企業法
	14時30分から	16時30分まで	選択科目

(経営学、経済学、民法、統計学)

4. 出題範囲の要旨等

- (1) 出題範囲の要旨は、出題範囲を示すためのものであり、項目として掲げているものは、その例示である。いずれの科目についても、今後更に新たな項目が検討されるなど見直しがありうる。
- (2) 新たに試験科目となる租税法及び統計学についてサンプル問題を提示する。

5. その他試験に関する事項

- (1) 企業法（短答式試験を除く。）及び民法の試験については、公認会計士試験用法文を貸与する。
- (2) 解答に当たり適用すべき法令等は、試験施行の官報により指定する日現在施行のものとする。
ただし、企業法のうち会社法及び商法の分野については、試験施行の官報により指定する日現在公布のものとする。

出題範囲の要旨

財務会計論

財務会計論の分野には、簿記、財務諸表論、その他企業等の外部利害関係者の経済的意意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論が含まれる。

簿記は、企業等の簿記手続の理解に必要な基本原理、仕訳、勘定記入、帳簿組織、決算及び決算諸表の作成について出題する。また、財務諸表論は、企業等の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準並びに会計処理手続について出題する。ここでいう会計諸規則及び諸基準の範囲には、商法施行規則、財務諸表等規則等の他、基本的には企業会計審議会の意見書及び企業会計基準委員会の企業会計基準を含めるが、これらの意見書及び基準の解釈上必要な場合には、企業会計基準委員会の適用指針及び実務対応報告、日本公認会計士協会の実務指針等も適宜出題の範囲とする。また、現行の会計諸規則及び諸基準に関する知識のみでなく、それらの背景となる会計理論や代替的な考え方も出題の範囲とする。

なお、公会計及び非営利会計の分野は、当面の間出題範囲に含めない。

1. 財務会計の意義と機能	原価主義 時価主義 現在価値
(1) 財務会計の意義	(4) 費用配分の原理
(2) 財務会計の機能	6. 流動資産
情報提供機能 利害調整機能	(1) 現金預金
2. 財務会計の基礎概念	(2) 金銭債権
(1) 会計公準	(3) 有価証券
企業実体の公準 会計期間の公準 貨幣的測定の公準	(4) 備卸資産
(2) 会計主体論	棚卸資産の範囲 取得原価の決定 棚卸計算法と継続記録法 払出原価の計算方法 期末評価
資本主義理論 企業実体理論	(5) その他の流動資産
(3) 利益概念	7. 固定資産
当期業績主義と包括主義 現金主義会計と発生主義会計 財産法と損益法 資産負債アプローチと収益費用アプローチ 純利益と包括利益 資本維持論 資産評価と利益計算	(1) 固定資産総論 意義 分類
(4) 概念フレームワーク	(2) 有形固定資産 取得原価の決定 減価償却の方法 個別償却と総合償却 減耗償却と取替法 臨時償却と減損 圧縮記帳
財務報告の目的 会計情報の質的特性 貢献度の測定 財務諸表の構成要素 貢献度における認識と測定	(3) 無形固定資産 取得原価の決定 債却
3. 複式簿記の基本原理	(4) 投資その他の資産 投資有価証券 投資不動産 長期前払費用
(1) 取引と仕訳	8. 債債
(2) 勘定記入	(1) 債債の意義 定義 認識 偶発債務
(3) 帳簿組織	(2) 債債の分類 流動負債と固定負債 法的債務と会計的負債
(4) 決算手続	(3) 債債の評価
(5) 本支店会計	9. 繰延資産と引当金
4. 企業会計制度と会計基準	(1) 繰延資産の意義
(1) 商法会計	(2) 繰延資産各論 創立費と開業費 研究費と開発費 新株発行費と社債発行費 社債発行差金
(2) 証券取引法会計	(3) 引当金の意義
(3) 会計基準	(4) 引当金各論 製品保証引当金 退職給付引当金 売上割戻引当金 返品調整引当金 修繕
企業会計原則とその一般原則 企業会計基準 会計基準の国際化	
5. 資産会計総論	
(1) 資産の意義 定義 認識	
(2) 資産の分類 流動資産と固定資産 貨幣性資産と費用性資産 金融資産と事業資産	
(3) 資産の評価	

- 引当金 債務保証損失引当金
10. 資本
 - (1) 資本の意義
 - (2) 資本の分類

拠出資本 稼得資本 受贈資本 評価
替資本
 - (3) 拠出資本

資本金と資本剰余金 増資 減資
 - (4) 稼得資本

利益剰余金 利益処分 損失処理
 - (5) 自己株式

取得 処分 財務諸表における表示
 11. 収益と費用
 - (1) 収益と費用の意義
 - (2) 収益と費用の分類

経常損益と特別損益 法人税等
 - (3) 損益計算の原則

発生主義 実現主義 費用収益の対応
 - (4) 収益と費用の認識と測定

売上収益の認識 委託販売 割賦販売
試用販売 予約販売 長期請負工事
時間基準 内部利益の控除
 12. 財務諸表
 - (1) 財務諸表の体系
 - (2) 貸借対照表

貸借対照表の種類 棚卸法と誘導法
完全性 総額主義 区分表示 流動性
配列と固定性配列 勘定式と報告式
 - (3) 損益計算書

総額表示 区分表示 勘定式と報告式
 - (4) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の目的 利益
とキャッシュ・フロー 資金概念 キャ
ッシュ・フロー計算書の区分 直接法と
間接法
 - (5) 利益処分計算書と損失処理計算書
 - (6) 附属明細表
 - (7) 注記

会計方針 後発事象 偶発事象 時価
情報 繼続企業情報 1株当たり情報
 13. 金融商品
 - (1) 金融資産及び金融負債の意義
 - (2) 金融資産及び金融負債の発生の認識
 - (3) 金融資産及び金融負債の消滅の認識
 - (4) 金融資産及び金融負債の評価

金銭債権 有価証券 金銭債務
 - (5) 複合金融商品

区分法と一括法 新株予約権付社債
 - (6) デリバティブ

先物 先渡 オプション スワップ
 - (7) ヘッジ会計

公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・
ヘッジ 時価ヘッジ会計と繰延ヘッジ
 14. 会計
 - (8) 注記
 15. リース
 - (1) リース取引の意義
 - (2) リース取引の分類

ファイナンス・リース取引 オペレーテ
ィング・リース取引
 - (3) ファイナンス・リース取引の会計処理

借手側の会計処理 貸手側の会計処理
 - (4) オペレーティング・リース取引の会計処
理

借手側の会計処理 貸手側の会計処理
 - (5) 注記
 16. 退職給付
 - (1) 退職給付の意義
 - (2) 退職一時金 退職年金
 - (2) 退職給付会計の仕組み

現金主義と発生主義 退職給付債務と
年金資産 勤務費用・利息費用・期待運
用収益
 - (3) 退職給付債務の計算方法

確定給付債務・累積給付債務・予測給付
債務 退職給付債務の期間配分
 - (4) 貸借対照表における表示

退職給付引当金 前払年金費用
 - (5) 過去勤務債務と保険数理計算上の差異
の会計処理
 - (6) 注記
 17. 研究開発費とソフトウェア
 - (1) 研究開発費とソフトウェアの意義
 - (2) 研究開発費の会計処理
 - (3) ソフトウェアの会計処理

受注制作 市場販売目的 自社利用
期末評価
 - (4) 財務諸表における表示と注記
 18. 固定資産の減損
 - (1) 減損の意義
 - (2) 減損の兆候と認識
 - (3) 減損損失の測定

使用価値 正味売却可能価額
 - (4) 減損損失の配分
 - (5) 資産のグルーピング

キャッシュ・フロー生成単位 共用資産
のれん
 - (6) 財務諸表における表示と注記
 19. 法人税等
 - (1) 税金の意義と種類

所得課税 外形標準課税
 - (2) 税効果会計の仕組み

税金の期間配分 繰延法 資産負債法
 - (3) 一時差異等

一時差異 繰越欠損金等
 - (4) 繰延税金資産及び繰延税金負債の認識

と測定

- (5) 財務諸表における表示と注記
法人税等と法人税等調整額 繰延税金
資産及び繰延税金負債の相殺表示 注
記

19. 連結財務諸表

- (1) 連結財務諸表の意義と目的
親会社説と経済的單一體説 少数株主
持分
- (2) 連結の範囲
子会社 関連会社
- (3) 個別財務諸表の修正
会計処理の統一 子会社の資産及び負
債の時価評価
- (4) 連結貸借対照表
投資と資本の相殺 連結調整勘定（のれ
ん） 段階取得 子会社株式の一部売却
子会社増資 債権債務の相殺
- (5) 連結損益計算書
内部取引高の相殺消去 未実現利益の
消去 税効果会計
- (6) 持分法
- (7) 連結剰余金計算書
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書
- (9) 注記
関連当事者間取引の開示 セグメント
情報の開示

20. 企業結合と事業分離

- (1) 企業結合の意義
- (2) パーチェス法と持分ブーリング法

判定基準

- (3) パーチェス法による会計処理
時価評価 のれん 資本構成
- (4) 持分ブーリング法による会計処理
- (5) 共通支配下の企業結合
- (6) 事業分離の会計処理
- (7) 注記

21. 外貨換算

- (1) 外貨換算の意義
- (2) 外貨建取引の換算
- (3) 外貨建資産・負債の換算
外貨建金銭債権債務 外貨建有価証券
換算差額の処理
- (4) 外貨表示財務諸表の換算
換算方法 換算差額の処理
- (5) 在外支店の財務諸表項目の換算
資産・負債の換算 収益・費用の換算
換算差額の処理
- (6) 在外子会社等の財務諸表項目の換算
資産・負債の換算 収益・費用の換算
換算差額の処理
- (7) 注記

22. 中間財務諸表

- (1) 中間財務諸表の意義と種類
半期報告書 四半期報告書 中間連結
財務諸表
- (2) 中間財務諸表の目的と作成方法
実績主義 予測主義
- (3) 中間財務諸表の注記

管理会計論

管理会計論の分野には、原価計算と管理会計が含まれている。原価計算は、材料、仕掛品及び製品等の棚卸資産評価並びに製品に関する売上原価の計算について出題する。また、管理会計は、会計情報等を利用して、企業等の組織が戦略を遂行するために行う意思決定及び業績管理に関連する内容について出題する。

I 製品原価計算に関する領域

1. 原価計算の基礎知識
- (1) 原価計算の意義と目的
- (2) 原価の意義と種類
2. 実際原価計算
- (1) 費目別の計算
- (2) 製造間接費の計算
- (3) 単純個別原価計算と単純総合原価計
算の流れ
3. 部門別個別原価計算
- (1) 原価部門の意義
- (2) 部門個別費と部門共通費
- (3) 補助部門費の製造部門への配賦
- (4) 製造部門費の製品への配賦
- (5) 製造間接費の配賦基準
- (6) 予定配賦

(7) 仕損の処理

4. 活動基準原価計算 (ABC)
- (1) 活動基準原価計算の意義と目的
- (2) 活動基準原価計算の計算原理
5. 単純総合原価計算
- (1) 月末仕掛品の評価
- (2) 仕損・減損・作業屑の処理
6. 工程別単純総合原価計算
7. その他の総合原価計算
- (1) 組別総合原価計算
- (2) 等級別総合原価計算
- (3) 連產品の原価計算
8. 標準原価計算
- (1) 標準原価計算の意義
- (2) 標準原価と原価標準
- (3) 標準原価差異の算定と分析

9. 直接原価計算
- (1) 直接原価計算の意義
 - (2) 原価態様
 - (3) 直接原価計算の計算原理
- II 会計情報等を利用した意思決定及び業績管理に関する領域
1. 管理会計の基礎知識
 - (1) 管理会計の意義と目的
 - (2) 管理会計の領域
 2. 戦略遂行のための管理会計とマネジメント・コントロール
 - (1) バランスト・スコアカードの意義
 - (2) バランスト・スコアカードの構造
 - (3) 戰略的収益性分析
 - (4) 非財務指標を利用した業績評価と報酬制度
 3. 財務情報分析
 - (1) 財務情報分析の意義と種類
 - (2) 収益性分析
 - (3) 安全性分析
 - (4) 生産性分析
 - (5) 成長性分析
 - (6) キャッシュ・フロー分析
 - (7) 企業価値の評価
 4. 短期利益計画のための管理会計
 - (1) 短期利益計画の意義
 - (2) CVP 分析
 - (3) 原価予測
 5. 予算管理と責任会計
 - (1) 予算管理の意義と機能
 - (2) 予算編成と予算統制
 - (3) 責任会計
 6. 資金管理とキャッシュ・フロー管理
 - (1) 資金管理の意義
- (2) 運転資金の管理
- (3) 現金資金の管理
- (4) キャッシュ・フロー管理
7. 差額原価・収益分析
- (1) 差額原価・収益の意義
 - (2) 差額原価・収益分析の手法
8. 設備投資の経済性計算
- (1) 設備投資の経済性計算の意義
 - (2) 設備投資の経済性計算の手法
 - (3) リアル・オプションの意義と概要
9. 活動基準原価管理と活動基準予算
- (1) 活動基準原価管理の意義
 - (2) 活動基準原価管理のプロセス
 - (3) 活動基準予算の意義
10. 生産・在庫管理のための管理会計
- (1) JIT 会計の意義と目的
 - (2) バックフラッシュ・コスティングの意義と目的
 - (3) スループット会計の意義と目的
 - (4) サプライ・チェーン管理会計の意義と目的
11. 原価管理
- (1) 原価企画の意義
 - (2) 原価企画のプロセス
 - (3) 原価維持
 - (4) 原価改善
12. 品質管理会計
- (1) 品質管理会計の意義
 - (2) 品質管理会計のプロセス
13. グループ経営と分権組織の管理会計
- (1) 分権化と管理会計の関連
 - (2) 事業部制会計とカンパニー制会計
 - (3) グループ経営のための管理会計の意義

監査論

監査論の分野には、公認会計士による財務諸表の監査を中心とした理論、制度及び実務が含まれる。ただし、財務諸表の監査の制度的延長に中間財務諸表の中間監査があり、さらに、より大きな概念枠としては保証業務があるので、これらも出題の範囲とする。

また、企業会計審議会が公表した監査基準は公認会計士による監査の中心的規範として出題範囲となるが、あわせて監査基準の理解ないし解釈上必要な場合には、日本公認会計士協会の実務指針等も適宜出題の範囲とする。さらに、公認会計士による財務諸表の監査に係る諸基準や法規に関する知識のみならず、それらの背景となる監査の理論や考え方、監査人としての職業倫理、関連概念や制度（内部監査、監査役監査など）の概要も公認会計士による財務諸表の監査の性格を理解するうえで出題の範囲とする。

1. 公認会計士監査の基礎概念
- (1) 公認会計士監査の定義（定義をめぐる内部監査等の周辺概念との関係も含む。）、及び基礎的理論
 - (2) 公認会計士監査の役割と機能（監査基準における「監査の目的」、及び不正・違法行為の発見、虚偽表示の発見等に関する公認会計士監査の基本機能とその限界についての理解も含む。）
 - (3) 監査人の責任と経営者の責任（二重責任の原則）
 - (4) 監査人としての要件及び職業倫理（監査基準及び公認会計士法を中心とした職業資格、専門的能力、公正不偏性、独立性、

職業的懐疑心、守秘義務などの諸概念及び考え方、並びにこれらを理解するうえで必要な範囲で、日本公認会計士協会の倫理規則。)

- (5) 保証業務の概念的な枠組みにおける監査及びレビュー、並びに関連業務の位置付け
- (6) 監査制度の一般的な意義（コーポレート・ガバナンスとの関係、資本市場における財務開示制度と監査制度との関係、並びに監査制度の変遷も含む。）

2. 公認会計士法

- (1) 公認会計士法の意義と体系
- (2) 公認会計士制度
- (3) 公認会計士の義務と責任
- (4) 監査法人制度
- (5) 公認会計士・監査審査会の目的と役割

3. 証券取引法監査制度

- (1) 証券取引法監査制度の意義と目的
- (2) 有価証券届出書・目論見書の開示制度と公認会計士監査制度との関係
- (3) 有価証券報告書・半期報告書の開示制度と公認会計士監査制度との関係
- (4) 証券取引法のもとでの監査人の権限と責任等
- (5) 監査証明府令に基づく監査人の監査報告書

4. 商法監査制度

- (1) 商法監査制度の意義と目的
- (2) 商法、商法特例法並びに商法施行規則と監査制度（監査役・監査役会・監査委員会制度も含む。）
- (3) 商法、商法特例法並びに商法施行規則に基づく会計監査人の権限と責任等
- (4) 商法、商法特例法並びに商法施行規則に基づく会計監査人の監査報告書

5. 監査基準（監査基準の意義、監査の目的、及び一般基準関係）

- (1) 監査基準の意義（監査基準の意味、役割、歴史的経緯、監査制度との関係、監査基準の構成等も含む。）
- (2) 監査の目的
- (3) 一般基準の内容
 - ① 監査人としての専門的能力を保持、向上させることの意義
 - ② 公正不偏の態度と独立性の維持を謳うことの意義
 - ③ 監査人としての正当な注意の意義、及び職業的懐疑心を持って監査にあたることの意義
 - ④ 不正・違法行為等に起因する虚偽の表示と監査人の責任の関係
 - ⑤ 監査人が監査調書を保持、記録することの意義

との意義

- ⑥ 監査業務に係る品質管理の意義
- ⑦ 監査人が守秘義務に従うことの意義

6. 監査基準（実施基準関係）

- (1) 基礎的諸概念（監査要点、監査証拠、監査計画、試査、内部統制、監査リスクとその構成要素、統制評価手続、分析的手続、実査・立会・確認等の主要な実証手続、監査調書等、実施基準を理解する上で必要とされる基礎的な用語や概念も含む。）
- (2) 実施基準の内容
 - ① リスク・アプローチに基づく監査の体系と性格、及び監査計画策定との関係
 - ② 監査要点に適合した監査証拠の入手の意味
 - ③ 企業の事業内容や経営環境を理解する目的と意義
 - ④ 監査リスクの概念
 - ⑤ 監査上の重要性と基準値の設定との関係
 - ⑥ 固有リスクの概念とその評価の意味と方法
 - ⑦ 内部統制の概念と統制リスクの評価の意味と方法
 - ⑧ 発見リスクの決定と実証手続の選択・適用の意味
 - ⑨ 不正及び誤謬による重要な虚偽の表示の可能性の評価の意味
 - ⑩ 会計上の見積りの意義と監査リスクの評価との関係
 - ⑪ 企業の情報技術が監査に及ぼす影響を検討する意味
 - ⑫ 他の監査人の監査結果の利用の意義と監査意見との関係
 - ⑬ 専門家の業務の利用の意義と監査意見との関係
 - ⑭ 内部監査の理解とその利用の意味
 - ⑮ 監査役等とのコミュニケーションの目的と意義
 - ⑯ 経営者による確認書の目的と意義
 - ⑰ 繙続企業の前提に関する疑義を検討する意味

7. 監査基準（報告基準関係）

- (1) 基礎的諸概念（適正性の判断、監査報告書、監査意見と監査証拠及び合理的基礎の関係等、報告基準を理解する上で必要とされる基礎的な用語や概念を含む。）
- (2) 報告基準の内容
 - ① 監査報告書の標準的書式と記載事項の意味
 - ② 適正意見の意味
 - ③ 監査意見の種々の形態と記載方法
 - ④ 意見に関する除外事項の意味

- ⑤ 監査範囲に関する除外事項の意味
 - ⑥ 継続企業の前提に関する疑義の存在と監査意見の関係
 - ⑦ 追記情報（後発事象、偶発事象、会計方針の変更などの概念と意味も含む。）の意義と役割
 - ⑧ 意見表明に関する審査の必要性
8. 中間監査基準
- (1) 中間監査の目的
 - (2) 実施基準及び報告基準の内容
 - ① 中間監査リスク
 - ② 中間監査における重要性の考え方
- ③ 中間監査の監査手続
 - ④ 中間財務諸表が有用に表示している旨の意見の意味
 - ⑤ 中間監査報告書の標準的書式と記載事項の意味
 - ⑥ 中間監査に係る意見の種々の形態と記載方法
 - ⑦ 継続企業の前提に関する疑義の存在と中間監査の監査手続及び意見の関係
 - ⑧ 中間監査に係る追記情報（後発事象、偶発事象、会計方針の変更などの概念と意味も含む。）の意義と役割

企 業 法

企業法の分野には、実質的意義における商法（総則、商行為を中心とする。）、会社法、証券取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）及び監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法が含まれる。

会社法は、これまでの改正前の商法典第二編会社と同様の制度・規定を中心として出題する。

証券取引法は、企業内容等の開示に関する第2章を中心として出題する。ただし、特定有価証券については、当面の間出題範囲から除外する。総則及び監査証明並びに開示に関する民事責任、刑事责任及び行政処分（課徴金制度を含む。）は出題の範囲とする。さらに、公開買付けに関する第2章の2、株券等の大量保有の状況に関する第2章の3及び開示用電子情報処理組織に関する第2章の4についても出題の範囲とする。

また、監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法については、当面の間出題範囲から除外する。

なお、会社法及び証券取引法の出題における主たる論点は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 会社法 | 等 剰余金の配当 |
| (1) 総則 | (6) 定款の変更 |
| 会社の商号 会社の使用人 会社の代理 | (7) 事業の譲渡等 |
| 商 事業の譲渡をした場合の競業の禁 | (8) 解散 |
| 止等 法人格 権利能力 法人格否認 | (9) 清算 |
| の法理 | (10) 持分会社 |
| (2) 株式会社の設立 | 合名会社、合資会社又は合同会社の設立 |
| 定款の作成 出資 設立時役員等の選 | 社員 管理 社員の加入及び退社 計算 |
| 任及び解任 設立時取締役等による調 | 等 定款の変更 解散 清算 |
| 査 設立時代表取締役等の選定等 株 | |
| 式会社の成立 発起人等の責任 募集 | (11) 社債 |
| による設立 | 総則 社債管理者 社債権者集会 |
| (3) 株式 | (12) 組織変更、合併、会社分割、株式交換及 |
| 株主の権利 株式の内容 株主名簿 | び株式移転 |
| 株式の譲渡等 自己株式の取得 株式 | (13) 外国会社 |
| の併合等 単元株式数 株主に対する | (14) 会社の解散命令等 |
| 通知の省略等 株式発行等 株券 新 | (15) 訴訟 |
| 株予約権 | (16) 非訟 |
| (4) 機関 | (17) 登記 |
| 株主総会及び種類株主総会 株主総会 | (18) 罰則 |
| 以外の機関の設置 役員及び会計監査 | |
| 人の選任及び解任 取締役 取締役会 | 2. 証券取引法 |
| 会計参与 監査役 監査役会 会計監 | (1) 企業内容等の開示 |
| 査人 委員会及び執行役 | (2) 公開買付けに関する開示 |
| (5) 計算等 | (3) 株券等の大量保有の状況に関する開示 |
| 会計の原則 会計帳簿等 資本金の額 | (4) 開示用電子情報処理組織による手続 |
| | (5) 開示に関する責任 |
| | 民事責任 刑事責任 行政処分 |

会計学

財務会計論及び管理会計論を参照

租税法

租税法の分野には、租税法総論及び法人税法、所得税法などの租税実体法が含まれる。

租税実体法については、法人税法を中心として、所得税法、消費税法の構造的理解を問う基礎的出題とする。また必要に応じ、これらに関連する租税特別措置法、並びに法令の解釈・適用に関する実務上の取り扱いを問う。ただし、国際課税（例えば、非居住者の所得に関連する事項、タックル・ヘイブン税制、移転価格税制、過少資本税制など）、組織再編成に関する税制及び連結納税制度については、当面の間出題範囲から除外する。

また、相続税法、租税手続法、租税訴訟法及び租税罰則法については、当面の間出題範囲から除外する。

なお、法人税法、所得税法及び消費税法の出題における主たる論点は、以下のとおりとする。

1. 租税法総論

(1) 租税制度の概要

租税の種類 納付と徵収 不服申立と訴訟

(2) 租税法の基本原則

租税法律主義 租税公平主義

2. 法人税法

(1) 納税義務者

(2) 課税所得の計算

① 課税所得の計算と企業会計

課税所得の計算と企業会計の関係
確定決算主義

② 資本等取引

③ 益金の額の計算

資産の販売 資産の譲渡または役務の提供 無償取引 受取配当金 資産の評価益 など

④ 損金の額の計算

売上原価 販売費及び一般管理費
損失 資産の評価損 給与等 保険料
寄付金 交際費 租税公課 貸倒損失
圧縮記帳 引当金・準備金 など

⑤ 特殊取引等

長期割賦販売 長期請負工事 リース
有価証券の時価評価損益 デリバティブ取引 外貨建取引の換算
ストックオプション ヘッジ処理

など

(3) 同族会社

同族会社の判定 同族会社の行為計算の否認 留保金課税

(4) 欠損金と税額の計算

欠損金の取扱い 税額控除 税額計算の手順

(5) 申告

青色申告 更正と決定 清算所得の申告

(6) 納税・還付等

3. 所得税法

(1) 納税義務者と課税所得の範囲

(2) 各種所得の金額の計算

利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 退職所得 山林所得
譲渡所得 一時所得 雑所得

(3) 損益通算と損失の繰越控除

(4) 所得控除

(5) 税額の計算

(6) 申告・納税・還付等

(7) 源泉徴収

4. 消費税法

(1) 納税義務者、課税の対象と課税期間

(2) 課税標準と税率

(3) 税額控除等

(4) 申告・納税・還付等

経営学

経営学の分野には、経営管理と財務管理が含まれる。経営管理は、経営の基礎及び経営管理の個別領域のうち、経営戦略、経営計画、経営組織、動機づけ・リーダーシップ、経営統制を出題範囲とする。また、財務管理については、資本調達形態、投資決定、資本コスト、資本構成、配当政策、運転資本管理、資産選択と資本市場、デリバティブを出題範囲とする。

なお、生産管理、販売管理及び労務・人事管理は、当面は出題範囲に含めない。

I 経営管理

1. 経営管理の基礎

(1) 管理過程としての経営管理

(2) 全般的経営管理

- (3) トップ・マネジメントの役割
 - (4) トップ・マネジメントのリーダーシップ
 - (5) 経営（企業）理念
 - (6) 経営環境と企業の社会的責任
 - (7) 日本の経営管理
 - (8) グローバル経営管理
2. 経営戦略
- (1) 事業戦略（競争戦略）
 - (2) 経営資源
 - (3) 垂直統合戦略
 - (4) 企業戦略（多角的戦略）
 - (5) 戦略的提携
 - (6) 合併・買収（M&A）戦略
 - (7) グローバル戦略
3. 経営計画
- (1) 経営戦略と経営計画
 - (2) 経営計画（長期・中期・短期等）
4. 経営組織
- (1) 経営戦略と経営組織
 - (2) 組織目標
 - (3) 組織構造（形態）と組織デザイン
 - (4) 組織と環境
 - (5) 組織の成長（発展）と組織革新
 - (6) 組織学習
 - (7) 組織（企業）文化
 - (8) 組織間関係
5. 動機づけ・リーダーシップ
- (1) 組織均衡
 - (2) 動機づけ（モチベーション）
 - (3) ミドル・現場リーダーのリーダーシップ
6. 経営統制（マネジリアル・コントロール）
- (1) 内部統制と外部統制
 - (2) コーポレートガバナンス
 - (3) コンプライアンス
- II 財務管理
- 1. 資本調達形態
 - (1) 自己資本調達
 - (2) 他人資本調達
 - 2. 投資決定
 - (1) 投資とキャッシュフロー
 - (2) 投資案の評価方法
 - 3. 資本コスト
 - (1) 源泉別資本コスト
 - (2) 加重平均資本コスト
 - 4. 資本構成
 - (1) レバレッジ効果と財務リスク
 - (2) 資本構成と企業価値—MM理論
 - (3) 資本構成に影響する要因
 - 5. 配当政策
 - (1) 配当と企業価値—MM理論
 - (2) 市場の不完全性と配当政策
 - (3) 自社株取得
 - 6. 運転資本管理
 - (1) 流動資産管理
 - (2) 流動負債管理
 - 7. 資産選択と資本市場
 - (1) 最適ポートフォリオ
 - (2) 資本資産価格モデル（CAPM）
 - 8. デリバティブ
 - (1) 先渡しと先物
 - (2) オプション
 - (3) スワップ取引

経済学

経済学の分野には、ミクロ及びマクロの基礎的な経済理論に加え、企業等の意思決定に役立つ応用理論が含まれる。

- I ミクロ経済学
1. 市場と需要・供給
- (1) 需要曲線と供給曲線
 - (2) 市場均衡
 - (3) 比較静学
 - (4) 均衡の安定性
 - (5) 価格弾力性
2. 消費者と需要
- (1) 無差別曲線
 - (2) 限界代替率
 - (3) 代替財・補完財
 - (4) 効用最大化
 - (5) 上級財・下級財
 - (6) 奢侈品・必需品
 - (7) 所得弾力性
 - (8) ギッフェン財
- (9) 所得効果と代替効果
3. 企業と生産関数・費用関数
- (1) 限界費用
 - (2) 平均費用
 - (3) 利潤最大化
 - (4) 損益分岐点・操業停止点
 - (5) 限界生産物・平均生産物
 - (6) 生産要素の需要
4. 市場の長期供給曲線
- (1) 短期と長期の費用曲線
 - (2) 規模に関する収穫
 - (3) 産業の長期均衡
 - (4) 費用一定産業・費用低減産業・費用遞増産業
5. 完全競争市場
- (1) 完全競争の条件

- (2) 一般均衡モデル
6. 厚生経済学
- (1) 消費者余剰と生産者余剰
 - (2) 課税の効果
 - (3) パレート最適
 - (4) 厚生経済学の基本定理
7. 不完全競争市場
- (1) 市場構造の分類
 - (2) 限界収入
 - (3) 独占企業の利潤最大化
 - (4) 独占度
 - (5) 自然独占
 - (6) 複占モデル
 - (7) 独占的競争
8. 市場の失敗
- (1) 外部性
 - (2) 公共財
9. 不確実性と情報
- (1) レモン市場
 - (2) モラルハザード
 - (3) 逆選択
10. ゲーム理論
- (1) 囚人のジレンマ
 - (2) ナッシュ均衡
 - (3) 展開型ゲーム（ゲームの樹）
11. 異時点間の資源配分
- (1) 2期間の貯蓄と消費の選択
 - (2) 割引現在価値
 - (3) 時間選好率
12. 國際貿易
- (1) リカード・モデル
 - (2) ヘクシャー＝オリーン・モデル
 - (3) 関税の効果
- II マクロ経済学
1. 国民所得
- (1) GDP 統計
 - (2) 三面等価の原則
 - (3) 名目値と実質値
 - (4) 物価指数
 - (5) 産業連関表
2. 国民所得の決定
- (1) 有効需要の原理
 - (2) 45度線モデル
 - (3) 乗数効果（政府支出乗数、租税乗数、均衡予算乗数の定理）
 - (4) インフレギャップ・デフレギャップ
3. IS-LM モデル
- (1) IS-LM モデル
 - (2) 国民所得と利子率の決定
 - (3) 財政政策の効果
 - (4) クラウディング・アウト
 - (5) 金融政策の効果
 - (6) 流動性のワナ
4. 消費と貯蓄の理論
- (1) 限界消費性向と平均消費性向
 - (2) 消費関数（ケインズ型消費関数、恒常所得仮説、ライフサイクル仮説 等）
 - (3) 流動性制約
 - (4) 日本の貯蓄率
 - (5) 遺産動機
5. 貨幣需要と貨幣供給
- (1) 貨幣の機能
 - (2) 貨幣の概念
 - (3) 貨幣数量説
 - (4) 流動性選好理論
 - (5) マネーサプライ・ハイパワーードマネー
 - (6) 金融政策の手段
6. 投資理論
- (1) 資本の限界効率
 - (2) 資本の使用者費用
 - (3) 資本ストック調整原理
 - (4) トービンのQ
 - (5) 流動性制約と投資
 - (6) 在庫投資
7. 労働市場
- (1) ケインズの失業理論（名目賃金の硬直性、非自発的失業）
 - (2) 古典派の雇用理論
 - (3) 摩擦的失業
 - (4) 日本の失業率
8. 経済政策の有効性
- (1) 総需要曲線
 - (2) 総供給曲線
 - (3) 物価水準の決定
 - (4) 景気循環の考え方
 - (5) ルーカス批判
 - (6) ルールと裁量
 - (7) 財政赤字と国債
 - (8) リカードの等価定理
9. インフレーションと期待
- (1) フィリップス曲線
 - (2) 合理的期待形成仮説
 - (3) 適応的期待形成仮説
 - (4) 財政金融政策の効果
 - (5) インフレのコスト
 - (6) デフレのコスト
10. 経済成長理論
- (1) 均衡成長の条件
 - (2) 新古典派経済成長モデル
 - (3) 技術進歩
 - (4) 黄金律
 - (5) 成長会計
11. 國際收支
- (1) 國際收支表
 - (2) 為替レートの決定
 - (3) アブソーブション・アプローチ

- (4) IS バランス・アプローチ
 12. 国際マクロ
 (1) 海外部門を考慮した 45 度線モデル
 (2) マンデル＝フレミング・モデル
 (3) 財政・金融政策の効果
 (4) 購買力平価説

民 法

民法の分野には、民法典第1編から第3編を主として、第4編及び第5編並びに関連する特別法が含まれる。なお、関連する特別法とは、借地借家法、消費者契約法、利息制限法、仮登記担保契約に関する法律とする。

民法（関連する特別法を含む。）の基礎的な知識を問う出題とする。

I 第1編から第3編

1. 民法総則
 権利の主体 人と法人 権利の客体物
 権利の変動原因 法律行為 時効
2. 物権
 物権総論 物権の変動 占有権 所有権
 用益物権の種類 担保物権の種類
3. 債権
 (1) 債権総論
 債権の目的 債権の効力 多数当事者の債権 債権の譲渡 債権の消滅
 (2) 契約
 契約総論 贈与 売買 交換 消費貸

借 使用貸借 貸貸借 承認 雇用 請負
 委任 寄託 組合 終身定期金 和解

- (3) 事務管理
 (4) 不当利得
 (5) 不法行為

II 第4編から第5編

1. 親族
 身分法の意義 親族総則 婚姻 親子
 親権 後見 保佐及び補助 扶養
2. 相続
 相続総則 相続人 相続の効力
 相続の承認及び放棄 財産の分離
 相続人の不存在 遺言 遺留分

統 計 学

統計学の分野には、データ解析や金融工学に必要な記述統計、確率、推測統計、相関・回帰分析の基礎が含まれる。

I 記述統計と確率

1. 記述統計
 - (1) 度数分布表
 - (2) ヒストグラム
 - (3) 標本平均
 - (4) 中央値
 - (5) 最頻値
 - (6) 標本分散
 - (7) 標準偏差
 - (8) 変動係数
 - (9) 分位点
 - (10) 分割表
 - (11) 標本共分散
 - (12) 標本相関係数
2. 確率
 - (1) 事象
 - (2) 確率空間
 - (3) 同時確率
 - (4) 周辺確率
 - (5) 条件付確率
 - (6) 独立性
 - (7) ベイズの定理
3. 確率分布
 - (1) 確率変数
 - (2) 確率関数

(3) 確率密度関数（同時確率密度関数、周辺確率密度関数、条件付確率密度関数）

(4) 分布関数

4. さまざまな確率分布
 - (1) 一様分布
 - (2) ベルヌーイ分布
 - (3) 二項分布
 - (4) ポアソン分布
 - (5) 正規分布
 - (6) t 分布
 - (7) カイ二乗分布
 - (8) F 分布
 - (9) 対数正規分布

5. 期待値

- (1) 期待値
- (2) 分散
- (3) 標準偏差
- (4) 共分散
- (5) 相関係数

II 推測統計と相関・回帰分析

1. 母集団と標本
 - (1) 有限母集団
 - (2) 無限母集団
 - (3) 標本抽出
 - (4) 大数の法則

- (5) 中心極限定理
 - 2. 点推定
 - (1) 統計量
 - (2) 統計値
 - (3) 推定量
 - (4) 推定値
 - (5) 不偏性
 - (6) 一致性
 - (7) 漸近正規性
 - (8) 最良（線形）不偏推定量
 - 3. 区間推定
 - (1) 信頼度
 - (2) 信頼区間
 - (3) 平均の区間推定
 - (4) 分散の区間推定
 - (5) 比率（割合）の区間推定
 - 4. 仮説検定
 - (1) 帰無仮説
 - (2) 対立仮説
 - (3) 片側検定
 - (4) 兩側検定
 - (5) 有意水準
 - (6) 平均の検定
 - (7) 分散の検定
 - (8) 比率（割合）の検定
 - (9) 平均の差の検定
 - (10) 比率（割合）の差の検定
 - (11) 分散比の検定
 - (12) 分割表におけるカイ二乗検定
 - (13) 仮説検定における2種類の過誤
- 5. 分散分析
 - (1) 層化
 - (2) 1元配置
 - (3) 2元配置
 - (4) F検定
 - 6. 相関と回帰
 - (1) 散布図
 - (2) 相関係数
 - (3) 無相関性の検定
 - (4) 単回帰
 - (5) 重回帰
 - (6) 最小二乗法
 - (7) 係数の有意性検定（t検定、F検定）
 - (8) あてはまりのよさ
 - (9) ガウス＝マルコフの定理